

各年度經濟計畫中從業人員、賃銀、能率、其の他勞働關係事項の審査等であつたが、殊に重要なものは社會保險事務であつて、之こそ將來勞働組合の主要任務とされることになつた。

その結果、總評議會は、社會保險の運用監督及び基金の運用に任ずることとなり、從來勞働省社會保險局の管掌せる事務を取扱ふ爲め、總評議會第一書記を首班として多數の専門家より成る特殊の部課も設けられ、總評議會としては、全國の各種社會保險の豫算を編成し、それに對する政府の認可を仰ぎ、社會保險關係法案を起草し、關係法規施行に關する指令廻牒を發布し、政府と協議の上保險料及び給付額を決定し、サナトリウム休養所の管理及び其の他の療養所の建設改造をなし、各勞働組合と協力して、保健省所屬各機關の資金工夫の方法を考究し、それに對する組合側の離出金額を定め、以て被保險者に對する醫療の便宜を得さしめ、尙ほ各勞働組合に於ける保險事務一般に對して監督をなすこととなつた。又州及び共和國の勞働組合聯合評議會でも、各州又は共和國に於ける勞働組合の保險事務を監督し、州聯合評議會では、州内の豫算の編成、地方組合の豫算の認可、管内の産業災害犠牲者療養所及び勞働組合附屬休養所の創設管理、併びに醫療専門家の州委員會の組織等を掌ることとなつた。一小地方又は市部に於ける保險事務は、同地方の勞働組合評議會の管掌するところとし、勞働組合の基本單位たる經營協議會の活動及び各企業の保險料納入の監督をなすこ

とになつて居る。

斯く社會保險の一般的運用及び監督は、總評議會及び州又は地方聯合評議會の管掌に屬するが、實際上の施行は、ソウエート社會保險が産業別又は企業別に組織されて居る爲め、各勞働組合に於て行はれるので、保險基金は各勞働組合の中央機關に附屬して居り、而して保險料及び給付の受授、給付支給資格の決定、病氣缺勤の許可、療養所收容の手續等の事務は、經營協議會に於て之を行ふことになつて居る。

次に勞働組合の新任務たる工場監督は、總評議會及び州又は地方聯合評議會に於て之を行ふことになつて居り、總評議會には、監督部を特設することになつた。工場監督制度は、産業部門毎に之を設置することになつて居り、従つて各産業の勞働組合中央部及びその地方支部には、各特殊の監督機關が設置されることになつた。工場監督官が社會立法違反を發見した場合之を處罰すべき権能を有することは云ふまでもない。

工場保健施設に關する規定は、將來當該行政官廳と協定の上關係勞働組合中央機關より産業別に發布されることになり、團體協約の審査、登記及び監督は總評議會及び州又は地方聯合評議會の管掌となつた。

以上の新機能實施の結果、勞働組合の必要となるべき資金は一九三三年末までは、前勞働省及び社會保險中央局の豫算中より支辨し、一九三四年以後は、總評議會に於て豫算を作製して、政府の認可を仰ぐこととなつた。

## 南 歐 諸 國

中央ヨーロッパの時局の推移と國內經濟界の安定堅實化とは、一九三三年に於てイタリアのファシスト政權の地位をば、國際的にも又國內的にも、確立強化せしめ、曾ては歐洲大動亂の口火と目されしムッソリニ氏は、歐洲平和の維持擁護者として重要視せらるゝに至つたと同時に、國內に於けるファシスト制度の整備完成に専心して、一九三四年四月二十八日十九世紀以來の立憲民主的議會は撤廢となり、遂に一九二二年革命以來の懸案たりし職團組織の基礎確立を見たるは、注目すべき事件であつた。

翻つて新興共和國スペインに於ては、一九三一年四月革命の結果創立せし第二共和國が、同年十一月新憲法を制定し、之に基く第一次内閣は、マヌエル・アサナ氏を首相として組織されて以來、幾多の難關を突破して基礎漸く鞏固となつたが、その後アサナ内閣の左傾的政策に對して不満を有する一派の間に社會黨排斥運動の計畫行はるゝに至り、イタリアのファシスト黨やドイツのヒットラー派の私兵を思はしむる如き青シャツ隊の組織さへ行はれ、之等の反社會主義的勢力は、殘存せる王黨員の策動とサンチカリスト乃至共產派に屬する極左派の活動と相俟

つて、この南歐の新共和國にも一大波瀾の捲き起きんとする形勢となつた。

元來第二共和國の創立は、共和主義者即ち王政反對の諸派と社會黨其の他勞働團體の結束の結果であつて、しかも社會黨は一九三〇年までは、ブルボン王朝倒壞運動には参加せず、隱忍持久の態度をとつて居つたのであるが、同年秋それが愈々共和主義各派と提携するに至つたのは、社會黨が統一ある全國勞働者團體の團結力を背景としてそのかねて標榜せる政綱實施の見込がついた結果であつた。而して一方共和派各派には、王政廢止をこそ目標として居つたが、その背景として何等有力なる團結を有せず、又革命後に於ける新國家組織に對して明確の政策とて有しなかつた。その結果革命後の政府の方針は、主として社會黨の綱領に基いて作製せられる爲め、や、もすれば、アサナ内閣は社會黨の傀儡なりとの非難を免れず、尙ほ共和派各黨間の意見に相異なることは、新憲法制定當時既に顯著にして、例へば革命政府の内相ミゲル・ナウラ氏が宗教上の意見衝突の結果辭職し、又第一次内閣後にも、二大臣アレハンドロ・ルルー氏及びテゴ・マルチネス・バルリオス氏が政府の左傾主



義に反対して辭職した如きこともあつた。

それらの共和派不家連は、カトリック教會の勢力を中心として最近漸次集結し、それに軍人及び地方大地主階級等が合流し、加ふるにサンチカリスト、共產派及びカタロニア獨立派等の極左反政府分子が相呼應し、而して之等反革命勢力の首腦者として、ルルー氏及びマウラ氏が擁立されるに至り、新共和國の前途頗る多難の形勢となつて來た。

それらの反政府分子は、一九三三年初頭國會の開會するや、事毎に政府の政策に反対し、やがて來るべき市會選舉及び國會總選舉（新憲法制定後國會は改選される筈であつたが、當時國內の情勢に省みて總選舉は延期されたが、其後缺員の十餘名に達せし結果、遠からず總選舉は行はるべき豫想となつた）に於て社會黨の勢力を驅逐せんことを計畫するに至つた。之に對して社會黨側では、一九三三年二月下旬聲明書を發表して、社會黨が革命後入閣せるはそのかねて標榜せる政策の實施を條件としたもので、社會黨としては必ずしも入閣を希望したものでなく、入閣後と雖かねて革命委員會に於て協定せる政策以外を主張したことをなきを指摘し、ルルー一派の運動は全然社會黨排斥以外の何物ならずと云つて、共和國とその根本原則たる民主主義擁護を力説するところがあつた。

斯くして一九三三年上半期に於ては王政派の策動は依然として繼續せる一方、極左派たるサンチカリスト一派の各地分派

と提携して、動もすれば物情騒然たる事態を惹起し、加ふるに

革命的勢力の中心たる社會黨内部に於ても、政府參加問題をめぐりて左右兩派の對立あり、遂に十月十日の國會解散、及び十一月十九日に舉行されし新憲法に基く第一回總選舉は、はしなくもこの國內に於ける諸勢力間の抗爭對立を曝露すべき機會となつた。元來十月解散されし議會は、革命後の一九三一年七月二十八日の總選舉に於て選出されたもので、その任務としては特殊の事項が定められて居つたものであつた。即ちそれは第一に共和國憲法を制定し、又憲法に附隨する補助的法律を制定するのを唯一の目的としたもので、この點に於て普通の國會とは性質を異にするものであつた。元來共和國創立當時に於ては、從來共和主義各派の聯合に於て組織せる革命委員會が假政府として革命後の善後策に當ることになり、之には社會黨でもフェルチナンド・デ・ロス・リオス氏、ラルゴ・カバレロ氏及びブリエト氏の三名の代表者が參加して居つたが、この假政府の政綱なるものは、革命前各派間に於て協議の結果作製せられし諸協定より成るもので、従つて假政府は、一種の聯立内閣にして、一九三一年の國會選舉に於ては、社會黨は、他の共和主義革命派と提携して選舉戦に従事した。

當時政府側は、定員四百七十名の國會に於て、百十七名の多數を占めて居つたのであつたが、やがて憲法案の國會に提出せらるゝや、進歩派先づ脱退し、續いて憲法可決となるや、急進派は、政府の社會政策的立法に對しては、それらはかねて革命前の協定に基く處置たるにかゝはらず、事毎に反對を唱へ、之に對して一方全國の資本閥はルルー氏の急進黨を支持して、一大反動的勢力を構成するに至つた。

然しながら政府側では、國會の絶對多數を背景として著々革命の効果を徹底することに努め、憲法に従屬せる補助法令の議會を通過せるものも既に四百餘件に達したのであつたが、こゝに最も難關とされしは、土地と教育の問題であつた。スペインの土地所有制度が、封建時代の大地主制度がそのまゝ傳承されしことと、教育上に於てカトリック教會が絶大の權力を有せることは周知のことで、社會黨の農相マルセリノ・ドラインゴ氏は、大地主所有の土地をその登記せる地價にて收用し、之をば分配するに當つて、専ら産業組合に管理せしむべき案を作成し、又同じく社會黨の文相たるド・レス・リオス氏は、教育と宗教とを分離し、殊に發達幼稚なる初等教育の確立に努めることとなり、いづれも著々その實施を進捗せしめて居つた。之に對して革命以來王政派勢力の没落せるに代つて擡頭せし資本家及び中産階級中の保守的分子は、翕然として全國の社會主義化反對を標榜せるルルー氏を支持するに至り、一九三三年四月下旬舉行されし農村地方の町村會選舉に於て進出の機を得しに乘じて、こゝに内閣打倒運動を漸く熾烈にするに至つた。アサナ首相は、ルルー一派の反政府運動の擡頭に省みて、現政府の

及び共和奉仕派も脱退するに至つた。進歩派の脱退したのは、憲法第三十六條に關する討論に關聯したもので、本條は國家とカトリック教會及び宗教團體に關する規定であつたが、抑々當時の憲法案なるものは、原案は政府部員ならざる専門家の手にて起草され、之をば同會の委員會にて修正成立せしめたるもので、第三十六條に關しては、當時國防大臣たりしアサナ氏が委員會に於て修正を提案し、之が國會の可決するところとなつたのであつた。然るに當時の首相たりし進歩派のアルカラ・サモラ氏は、右の修正に満足せず、内相ドン・ミゲル・マウラ氏と共に辭職したのであつた。之に於てアサナ氏首相となり、やがて一九三一年十二月憲法制定となるや、ザモラ氏を大統領に選出して、假政府は辭表を提出することとなつた。之より先政府部員間には、新憲法に基く第一回内閣の顔觸は、従前通りなるべき協定をなし、その旨急進派の外相ドン・アレハンドロ・ルルー氏より大統領に進言するところがあつた。而して大統領は、再びアサナ氏の組閣を命じたが、當時大統領はカタロニアの共和派志士としてその敏腕を知られしハイナ・カルネル氏を藏相に任命したが、氏とルルー氏とは、數年前バルセロナ市の濱職事件に關聯して一大論争を惹起したることあり、云はゞ政敵の間柄にあつた結果、ルルー氏は辭職前の協定を無視して、新内閣も社會黨員の參加せるを理由として下野し、爾來氏は反政府運動に邁進することになり、ルルー氏を盟主とせる在野派



立法政策をば、國會が既に原則として承認せる方策に限るべきことを申出でて、ルルー氏一派の運動を緩和すべきことを希望したのであつたが、その効なく、一九三三年七月蔵相カルネル氏病氣辭職をせし際、大統領は、内閣改造を企つるに至つた。然し之は効を奏せず、二三閣員の更迭ありしのみで、アサナ氏は再び首相となつたが、九月三日憲法保障裁判所構成員選舉に際して、政府内部の打合せなく、社會黨では單獨に候補者を擁立し、その結果大多數の選舉區に於て失敗したのであつた。この選舉の投票権者といふのは、革命前たる一九三一年四月十二日に選出された市會議員のみであつたが、とにかく社會黨の失敗は、反政府運動の有力を示すものと見做されるに至り、大統領は遂に九月七日アサナ内閣の總辭職を要求し、之に代つてルルー氏をして新内閣を組織せしめたのであつた。

ルルー内閣の組織に際して、サモラ大統領が、閣員を政黨以外より任命せんとして失敗したることは、大統領辭任問題をまで惹起したが、九月九日ルルー氏を首相として成立せる新内閣は、急進黨五名、急進社會黨三名、共和主義運動派一名、カタロニア左派一名を閣員とし、社會黨は入閣せず、共和主義右派内閣とも云ふべきものであつた。然しながら議員百十名を擁して國會の第一黨たる社會黨の地位は確固たるものなりし關係上、こゝに議會を解散して諸派勢力の配合を更新する必要を生じ、斯くて社會黨反對運動は、特に前労働大臣たりし社會黨々

首フランシスコ・ラルゴ・カバレロ氏の制定せる社會立法反對を中心として全國的に行はれるに至つた。

ルルー内閣は、大體に於て全國各方面の現在の意嚮を代表するものと見做されて居つたが、十月三日國會が一八九票對九一票にて政府信任案を否決せし結果辭職し、之に代つてデエゴ・マルチネス・バリオス氏の聯立内閣が成立した。之にも社會黨は入閣を拒絶し、十月九日バリオス首相の國會を解散するや社會黨は全國大部分の選舉區に於ては、他黨と提携せず、純粹社會主義政策を標榜して独自の立場に於て立候補することとなつた。

スペイン労働者共和國憲法による第一回の總選舉は、十一月十九日に舉行されたが、今回は婦人有権者も初めて投票に参加し、投票率は約九割の多數に達し、翌二十日政府の發表によれば、反革命派と目すべき極右諸黨の當選者二百名、之に對して共和派たる急進黨九十名、社會黨六十名、カタロニア黨三十名等にして、バリオス首相を初めとして、遞信、陸軍、外務、海軍、内務の諸大臣凡て落選し、アサナ氏の急進社會黨は一名の當選者もなく、サモラ大統領の進歩派は僅か一名の當選者ありしのみにて、結果より見れば、王政復舊の傾向の歴然たるものあり、且政府の説明によれば、全國四十九選舉區中約三十區に於ては、當選者所定の投票數を獲得せず、それらの區に於ては十二月三日第二回投票が行はれた。斯くて共和國第一回の總選

舉の結果は、左の如く國會の全貌を一變するに至つた。

| 右 黨     |         | 中央黨     |     | 左 黨       |    |
|---------|---------|---------|-----|-----------|----|
| 農村人民派   | 議席數 一〇四 | 急進黨     | 一〇一 | 社會黨       | 五八 |
| 農村派     | 三九      | カタロニア聯盟 | 二五  | カタロニア左派   | 二二 |
| 無所屬     | 二四      | 保守共和派   | 一八  | ガリチア同盟    | 六  |
| 傳統派     | 一七      | 自由民主派   | 九   | 共和主義運動A・R | 五  |
| スペイン革新派 | 一五      | 無所屬     | 六   | 獨立急進社會主義派 | 四  |
| バスク國民派  | 一二      | 進歩共和派   | 三   | 急進社會主義派   | 一  |
| 國民派     | 一       | 合計      | 一六二 |           |    |
| 合計      | 二二二     |         |     |           |    |

聯邦主義派 議席數 九八

今回の總選舉に於て有権者總計千三百萬人中投票者約八百萬と云はれ、各派得票數は、右黨及び中央黨は提携して約三百三十八萬五票を獲得したが、之には、急進黨、カトリック教農村勢力を代表する農村人民派即ちスペイン自治權同盟(C・E・D・A)、同じくカトリック教の農村派、復辟運動の資源と云はれるスペイン革新派、舊カルロ黨なる傳統派、前内相ミゲル・マウラ氏の保守共和黨、王政當時國會議長たりしメルキアデス・アルヴァレス氏の自由民主派、等七派が屬して居つた。之に對して社會黨では、單獨候補を擁立した選舉區のみでも、得票百七十二萬二千票、他派と聯合にて立候補せるもの七十萬票あり、合計二百四十餘萬票に達し、尙ほ此の外右の提携に参加せざる共和主義各派及び共產黨等を合算したものが七十八萬五千票となり、得票數より云へば、左翼各派のみで約百八十九議席を獲得し得べき計算となるが、事實上僅に九十餘名の當選者にすぎざりしは、選舉制度の缺陷より生じた現象と云はれた。

斯くて十二月十五日バリオス内閣は辭職となり、之に繼いでアレハンドロ・ルルー氏は中央及び右翼各派聯合の新内閣を組織したが、之に對して、社會黨は、大統領に對して再び議會を解散すべきことを要求し、極左派間には抗議の爲め總罷業を



敢行せんとするものあり、各地に爆弾暴動事件は頻發して、物情騒然たる状態となつた。

南歐の別天地と云はれたスキスにとつても、一九三三年は殊に多事不安の一歳であつた。前年十一月チネーヴに於ける反戰大示威の際惹起した暴動以來全國上下異常の不安を感じる際、ドイツに於けるナチス政權の確立は、從來政界廓清を標榜して各地に組織されし國民主義的運動を煽動して、『ナチス聯合派』を初めとして各種の『戦線』組織運動の傳波普及となり、スキス政界の中堅たる急進民主黨さへも反動的色彩を帯び、國防問題をさへ惹起する一方、對外貿易の沈退は失業者數の激増を來し、果ては憲法改正、職團國家制度まで論ぜられるに至つた。この間、労働運動の堅實不動なる態度と、スキス政治組織の民主主義的原則のよくフランス化を防止し、民主黨提出の社會運動取締法案の國民投票により否決となりし如き之をポルトガルに於てカルモス將軍の獨裁制度が、遂に純然たる職團國家主義を採用するに至つたに對比するとき、好箇の對象であつた。

#### イタリア職團制度

イタリアの國際的地位の漸く確立するに伴つて、國內に於けるフランス制度も漸次基礎を鞏固にすると同時にその組織編成等も改善整備され、一九三三—三四年に於ては、労働組合を始めとして、フランス産業制度の特徴たる職團 (Corporazione) も亦愈々本格的體制を得るに至つた。

二次的團體三、大地方的團體二十二、全國組合一になつたが、之は保險業従業員が、全國信用保險業従業員組合同盟會と改名して、その部類に編入された結果であつた。

右の改正の眼目は、州(又は數州合同)聯合會なる新しき機關を設けた點にあるので、州聯合會は中央統制機關ではなく、全國同盟會と州内の業別又は地方別聯合會との聯絡機關たるにあるのだと云はれて居る。

職業組合の改編に續いて、職團組織の完成は企てられ、一九三三年五月十五日に開催された全國職團會議中央委員會に於ては、この事の協議があつた。從來フランス職團として試験的に組織されたものとしては、一九三〇年十二月六日の省令によつて創立した演藝業に於けるものが唯一であつて、其の他に部分的のもの、設置を見たが、職團としての機能を發揮するものは一もなかつたのであつた。こゝに於て政府は、中央委員會の決議に基いて職團組織の確立を期することとなり、各關係方面と協議してその案を作製することとなつた。斯くて一九三四年一月十八日イタリア國會下院では、かねてフランス黨にて起案提出せし職團 (Corporazioni) 法案をば協賛し、斯くてフランス革命の最後の段階たる十九世紀以來の立憲議會制度を廢止して、所謂職團國家の機構を完成することに決定した。

職團乃至ギルドは、歐洲に於ては必ずしも新語ではなく、この名稱を帯びし經濟團體は中世以來存続して居つたが、ムッソ

労働組合 (Corporazioni) 制度の基礎となつて居るイタリアの職

業團體は、一九三二年一月現在加入員數合計雇主團體百十六萬三千四百七十二人、労働者團體三百七十三萬二千九百三十人なりしが、同年七月には、雇主百四十萬六十七人、労働者三百七十三萬二千九百三十人に減少したと報告されて居る。而して政府では、かねて労働者團體の組織改正を計畫して居たが、一九三三年二月十四日附官報に於て愈々改正規約を發表して、全國の労働組合組織は、根本的に改編することとなり、この結果、フランス工業労働組合同盟會が從來全國的聯合會十五團體、地方的組合二千三百五十團體、初次的組合(法人)三十五團體より成りしものが、全國的聯合會十二團體、州聯合會九十二團體、初次的組合の法人たるもの一團體となり、それ以下の初次的組合は法人と認めざることとなつた。又フランス農業労働組合同盟會は、從來二次的全國團體十九團體と初次的組合四百十二團體にて構成して居つたものが、前者五團體、後者九十二團體となり、商業使用人組合同盟會は、二次的團體七、初次的組合五百六十九なりしものが、前者六、後者九十二となつた。次に内國交通従業員組合同盟會が、從來全國的聯合會六と地方的組合百二十二にて組織されしものが、全國的聯合會六團體、大地方的聯合會十六團體に改編された。而して銀行員組合同盟會のみは、改組の結果その構成團體數も増加して、從來二次的團體四、大地方的團體一五、初次的全國組合一なりしものが、

リニ氏がフランス綱領を作製するに當つてその眼目としたのは職團であつて、之を中心とせる國家組織は夙に一九二七年の労働憲章に明言されたものであつた。而してそれが爲めフランス政權に於ては、一九二六年に先づ職業組合法を制定して從來の労働者乃至企業者の團結を根本的に改革せしめ、續いて内閣に職團省を設置し、最初はムッソリニ氏自身同省大臣を兼攝し、一九三〇年には全國職團會議法を制定し、以て著々として職團國家の體制具備に努めるところがあつた。しかしながらイタリアのフランス獨得の組織たる職團そのもの、構成に關する明確なる規定は設けらるゝに至らなかつたが、一九三四年一月十八日下院に於て職團法の可決されると共に、こゝにフランス制度の全貌は少くとも制度上に於ては完成したのである。斯くて從來の立憲制度の下に於ける國會は廢止となり、その下院の代りに全國職團會議を以てし、上院は存続してその立法權も認められて居るが、實質上古代ローマの元老院の如きものたるべく期待されて居る。

今回制定となつた職團法の全文は、左の如くのものであつた。

第一條 労働憲章第六條、一九二六年四月三日發布法律第五六三號及び一九二六年七月一日發布勅令第一一三〇號に規定せる職團の組織は、中央職團委員會と協議の上職團省大臣の勅告に基く首相の命令により之を行ふ。

第二條 職團の總裁は、國務大臣又は次官、或ひは全國フランス



ト黨主事之に任ず。職團總裁は、首相之を全國職團會議々長に任命す。

第三條 職團創立の命令には、その中央委員の數及び該職團を組織せる各團體の指名せる委員の數を明示す。右委員の指名には首相の許可を必要とし、之は職團省大臣の勸告に基き首相命令として發布す。

第四條 職團にして經濟活動の異なる部門に従事せる人々を參加せしめ居るものは、特別部課を設けることを得。各部課に於ける決定事項は、當該職團の許可を要す。

第五條 首相は、經濟活動の數部門に互れる問題の討議の爲め二團體以上の職團の聯合會議の召集を命ずることを得。

第六條 首相は、職團省大臣の勸告あり、且中央職團委員會の協議を経たる上、特殊製品に關する經濟活動を規整すべき職團附屬委員會の設置に關する命令を發することを得、又職業別團體及び官廳乃至全國ファシスト黨の代表者をして右委員會に參加せしむることを得。右委員會に於ける決定は、當該職團及び全國職團會議總會の許可を要す。

第七條 一職團を構成せる團體は、職業組合關係事項に關しては自治自主たるべく、然しながら職團省大臣の發布せる規定に基き、依然として各職團の所屬たるべし。

第八條 各職團は、一九二六年四月三日發布法律第五六三號及び一九二六年七月一日發布勅令第一一三號の率により賦與されし機能及び權能とは別個に、經濟關係の集團的規制及び生産の中央集權的規律を目的とせる規則を起草すべきものとす。

職團が、右の機能を遂行するには、所管大臣の勸告に基くか、或ひはその所屬團體の一の要求に基き、且首相の許可を得るものとす。

法律第八三四號、一九三三年一月十二日發布法律第一四一號其の他法令とを統一すべき規則を發布すべき權能を有す。  
第十五條 全國職團委員會の構成は、あらかじめ閣議の協賛を経たる上首相の勸告に基き勸令を以て之を修正することを得。

スミス労働運動

スミスの労働運動が大戦以來堅實な發達を續けて、その結束の鞏固なことに於ても又財政的基礎の確實なことに於ても、歐洲各國中屈指のものたるは周知の事實であり、最近世界不況の影響の下に國內經濟界の悲境に陥るや、種々なる對策を發表して活動しつゝあり、滿洲事變の勃發後は専ら帝國主義戰爭反對とファシズム擡頭の抑壓とに力を注いで、改良派社會主義インターナショナル加盟團體間でも、その峻烈なる理論闘争に於てはオーストリア労働運動に匹敵するものあり、一九三三年ドイツに於てナチス政權が成立し、各インダーナショナル之に對抗すべき方策の決するや、労働組合總同盟では、社會民主黨と協力して、ナチス・ポイコットを目的とする聯合委員會を任命し、國內各方面と提携して、ドイツ製品の排斥に努めると同時に、又國境委員會を設置して、輸入の統制排斥すべきドイツ品及びその代用品の選定等に奔走しつゝあり、大戦中反戦派の盟主の一人として戦争停止を目的とせる労働者の國際的共同戦線を主張した當時を偲ばしむるものがあつた。

労働組合大會 スミス労働組合總同盟は、アムステルダム・イ

す。

第九條 一九三〇年三月二十日發布法律第二〇六號第十二條の規定により、職團を組織せる職業的團體の締結せる協定は、本法第十条の規定により必要とせられし許可を得るに先立ち該職團の審議に附すべきものとす。

第十條 職團は、經濟活動上その擔當せる部門内に於ては、前記第八條第二項の手續に基き、公共事業の料金及び特權的條件の下に公衆に提供すべき商品の價格表を作製すべき權能を有す。

第十一條 前數條に規定せる規則、協定及び料金價格表は、之を全國職團會議に附してその協賛を得、且全國の法令集に採録すべく首相の命令により發表せらるゝと同時に効力を生ずるものとす。右の規則協定及び價格表に個人が違反したる場合の罰則に關しては團體労働協約に關する立法を適用するものとす。

第十二條 職團は、何時たりとも所管官廳の要求ありし際は、その設立目的たる經濟活動の部門に關するいかなる質問に對しても、その意見を提出するものとす。職團創立の會合又は全國法令集に採録すべき命令に於て、首相は、該職團の擔當せる經濟活動の部門に現存せる諮問委員會に對しては、その委員會設立の規定の如何を問はず、之を廢止せしむることを得。

第十三條 職團は、集合的労働争議の場合、各特殊の場合に應じて總裁の選定せる職團員の構成せる調停會議により、各争議の性質目的を考慮し、和解斡旋をなすことを得。

第十四條 本法に違背し又は本法と兩立し得ざる規定は、凡て之を廢止す。

政府は、本法と一九二六年四月三日發布法律第五六三號、一九三〇年三月二十日發布法律第二〇六號、一九三二年七月十六日發布

インターナショナルに加盟し、一九三三年初頭現在組合員數合計二十二萬四千六百六十四人を有する有力なる全國中央機關であるが、一九三三年十一月十八日及び十九日の二日間ビエンヌ市に於て開催したその年次大會への報告によれば、總同盟加盟組合員數は依然として増加の傾向を持續し、一九三三年初頭の合計は、前年同期に比すれば、一萬七千二百九十八人の増加を示して居ることであつた。

右の大會は、最近政府豫算を中心として起つた社會民主黨との紛争問題と最近スミスに於て重大化する『組合國家』問題との解決を重要議題として取扱つた點で、注目されたものであつた。

大會は、出席加盟組合代表三百三十名、オスカル・シュネーベルゲン氏議長となつた。書記マルチン・マイステル及シャルル・シユルヒ兩氏の提出せる執行委員會事業報告には、總同盟が、かねて一週四十時間制確立を標榜し、政府の時間外殘業を容易に許可することに對して熱心なる反對運動を行つたこと、及び家内工業乃至中小工業の労働者は、全國で合計五十萬人に達し、之等の労働者の從業時間は一週六十時間に及ぶものあるに、之に對して工場法規は適用せず、總同盟では之等の中小工業労働保護立法制定の爲め努力せしこと等が報告されて居つた。尙ほ、該報告には、總同盟が各國に於ける民主的自由擁護の爲め努力するところあり、ドイツ製品排斥にも従事し、それが



爲め、消費者組合運動とも提携して活動したことが述べられて居つた。

社会民主党との紛争問題は、國會に於ける政府提出の豫算案に對する賛否に端を發したもので、スキス社会民主党では、黨是としては、政府豫算に絶対反對の決議をしたのであつたが、唯労働組合代表にして國會議員たるものに限つて、場合によつては賛成投票をなすことを認めることになつた。然るに本部のこの決定に對して地方黨支部間には、苟しくも労働者を代表せるものは、黨の大會執行委員會乃至代議士會の決定に反對すべきにあらずとて、本部に對して抗議するところがあり、總同盟では、斯くの如き抗議は認識不足なりとして、組合側議員の行動の自由を主張するところがあつた。元來政府の豫算なるものは、徹底的のデフレーション政策に基くもので、之に對して總同盟側では、かねて危機對策の綱領(協働労働年鑑昭和八年版三七頁以下参照)を作製して反對して居り、總同盟側のデフレーション反對政策は、その後行はれた國民投票によつても支持された結果、政府では、労働組合側の要求事項の大部分を採用して、こゝに玉石混交の妥協豫算を作製したのであつた。社会民主党が反對投票を決定したのは、實にこの妥協豫算に對して、あつて、當時黨代議士中組合側に屬する十名は、とにかく該豫算を支持すべきことを言明し、黨本部も之を承認したのであつた。今回の大會に於て總同盟副會長ロベルト・ブラッチ氏の説

明したるところによれば、政府の第二回豫算案は、國民投票で否決となつた第一回案に比すれば、労働階級にとつては、幾多の有利の點あり、『全豫算を協賛するは、それが爲めの犠牲なり』とのことであつた。友誼代表として大會に参加せる社民黨々首ラインハルト氏は、黨が豫算反對を決定しつゝ、しかも組合側の自由行動を認めたのは、大藏大臣が社会民主党を絶滅し、労働組合を解散して、その所謂『組合國家』に收用せんとしたからである旨説明した。國會に於て賛成投票をした代議士の一人たるイルグ氏も亦、大會に於て、該豫算を否決することは、フランストをしてその好むところを行はしめることになることを説明し、斯くて大會は、組合側代議士の國會に於ける態度を是認し、黨との紛争問題は落着することとなつた。

『組合國家』問題は、最近スキスに於て何々『戦線』と稱する種々なるフランスト團體の組織せられ、『組合國家』制度を目標として、中世紀ギルドに基く組合 Corporations 組織を行はんとし、或る團體の如きは、スキスの國民性を考慮してあくまで民主的の原則に基いたる運動を行ひつゝ、あり、フライブルグ州などでは、ギルド組織確立を目的とせる法案がカトリック派保守黨員によつて州議會へ提出される状態であつた。而してこの『戦線』運動の地方に於ける勢力の侮り難きは、今回の大會に於ける地方代表の報告によつても明らかであつて、例へば、チューリヒ代表ケーギ氏はチューリヒ州に於ける無産者中の知

識階級層が多數之に参加せることを指摘し、ノイエンベルグ代表ロベルト氏も亦、中産階級及び農民間に於て、『戦線』運動の共鳴者多きを報告して居つた。

大會に於ては、ウェーベル氏の『組合國家』問題に關する報告あり、それを中心として討議の後、『組合國家』運動に對しては絶対反對の旨の決議が可決された、それには、『フランストは好んで所謂新方策を論ずるものであるが、しかしながら彼等の思想は、中世紀より得來つたものである。彼等は、産業に於ける職團 Corporations 組織は、現下の暴風雨中に於て經濟の船の難破を救ふべき唯一の錨であると云ふ。彼等の眞意は、この言葉を利用して、労働階級を瞞着し、麻痺せしめたる手段とするにある。……彼は口舌の上にも民主主義を尊重する。然しながら事實に於て……獨裁制度に至らざるを得ない虐政への傾向明かにして、民衆の一致團結を説きつゝ、實は民衆の一部にして最大の部分をば排除して、その自決權を奪はんとしつゝ、ある。本大會は、職團なる觀念を中心にして行はるゝ、教義に對して一般公衆の注意を喚起せんとするのである。或る人は、職團をば、或る問題に關する經濟的團體間の協調のみを意味するものなりとし、又他の人々は、この觀念を基礎として、一黨一派の利益追及を目的とせる一大經濟組織を建設せんとする。その結果は、經濟的自治の確立にあらずして、却つて經濟をば政治的目的に屈服せしめ、經濟的不能となり、やがては、自由

知識の壓服に終るべきものである』と云ひ、或る州で提議された職團組織に關する法案は、團結の自由を奪ひ、社會立法を破壊せんとする國憲違反の立法であると斷定し、進んで從來労働組合は、その組織改造の必要を感じて居つたが、改造はあくまで自由なる經濟的組合を基礎として行ふべく、又労働組合では各産業に於ける從業條件全部の規整を要求して居つたが、之は全國的協定を以て行ふべきで、萬一その不可能の場合には、ギルト組織も止むを得ざれど、それを構成すべき團體は、あくまで自主獨立たるべきであると主張してあつた。

右の決議に次いで、大會は、將來各加盟組合に徒弟及び少年工部を設置し、且雇主をして労働組合が徒弟少年工をも代表する機關たることを承認せしむるやう努力すべきことを決議した。

社会民主党 スキス社会民主党では、一九三三年三月十一日その執行委員會々合に於て、現下の時勢に對する種々なる政策につき協議するところあり、例へば當時共同戦線組織の申込をなせし共產黨に對して、一九三一年の國會總選舉に於て、共產黨得票一萬二千七百七十八票に對して、社民黨側二十四萬八千票なりし事實に省み、共產黨が提携を申込むに際して、條件を課するを不當となし、『不可侵條約』と『多數意見への服從』を條件としてその申込に應ずべきことを明言し、その他經濟問題社會問題につき協議するところあり、その結果は、やがて四月



八日及び九日の兩日ビエヌマ市に於て開催された特別大會の討議に上程された。

この大會は、黨の經濟問題政策の決定と中歐政界の推移に基づく黨戰術の根本的再檢討とを目的として召集されたものであつて、ラインハルト、アブレヒト、ヴォーシエルの三氏を議長として開催された。經濟政策に關しては、ロベルト・グリム氏及びエ・ポール・グラベル氏の重要な演説あり、スキスが世界恐慌の影響を蒙ること運かりしに比して、その深刻化の速度著しく、輸出不振、失業者増加の結果、政府は屢々補助金制度により之が匡救に努め居り、又國家財政も歳入削減にて難局に立てる旨指摘せられ、而して之等の負擔が生産階級に轉嫁せられ、議會の多數派有産者政黨は、聯邦官吏の俸給七分五厘低減を計畫せしが、之に對して社會民主黨では、同案をレフレンダムに附すべき運動を開始すると共に、労働組合と協力して、大資産及び所得に對する非常特別税賦課のイニシアチヴを發起したことが報告された。

次にスキスの政治經濟情勢に關する決議が、大會の可決するところとなつたが、之には、今や労働運動は一新時代を劃して、社會主義の宣傳流布をば、日常闘争の具體的結果によりて期せる時代は去り、今日では、労働階級のイデオロギーは、大衆生活水準低下への抗争や、政治的自由の獲得確保の闘争乃至社會主義の實現の運動によつて形成さるべき時代であり、之には勞

### ホルトガル組合國家制度

ホルトガルは、一九一〇年十月の革命の結果ブラガンザ・コブルグ王家倒壊して、國王マノエル二世陛下は外國に亡命し、共和國創立となり、翌一九一一年八月新憲法の制定を見たが、その後共和國政府の放漫なる財政政策の結果、全國不安の状態に陥り、遂に一九二六年七月のクーデターによつてアントニオ・オスカル・フラゴソ・カルモナ大將の獨裁政權が樹立されるに至つた。ホルトガル共和國は、全國人口約七百萬の小國で、國際的にはイギリスと同盟關係にあり、その結果種々なる點に於てイギリスの協力を得て、カルモナ大將の獨裁治下に於ては、財政の整理も完成され、世界不況の影響も免れ、經濟的基礎は、漸く安定するに至つたが、政治方面に於ては、王政時代の殘黨の復辟運動を試むるものある一方、ラマゲ・クルト氏を黨首とせるホルトガル社會黨は、社會主義労働インターナショナル加盟團體の一として、獨裁制度反對を主張し、一九三一年六月には、共和黨と提携して反獨裁大同團結を組織して、軍隊内の不平分子を勸説して、屢々反政府運動を企てたことがあつた。カルモナ政權反對運動は、一九三一年スペイン革命以來特に顯著となつたもので、右の社會黨共和黨の結束の如きも、スペイン革命派の成功に鑑るところあつたのである。

然るに之に對して政府側では、最近ホルトガルをば名實共に

労働運動の統一を必要とするが現在の共産黨分離派や第三インターナショナルの指令下にある共産主義者との交渉では戰線合同は不可能であると述べてあつた。戰線統一に關しては、今一通の決議があり、チューリヒ、ジュネーヴ、フアウド等の代表より修正案も出たが、結局執行委員會案が四名の反對投票のみで通過した。尙ほドイツに於けるナチスの慘忍なる労働運動者迫害、労働團體禁止、労働者の新聞及び教育機關彈壓、ユダヤ人虐殺其の他のテロリズムに抗議し、ドイツ政府がいかなる壓迫を加ふるも、ドイツの真相を遍く知らすを黨諸機關の義務とするに決議をも可決した。又オーストリアの労働運動に對して激勵の打電をすべきこととなり、之に對して社會主義インターナショナル主事フリードリヒ・アドラー博士の祝文朗讀もあつた。

一九三三年中スキスの各地で行はれた州會及び市會選舉に於ける社會民主黨の大勝は、殊に重要なものとして報告された。例へば九月二十四日のチューリヒ市會選舉に於て社民黨は四萬三千五百八十五票乃至三萬八千七百八十三票を獲得して、市會の絶對多數黨となり、其の他に於ける得票も、一九三一年國會議選に於けるよりは増加したと云はれる。十一月初旬のジュネーヴ州議會選舉に於ては、議席一〇〇の内四十五は社民黨の獲得するところとなり、フランス社民黨たる國民同盟の如きは、選舉の得票四千七百七票なりしが、三千五百票に減少し、フランスト極右派たる國民政治團の如き僅かに百四十萬にすぎなかつ

フランスト國家とすべき計畫あり、一九三二年七月獨裁政府創立第六周年記念に際して、新憲法案を發表し、之が賛否の國民投票をば一九三三年三月十九日舉行了した。當時カルモナ大統領は、棄権者をば賛成者と認むる旨申渡すところありしが、投票の結果は、有権者の六割は賛成投票をなし、反對投票は五分にすぎなかつたとのことであつた。

新憲法はフランスト國家としての根本的原則を規定せるものであつて、それによれば、大統領は選舉によつて選任されることになつて居り、内閣任免の權能を有して居り、内閣は、大統領に對して責任を帯ぶるもので、國會に對しては責任を有さない。大統領に次ぐべき高官は、首相であつて、國會は一院制度とし、議員定員九十名の半數は選舉により、半數は地方公共團體の指名による。男女を問はず世帯主は、凡て投票權を有し、國會は毎年三箇月間召集せられ、種々なる立法の權能を有するが、立法は大統領の査閱を要することになつて居る。尙ほ新憲法には社會問題乃至經濟問題に關する規定があり、第四章には、社會的又は經濟的の目的を有する種々なる法人及び労働組合に關する規定が設けられて居り、國家は、科學、文藝、體育、慈善、技術研究又は共同利益防護を目的とせる法人團體の組織を承認し、之を取締り且援助すべきであると云ひ、之等の團體にはホルトガル在住の外國人も加入することは出来るが、唯これらの團體による政治的權利行使上には參加し得ないことにな



つて居る。又第八章は、全國の社會的經濟的組織化、及び個人間乃至全國の構成分子たる各種社會團體間の關係に關する規定であつて、國家は、左記の目的を以て經濟生活社會生活を統一規制すべきであるとして居る。

- (イ) 人口、職業、就業、勞資の均衡確立。
- (ロ) 農工商業上に於ける寄生的性質又は人類の最高利益と並立し得ざる搾取を排撃する爲、全國的經濟組織の擁護。
- (ハ) 技術、經營及び信用の完成により最低價格、最低賃銀及び正當なる利潤率の確定。
- (ニ) 領土内移住の發展、移出民の保護及び移民規則。
- (ホ) 勞働階級の物質的精神的生活標準改善、殊に婦人少年の保護。

尙ほ新憲法によれば、國家は、それを構成する要素間の不當の競争を惹起し、その結果社會本來の利益及び彼等自らの利益を阻害せず、同一共同社會の構成部分として互に協力せしめんが爲め、全國職團組織經濟制度の確立發展を監督すべきものとされて居り、資本及び財産には獨特の機能あり、この機能を適切に遂行せしめん爲め、國家は社會の利益に基いて資財の使用をなすべき條件を決定すべき機能を有して居ると規定して居る。而して、勞働者は、經濟的企業と協力すべき機能を有する要素にして、勞働と經濟的企業との結合は、事情に應じて最善と認むる方法によつて行ふべく、國家が個人的經濟企業の管理上に干渉するは、該企業に對して財源を提給せるとき、及びその他の方法によるよりは一層大なる社會的利益ある場合に限る

としてある。又國家は、各種の社會保險や貯蓄機關の創立經營に任ずることも規定されて居り、進んで、團體協約の締結は、國家の承認せる職團間のもの、み有效なりとし、團體協約に關する爭議は、凡て調停裁判に附することとし、勞資の經濟的關係に關聯して、自己の利益伸張の目的を以て業務を停止することを禁止してある。

新憲法は、一九三三年四月十一日から施行となつたが、之に基いて、同九月二十三日六通の法令の制定となつた。その第一は、國民勞働法典と云ひ、四章五十二條より成り、所謂職團國家制度の細目を規定したものである。その第一章には、國家と國民との關係が規定されて居る。即ち國家は、私的企業をば經濟及び産業進歩の最も有效なる手段と認め、公益上必要と認むる法律上の制限ある外、いかなる部門の活動に於ても、雇傭の自由と職業選擇の自由とを保障するものであると云ひ、又個人及び個人の組織する法人は、その活動に當つて社會平和の精神を發揮し、且國家は唯一の司直の權を有することを認めなければならぬ。之に對して國家は、特種の場合で、他の方法によるよりは一層大なる社會的利益ありと認むる外、國家自身農工商の企業に従事するを得ず、又私有企業の經營上に直接干渉するを得ないと云つて、前記の國家の經濟生活統制の目的が列擧されて居る。而して國民經濟機構の構成上に於ては、諸種の機能及び社會的利益の格式化を根本條件として居る。經濟活動の

停止又は妨害にして、正當の理由なく且原料品、精製品又はサーヴィスの提供に従事せる勞働者其の他の従業員、或ひは國家及び行政官廳より利益を獲得するを唯一の目的とした雇主の企業が、個々に又は集團的に、之を行つたもの、又は、新雇傭條件其の他の利益の獲得又は官憲が法律に基いてとつた措置に對する反抗を目的として技術工人、俸給勞働者或ひは筋肉勞働者が之を行つたのは、罰せられることになつて居り、罰則は、職團に關する法律に規定されて居る。尙ほ、國家は、本法典の原則に違反する社會運動及び學說に對して處置をすべき權利義務を有して居る。

第二章には、財産、資本及び勞働は、經濟的協力及び共同責任の制度下に於ては、それらの社會的機能を遂行すべきであると云ひ、財産權の行使は、それが法律の規定せる事物の本質と個人の利益と社會的効用と調和せる限りは、國家が之を保障するものである。尤も法律は、公益と社會の均衡安定上必要と認めざる制限を加へることが出来る。農工商企業に投資せる資本家は、自己の正當なる利益と勞働者及び一般公衆のそれとを調和せしむる義務があると規定されて居る。

個人企業に關して本章には、國家は、私的經濟活動中で經費の比較的同額の場合には、最も有利なるものを獎勵すべき旨規定してあるが、尤もその場合に於ても、社會的の有用性とか、或ひは小規模家内工業の保護とかは、充分考慮すべきものとし

てある。而して、各企業に於ては、生産と市場の消化力との均衡を害することなく、又その従業員の絶對的必要を犠牲にせざる範圍に於て、その作業方法をば斷えず改善し、以て製品の品質を向上せしめると共に價格の低落を防止するやう努力すべきことが要求されて居る。

第二章には、右の外、雇主組合が、勞働者の經濟的狀態改善の爲め、國家及び職團組織と協力すべき義務あることを規定し、進んで、最低賃銀、勞働時間、夜業、出來高給制度、保健衛生、週休、家内勞働、有給休暇、兵役服務中の雇傭保障、婦人少年雇傭に關する原則を示した特殊規定もあり、勞働組合及び雇主團體は、勞資間の關係を規制する目的を以て團體協約を締結すべきものなりとし、この種の團體協約は、職團の高級機關及び政府の認可ある場合には、當事者團體に参加せると否とを問はず、凡て當該商工業の勞働者及び雇主に對して拘束力を有するもので、この種の協約の内容としては、勞働時間、規律、勞銀、罰則、福利機關等への離出金等に關する規定を設くることになつて居る。官公署の吏員は、勞働組合の組織も、又職團への参加も禁ぜられて居るが、尤も正常の勤務以外の職業に従事するものは、當該職業の職團には加入することは認められて居る。その場合にも、職團は、その團員の吏員としての利害關係について國家と論議することは許されない。

第三章は、職團組織の規定に關するもので、それによれば、



職業的團體の組織は、經濟方面に限らず、自由職業乃至文藝方面に互つても之が認められて居ること、及び特殊の活動に従事する個人に適用する爲め特に規定されて居る場合の外、職業的團體組織の任意たることが明記されて居るが、國家としては、職業的團體を代表する機關を承認し、且職業的團體の組織を奨励すべきものでないとして規定してある。

職業的團體の組織形態は、勞資共に、先づ組合又は聯合會 (Unions & Federations) と稱するものを組織し、之を基礎にして職團 Corporations を組織することになつて居る。聯合會は、その州別なると全國的なるとを問はず、凡て同一職業の勞働者又は雇主の組合を以て之を構成するものである。而して組合は、同一職業の凡ゆる方面を網羅し、以て國民經濟の重要部門の各方面を代表すべきものである。職團は、生産の各方面を統一組織化するもので、全體的利益を代表するものである。組合は、凡て法人にして、之に加入するとせざるとを問はず、同一産業又は職業の勞働者又は雇主全部を代表するもので、國家及び職團各機關と對抗して、代表せられし勞働者又は雇主の利益を擁護し團體協約を締結し (之は加入すると否とを問はず、同種職業の雇主従業員全部に對して拘束力を有する) 又その組合員より組合が代表機關として之を維持するに必要な組合費の徴収をなし、又憲法の規定に基く公共的機能を遂行するものである。職業紹介事業は、原則としては、職團殊に勞働組合の

任務とし、勞働者團體は、事情の許す限り、共濟制度を設置すべきことになつて居る。

第四章には、勞働爭議に關する規定が設けられて居る。團體雇傭協約の解釋及び實施を原因とせる爭議及び勞働立法施行に關して惹起せる勞資間の爭議を裁斷する爲め特別の裁判所を設けることになつて居るが、この種の裁判所は又共濟制度に關する爭議をも處決する權能が與へられて居る。判決に對しては、上級裁判所へ控訴することが出来る。勞働裁判所は、右の外、勞資間の爭議、殊に個人契約に關するもの或ひは法律の嚴密なる適用困難なる場合に於て、和解調停機關としても活動することになつて居り、その場合には、當事者たる勞資團體の代表者も、陪席として判事の援助することも認められて居る。勞働裁判所には、判事以外にも、政府、監督官及び民間の勞働保護者の代表をも任命することになつて居る。

次に九月二十三日發布の法令には、雇主及び勞働者團體に關するものが二通あつた。それらの法令によれば、職團組織の基礎となるものは、農工商業の同一部門に従事する企業、會社若しくは商會の、個々に又は集團的に、結合せる組合であつて、この種の團體の機能は、各活動の形態によつて異つて居るが、之等の團體は、政府の許可なくしては、いづれの國際團體にも加盟し得ず、又國際的示威運動又は大會に参加することは許されない。組合は、凡て全國の利益の爲めには各個の利益を犠牲

にし、以て國家及び生産勞働上の上級機關と協力すると共に、階級闘争と金權專制とを排撃しなければならぬ。雇主團體は集つて聯合會又は同盟會を組織し、之等は又集つて各産業別の職團を組織し、各職團は、生産上の各方面の要素を網羅收容して、國民生活の各方面に於ける包括的經濟單位たるべきものである。勞資の組合は、ホルトガル共和國憲法の職團規定に基く政治的機能を遂行し、各自の職業、殊に經濟調査、勞働者の生活状態、作業場の保健安全等に關する諮問に對して意見を提出し、又共濟機關の設置に協力すべき義務がある。

賃銀勞働者の團體は、國民勞働組合と呼ばれ、同一職業の勞働者百一名以上を以て組織し、文化的、經濟的、社會的見地より職業上の利權を研究擁護するを目的とする。勞働組合は、被傭者でも又獨立經營者でも之を組織することが出来る。賃銀勞働者の組合は、地方別で之を組織することになつて居り、國家は、同一地方に於ては、同一職業に對して唯一箇の組合のみを認めることになつて居る。自由職業に従事するものは、特殊の全國的組合一團體を組織することとし、その本部をリスボンに置き地方には支部を設けることになつて居る。辯護士、醫師、技師等は、その組合をば、何々會 (Orders) と呼ぶことも許されて居る。各地方の主要都市に於て組合員二十名を超過する場合には、支部を設けることが出来るが、支部は、組合本部を通じての外、代表權其他法律の規定せる權利を有さない。

勞働組合は、その規約が職團社會福利省大臣の認可を得たとき、始めて正式に設立されたものと認められる。勞働組合は、全國勞働社會福利院の直轄に屬し、その規約の認可となつたものは、院の官報に之を掲載し、規約の改正も一々當局の認可を必要とする。

勞働組合の活動は、全然國內的のもので、國の最高方針に絶對的服従をすべきで、政府の許可なくして國際的團體に加盟し、又は國際的會合に参加し、或は國外團體に離金又は金品を受領することは禁ぜられて居る。勞働組合は、法人で、法人としての權利義務を賦與されて居り、適法の團體協約を締結することが出来る。

勞働組合の規約には、組合の名稱、本部、目的等を明記する外、國家社會の原則目的を尊重し、國の利益に反せる國內的國外的活動に従事せず、階級闘争を排撃して、全國經濟組織の各要素と積極的協力の一要因たるべきことを言明してなければならぬ。勞働組合にして、その本来の目的に違反し、又は所定の情報の提出を怠り、或ひは罷業を煽動應援する如きものに對しては、認可を撤去する。勞働組合への加入は任意であるが、勞働組合の締結せる協定又は規約の政府の認可を得たものは、組合員と否とにか、はらず、當該業務の従業者全部に適用することになつて居る。從來存在せる勞働者團體は、本令に基きその規約を改正し、將來は本令に基いて組織されし團體のみを國



民労働組合と認めることになつて居る。

以上の外、九月二十三日發布の法令には、農村に於ける隣保制度を規定せるもの、安住住宅建築に關するもの、及び労働・社會福利院設置に關するものがあつた。労働・社會福利院は、職團・社會福利省大臣の管下にありて、ホルトガル國民の政治的、經濟的社會的更生の精神に立脚し、國民労働法典の規定せる職團制度の下に於ける生産上の労働者其他の要素を組織化し、以て社會立法の實施を確保すべき任務を有するもので、職團・社會福利大臣を院長とし、首府リスボン以外の地では、各

行政區に地方支所を設けることになつて居り、その附屬機關としては、労働裁判所があり、その構成、權能に關しては、同令に規定されてゐる。

ホルトガルは、國としては歐洲の一小國にすぎず、經濟的にはイギリスの屬國に等しき状態であるが、今回の憲法改正は、イタリヤ其他のフラスシズムの先輩國の制度を參酌して立案されたもので、フラスシスト制度をば成文律にて規定せるものとして完備せるもの、一であることは、注目に値する。

## 北 歐 諸 國

反動的國民主義の暗雲低迷せる歐洲の天地に於て晴明の一角を點するは、スカンヂナヴィア諸國で、そこにも世界的不況の影響は免れないが、之に對する對策は着々實施せられ、デンマルクに於ては一九二九年以來社會民主黨のスタウニング氏を首相とせる聯立内閣の基礎既に鞏固にして、スウェーデンに於ては、前年以來ベル・アルビン・ハンソン氏を首相とせる社會民主黨内閣在職して、その治績頗る見るべきものあり、ノールウェーに於て一九三三年十月舉行の國會總選舉の結果、各國社會主義政黨中最左翼に屬するその労働黨は、政權獲得には至らなかつたが第一黨として國會を壟斷し得べき地歩を堅め、爾來孜孜としてやがて來るべき労働黨政府組織の準備に努めつゝある。

フィンランドに於て本年六月舉行されし總選舉に於て、社會民主黨が著しき進出をとけ院内第一黨となつたのも、特記すべき事件であつた。然しながらそれと同時に、ドイツに於けるヒットラー内閣の武斷苛烈なる政策が、さらでだに反動的氣運の醗酵しつゝ、ありしバルト諸國のフラスシ化を促進し、又其他北海バルト海沿岸諸國をして之に對する警戒を嚴ならしめ、オラ

ングに於ては、四月の國會總選舉には、ナチス派候補者全部落選せしのみならず、次いで組織されし反革命(カルヴィン)黨のヘンリック・ユリイン博士を首相とせる超然内閣は、やがて國內のナチス團體全部を禁止し、デンマルクに於ては、政黨員の制服を着用、武器携帯等を禁止せる上、過去數年間鋭意軍備撤廢に努力せるスタウニング首相が、本年は軍備撤廢案を上程せしめざるに至つたのは注目すべき現象であつた。

舊ロシア領バルト海沿岸に建國せる三小共和國たるエストニア、ラトヴィア、及リツアニアに於ける労働運動が、それらの諸國に於ける特殊事情の結果抄々しき發展を見ず、殊に國內の反動的勢力との抗争に惡戰苦闘せるは、周知の事實であるが、ドイツに於けるヒットラー政權の成立と共に、北歐諸國へのナチス運動の波動の影響は、種々なる特殊の現象を惹起しつゝ、あり、スカンヂナヴィア諸國及びフィンランドに於ては、大體ヒットラー主義に對しては、絶對反對の態度がとられ、偶々國民社會黨の組織あるも、何等政治的勢力を獲得し得ざる状態にある。一方バルト海南岸の舊ロシア領諸國に於ける國民社會運動



の動向を見るに、エストニア及びリトアニアに於ては、ヒットラー氏の指導下にあるナチス運動に對しては、之をば汎ドイツ的帝國主義の基調に立つものとして警戒の念を抱き、寧ろオーストリア式の國民運動の勢力を得つゝあり、それが爲め或る程度まで労働運動も活動の自由を少くとも黙許さるゝ地位にあるが、ラトヴィアに於けるファシシ的勢力は、直接ドイツのナチスと聯絡ありと云はれ、そのかなり豊富な資金の一部は、ヒットラー派の供給するところであると云はれる。

總選舉

一九三三年中に國會總選舉の舉行されたノールウェイ及びフィンランドに於ける無産政黨の著しき進出は、各國の注目するところとなつた。

ノールウェイに於ては、一九三三年二月二十五日ヤンス・フンドセイド氏の農村黨が、政府に對する國會の不信任投票の結果、辭職し、三月三日ヨハン・ルドヴィグ・モヴィンケル氏の左派自由黨内閣成立し、當時夏期召集停止、國債支拂減額、所得税一割値上等を標榜して、在野黨の協力を求めつゝあつたが、國會任期満了により十月十六日總選舉は舉行され、下右表の如き結果を以て労働黨は得票合計四十九萬九千四百二十一票、議席六十九を獲得して第一黨の地位を占むるに至つた。

フィンランドに於ける總選舉は、七月一日及び三日の兩日に互つて舉行された。今回總選舉に於て注目すべきは、この三年

| ノールウェイ國會 |       | 議席數   |  |
|----------|-------|-------|--|
| 選舉年度     | 1930年 | 1932年 |  |
| 労働黨      | 47    | 69    |  |
| 共産黨      | 0     | 0     |  |
| 急進人民黨    | 1     | 1     |  |
| 自由黨      | 33    | 24    |  |
| 保守黨      | 44    | 31    |  |
| 農民黨      | 25    | 23    |  |
| 其他       | 0     | 2     |  |

十四票と云はれ、其の他反動團體としては、得票八千五百四十九票、議席二を獲得する『恐慌黨』と稱するものがあつた。議席の配當は上左表の如くなつて居る。

| フィンランド國會 |       | 議席數   |     |  |
|----------|-------|-------|-----|--|
| 選舉年度     | 1932年 | 1930年 | 増減  |  |
| 社會民主黨    | 78    | 66    | 12増 |  |
| 進歩黨      | 11    | 11    | —   |  |
| 農民黨      | 53    | 59    | 6減  |  |
| 小農黨      | 3     | 1     | 2増  |  |
| スウェーデン黨  | 21    | 21    | —   |  |
| 聯合黨      | 32    | 42    | 10減 |  |
| 人黨       | 2     | —     | 2増  |  |

上の聯合黨三十二名中には、ラプア運動代表十三名あり、聯合黨の代議士減少はラプア運動の爲めなりと云はれて居る。尙ほ共産黨は今回の總選舉には参加せず、社會民主黨の得票數は一九三〇年には二十八萬六十二票なりしものが、四十

一萬二千七百五十九票に増加して、院内第一黨の地位を獲得した。

尙ほオランダに於ても、國會解散の結果、四月二十四日總選舉施行されたが、こゝでは社會民主黨は議席二を減少して、黨所屬代議士二十二名になり、得票數も一九二九年の八十四萬四千七百十四票より七十九萬八千六百六十九票となり、全投票數の二割一分四厘を占むるにすぎざるに至つた。而してカトリック保守黨は代議士二十八名を有して、院内第一黨なれど、キリスト教歴史黨が十名を有する外、自由黨、自由民主黨、其の他の政黨は、凡て十名以下にして、共産黨が四名の代議士を有するは著しいが、とにかく、オランダは勿論、ノールウェイ、フィンランドに於ても、國會の絶對多數を有する政黨なく、群小政黨の對立の爲め、政情や、もすれば不安にして、スウェーデンの如き社會黨政府の國にありてすら、充分なる社會主義政策の實施は不可能とされて居る。

北歐労働會議

北歐諸國の労働團體代表より成る國際會議は、一九三三年に於ても九月八日及び九日の兩日ストックホルムに開催され、デンマルク社會民主黨代表としてスタウニング首相、アルシング・アンデルセン、フランク・アンデルセン及びハンス・ハンセンの諸氏、同労働組合代表としてニイガード、エンセン、ハンス・ヤコブセン、クヌド・エンセンの諸氏、スウェーデン代表と

しては、ハンソン首相を初めとして社會省大臣グスタフ・メーレル氏、アンデルス・ニルソン氏等は黨を代表し、ヨハンソン氏及びベル・ベルグマン氏は労働組合を代表して出席した。其の他アイスランド代表のエン・バルドヴィンソン氏、フィンランド代表のヴィーク氏及びサロヴァーラ氏、ハッソンネン氏、フッゲルホルム氏等も参加した。會議は、スタウニング氏を議長として、北歐諸國の労働問題につき協議するところあり、殊に重要問題とされたのは、ナチス運動及びそれに對する對策、亡命者救済等で未組織労働者と労働組合との關係等の問題も討議に上程された。

今回の會合の結果、北歐労働會議の書記局は、毎年の順當にてスウェーデンに置くこととなつた。

スウェーデン

スウェーデンが統制經濟國家として成功せる國たることは、最近漸く各國の注目するところとなつたが、この面積約十七萬平方哩にして人口僅かに六百餘萬を算する一方、天然資源に恵まれたる北歐の小國に於て、民主主義的傳統のよく遵守され、國民生活のよく安定靜平なるは、必ずしもその社會民主主義的普及の結果ではなく、寧ろ社會民主主義的労働運動が國內各種の事情に促進助長されつゝあるのは注目すべきである。スウェーデンに於て前年九月總選舉の結果、社會民主黨が、國會の第一黨として、内閣組織の大任を帯ぶるに至り、その後農民黨の



協力を得て、よくその地位を維持し居ることは、特殊の國情に基くと云へ、全世界に亘つて民主的議會制度の不信に陥れる際興味ある現象である。而して一九三三年ドイツに於けるナチス内閣成立以來、全國の勞働團體が、ナチス反對運動を開始し、ドイツ製品ボイコットを初めとして、其の他凡ゆる手段にてナチス排撃の結果、遂に國內よりナチス勢力を殆んど驅逐し去つたことも周知の事實であつた。

**社會民主黨** 一九三二年國會選舉以來スウェーデン社會民主黨の黨員漸増を続け、同年末には合計三十一萬二千七百九十八人に達し、地方支部千九百五十九箇所あり、前年に比すれば黨員に於て一萬六千二百九十一人、支部數二百二十箇所の増加を示して居る。

社會民主黨は前年總選舉の結果、得票約百萬票を獲得し、その代議士數は十四名を増加して百四名となつた。一方、スウェーデンの共產黨は、二派に分裂して、第三インターナショナルに加盟せるシレン派は、代議士二名あり、右翼及幹部系たるキルボム派は六名あり、之等を合しても、勞働側は定員二百三十名の國會に於て百十二名にして、その結果社會民主黨政府は、充分社會主義的政策を實施し得ざる情勢であつた。

スウェーデンに於ては、一九三〇年以來漸く經濟界の不振著しく、一九三一年には、輸入激増、輸出激減、失業者數は、勞働組合員間の平均失業率一九二八年には一〇・六、一九二九年

店従業員組合加盟の結果、その地方支部合計五十七萬八十三團體となつて居る。

一九三三年四月十日より十三日までストックホルムに開催された總同盟合同代議員年次會議に於ては、勞働組合内に於ける共產黨分子の屢々『赤色反幹部』運動を組織して、勞働運動の妨害をなすことが問題となり、加盟組合の幹部及び加入員に對して、共產派の策動が、や、もすれば西歐の公安秩序の觀念に反する行動に出で、勞働者及びその團體に有害無益の結果を來すことある旨注意することに決し、且それら共產黨分子を斷然除名すべく命令すると同時に、共產派の活動を不斷に調査して、之に關する情報を發表すべき特別の委員を任命することに決した。

總同盟が、この決議をとるに至つたのは、一九三三年三月勃發した海員罷業に於ける出來事の結果で、この爭議は、船主側の賃銀一割五分値下要求に端を發して、調停官の活動となり、遂に海員賃銀四分減、ボーイ及び司厨部員賃銀はそのまゝ、又は多少の増額、その他從業條件改善により結末をつけたのであつたが、この間に數週に亘つて罷業あり、海員組合の社民派と共產派間の内訌紛争の爲め爭議の形勢を悪化したものであつた。

**ノールウェイ勞働運動**

ノールウェイの勞働黨は、戦後第二インターナショナル脱退以

一〇・二、一九三〇年一一・九なりしものが、一九三一年には一六・八パーセントに増加する有様の結果、社會民主黨内閣就任第一着の事業は、この國內經濟界の不況に對する方策を講じ、以て漸次に擡頭せんとしつ、ありし反動的國民主義を防退するにあつた。斯くて調査委員會を任命して調査の結果、國內の失業者全部を就職せしむると同時に、農林業殊に農村人口の大部分を占むる中小農民をも救済し、同時に勞働者の生活標準を維持して、その購買力を増加すべき一大失業對策が樹立せられるに至つた。而して政府は、それが爲め一億六十萬クロネの募債をすると共に、差當りて救済を要するものの爲め特に二千五百萬クロネ、及び從來の失業救済機關廢止の費用として一千萬クロネ等の豫算を計上し、之を國會に附議の結果、遂に失業對策費として總額五億五千萬クロネの短期公債の募集が可決されることとなり、この償還は相続税の値上によつて行ふこととなつた。尙ほハンソン政府は、國營失業保險法案をも提出するところがあつたが、之は下院を通過後上院に於て否決となつた。

**勞働組合** アムステルダム・インターナショナル加盟團體中、スウェーデンの勞働組合全國總同盟は、近年打撃く經濟界不振にもかかはらず、擴大強化を持續せるもの、一であつて、その加盟組合數は、一九三一年末合計五十六萬九千九百七十六人なりしものが、一九三三年初頭には、六十三萬八千五百九十三人となり、加盟組合數四十一團體（一九三二年紡織勞働組合及び旅館料理

來準共產主義團體と見做されて居つたが、近年北歐諸國に於ける共產派の趨勢に伴うて、漸次右傾的傾向著しく、昨一九三二年フランスのバルビュス氏を初めとして各國の共產系勞働團體が主催となつてブリュッセル市にて開催されし反戰大會へも参加を拒絶したことがあつた。それと同時にかねて國際勞働運動の戰線統一を主張せる同黨では、最近イギリスの獨立勞働黨などの各國極左派と協力して、共同戰線運動に努め、一九三三年上半期に於て各國の問題となつた社會主義・共產主義兩インターナショナル提携運動を決定せる一月下旬パリ協議會にも出席したが、五月二十六日より二十七日までオスロ市で開催した年次大會に於ては、この問題に關して左の如き決議を通過した。

『本大會は、各國の獨立せる勞働者政黨との協力を開始することを賛成し、且パリ協議會に於て主唱されしことに對し協賛を表す。黨執行委員會は、階級闘争を基礎とせる、國際的統一事業の續行任務を有するものである。又執行委員會は、北歐諸國の社會主義政黨との協力を遂行すべき任務を有するものとす。萬一階級的統一が黨大會以前に成立せる場合は、中央委員會は、黨の國際團體加盟の手續をなすべき権能を有す。』

右の決議に關する討論中、副黨首マグヌス・ニールセン氏は、中央委員會の少數派は、右の決議に對し異議を有するものであるが、今回の大會が、ノールウェイに於ける反動勢力との抗争の決意をなす上に於て重大なるに省みて、反對投票をなさざることに決した旨明言して、黨幹部間には、最近の共同戰線運動



に對して不満のものあることを表明した。然しながら、今日のノールウェイ労働黨が、あくまで反共產黨的態度を保持することとは、同じく大會の採擇せる『共產黨の附屬團體（ソウエートの友の會、赤色救済會、革命主義反幹部運動等）』に加盟する事は、ノールウェイ労働黨員たることと兩立せざるものとすとの決議によつても知られる。尤も、この決議の採決に際して、ソウエートの友の會は除外せよといふものもあつたことは、注意すべき點である。

一九三三年十月の總選舉に於ける労働黨の進出は、顯著なものであつたが、之は偶然の結果でなく、最近數年間に於ける漸次の發展の一段階を示すものたるは、一九二七年以來の總選舉に於ける左の得票數の逐次増加せるによつて知られるのである。労働黨では、十月十九日自由黨内閣に對して辭職勸告書を提出し、直ちに労働黨をして政府を組織せしめ、以て新政府をして速かに現下の危機に處すべき政綱の實施に着手遂行せしむべき旨を要求するところがあつた。當時労働黨の政綱としては、

| 無産政黨得票數 |         |        |
|---------|---------|--------|
|         | 労働黨     | 共產黨    |
| 1927年   | 368.106 | 40.075 |
| 1930年   | 374.854 | 20.351 |
| 1933年   | 499.421 | 23.301 |

法令の即時發布、(二)失業救済及び債務及び利子支拂匡救に關

して、現會計年度内に追加豫算協議の爲め明年一月早々國會召集、(四)國會提出の爲め都市財政改造を目的とせる廣汎なる計畫樹立があつた。

ノールウェイの労働組合運動の中央機關たるノールウェイ労働組合總同盟は、加盟組合員約十四萬五千を有し、從來いづれのインターナショナルにも屬せず、スカンディナヴィア諸國との提携協力は古來持續せられて居つたが、之とても必ずしも正式に決定してゐる譯ではなく、國際關係上に於ては、從來専らロシアの労働運動との聯絡統一に活動せることが顯著であつた。その點ノールウェイの總同盟は、赤色インターナショナルに所屬せざるまでも、之が友誼團體の如き觀を呈して居つたが、最近では、之も漸く絶縁して、アムステルダム系統の組合の逐年増加せるは注目すべきであつた。ノールウェイの労働組合にして、アムステルダム系統の業別インターナショナルに屬するもの少からず、金屬工業聯合會の一萬七千人を初めとして、運輸労働國際聯合會の二萬三千、工場労働者國際聯合會の二萬四千等を最高として、有力なる業別國際書記局には、凡て加盟して居る。従つて國內に於て共產派排撃を行ひつゝ、あつたのも事實で、ノールウェイの如き左傾的色彩の著しき國に於て共產派の獨立労働組合の組織なきも一奇である。

最近労働黨政府成立の見込漸く確實となり、労働黨では、労働組合總同盟と協力して、種々なる政策の調査作製に従事しつ

つある。

デンマルク労働運動

デンマルクの社會民主黨が、左翼自由黨と聯立にて組織せる政府が在職既に五箇年に達し、世界的不況期に際して、よく當初の政策を遂行し、その治績頗る見るべきものあり、内外の信望を博せるは、民主主義不振の折柄異とすべき功績である。前年十一月總選舉に於てその地歩愈々強化したる聯立政府では、一九三三年五月二十日労働者災害補償法、社會保險法、及び救済法を制定して、從來の立法を補修して、デンマルクに於ける社會施設を完成し、前議會に於て社民黨農務大臣ボルディング氏の提出したる土地改良、農村債務救済、土地割當變更、物價に基く地方稅の増減、分割農地の失業者による開發、農産輸出及び養豚業の統制に關する二十通の法律は國會の協賛するところとなり、農業生産の再分配に關する企畫機關たる全國農業委員會は六月一日より活動を開始し、之が委員として、政黨、農業團體農務省及び經濟學者の代表二十名は任命され、本年度はバター生肉及び養豚に關する調査に主力を注ぐこととなつた。其の他失業救済事業補助金下附、失業救済事業に於ける一週四時間制、及び手工業、工業、建築業、運輸業及び商業に於ける殘業禁止に關する法案も提出されたが、之は一九三三年中には議會を通過に至らなかつた。

社民自由兩黨聯立内閣の立法中最も注目すべきは、一九三三

年一月制定となつた一九三三年一月三十一日以後一箇年間罷業禁止を規定せる法律であつた。之は、かねて失業の深刻化と農村不振の形勢に省みて、在野黨たる農民黨との協定に基いてとつた措置の一であつて、尙ほ其の他にも協定事項としては、農村債務のモラトリアム、財産稅低減、三分以上の銀行預金利子禁止、金融硬塞對策として二千萬乃至三千萬クローネの清算基金設置、肉類統制、失業者冬期特別救済、建築計畫實施促進、豫算七千五百萬クローネの公共事業開始、其の他養老年金制度等の社會福利事業を含むものがあつた。

然るに本年初頭に於る失業者數は政府統計による労働者合計三十一萬六千七百五十人中三割五分六厘に達し、之を先年同期の二割二分一厘に比するに一割三分五厘の増加を示し、加ふるに同國に於る團體協約は一九三三年一月を以て期限満了になり、雇主側にては一般賃銀二割値下を要求し、労働組合側には之に反對するや、雇主團體にては、鐵工及び建築業従業員約十萬に對して二月一日よりロックアウトを適用すべき豫告を發するに至つた。

デンマルクに於ては、一九二五年以來重大なる爭議の發生を見なかつた。尤も一九二五年協約改訂に際して、賃銀率をばクローネ價の高低に基いて調節すべき案が提出されたが、意見一致を見ず、その後統計局發表の生計費指數に基き六箇月毎に賃銀率を自動的改變することになつたが、この制度實施後成績好ま



しからず、改訂毎に爭議の發生を見た結果、一九二八年には六箇月毎の賃銀改訂を廢して、一箇年毎改訂すべきこととなり、それと同時に勞資同数の代表者より成る委員會を設けて團體協約件数を減じ、その實施期間を延長し、又賃銀率をば他のスカンデナヴィア諸國と同程度にすべき方法を考究することとなつた。一九三一年イギリスの金本位停止に續いてデンマークでも金本位制を停止するに至つたが、その結果豫想に反してクロネ價の下落を見ず、却つて國內市場に於ける購買力の増加を見る状態であつた。然るに一九三二年團體協約滿期當時は、勞資雙方とも爭議を惹起することを好まず、雇主側では、協約を改訂せずしてその期間を延長すべきことを要求し、唯その間に於いて一九二八年設置せる調査委員會の調査をなるべく早く完了せんことを主張したのであつたが、之に對して勞働組合側では、貨幣價値の下落を見越して、一九三一年の協約改正を主張し、僅かに協約期間をば同年秋まで延長することを認めただのみであつた。當時雇主側では勞働組合側の態度にあきたらずして、同年一月二十二日第一回のロックアウト通告を發し、續いて二月四日第二回豫告を送ると同時に、賃銀二割値下及び協約期間を一箇年より三箇年に延長すべき要求を提出した。是に於て組合側でも罷業豫告を發して對抗するところありしが、調停機關の發動となり、政府干渉の結果、とにかく協約期間を一箇年間延長して、その間に一九二八年設置の調査委員會に於て新協約の基

礎となるべき條項を作製することとなつて落着いたのである。然るに其の後該委員會にては何等なすところなくして、報告提出期限たる一九三二年十一月一日は経過し、一九三三年一月に至つてこゝに三度爭議は勃發すべき形勢となつた。而して今回の爭議に於ては、雇主側は、デンマークの賃銀率がスウェーデンのそれに比して二割方高率なるを指摘し、又單獨の雇主は三割乃至四割方低廉の賃率にて組合員を雇傭し得ると云ひ、最近デンマークに於ける失業の増加はその結果なりと主張し、再び賃銀二割減を要求し、組合側の反對するや、二月一日よりロックアウトを實施すべき旨豫告するに至つた。當時勞働組合員間の失業率は約四割二分に達し、且前年中失業者増加の結果、失業手當六割を負擔し、一九三二年中には三千萬クロネを支拂へる勞働組合にては資金窮乏し、到底長期に互る爭議には耐へざる状態にあつた。

斯くして一方には、英獨佛蘭白諸國に於けるデンマーク農産物輸入制限、殊にデンマークの輸出品總額の約七割を消化せるイギリスの保護關稅主義採用や、引續く不況の爲め負債の増加の結果、全國の農村は未曾有の悲境に陥れる際として、政府は遂に立法手段に訴へてこの大ロックアウトを未然に防止することとなつた。一月三十一日國會を通過せる法令によれば、罷業及びロックアウトを禁止し、現行團體協約は、新協約成立を見ざる限りは一九三四年二月一日まで有效なりとし、それと同時に

首相を委員長として、社會福利大臣、常設産業和議裁判所長、其の他國會、勞資團體、爭議調停機關の代表者を以て構成せる調査委員會を設置して、勞働爭議に關する立法を調査し、又いかにして爭議に際して公安秩序を維持すべきやの方法に關して勸告を提出せしむべきことが規定されて居つた。

斯くて右の報告は、政府に提出され、それに基づいた爭議調停法改正率は、十月三十一日國會に上程され、一九三四年に至つて之は兩院に於て修正の上、協賛發布を見るに至り、一九三三年秋以來資本家團體側の要求せる賃銀値下は成立せず、一九三四年二月一日より開始さるべく豫告されし約一萬二千の勞働者に對するロックアウトは中止となり、現行團體協約は一箇年間その期間を延長することによつて爭議は落着し、尙ほ四月十四日より開始された屠殺所勞働者の罷業は、新法令に基いて禁止となつた。

以上の新調停法は、勞資雙方の熾烈なる反對を受けたものであつたが、政府はそれに對して、該法規が統制經濟政策の一部をなすものとして辯明するところがあつた。

最後に本年度に於てデンマーク政府が直面せる最も重大なる問題は、ドイツのナチス政府成立後に於けるナチス突撃隊の南チットランド方面進出事件であつた。南チットランドは、世界大戰の結果デンマーク領に復歸したる地方で、ナチス武裝隊のこの方面への越境策動は單にデンマークのみならず、北歐諸國

への一大脅威なりと見做され、同方面の社民系勞働者は、復活祭當時テイングレフに會合して、行動委員會を組織して、ナチスの示威に對抗することとなつた。

一九三三年五月社民黨の藏相ブラムスナエス氏が、國立銀行總裁に就任し、國防相ハンセン氏藏相となりし結果、スタウニング首相が國防大臣を兼攝するに及んで、ナチスの武力脅威に對する警戒上、デンマーク社會民主黨傳統的的政策たる軍備廢止主義は、之を變更せざるを得ざるに至つた。而して毎年議會に提出して、上院の否決するところとなつた軍備廢止案は、本年度は上程せざることとなり、一九三二年制定の陸軍法に基く國防の充實、殊に國境地方に於ける他國飛行機の空中示威等に對する措置を講ずることとなつた。

因にデンマークに於ける勞働團體は、聯立内閣成立後著しき發展をなし、アムステルダム系統に屬する勞働組合員数の如きは、一九三一年より三三年の間に合計二十六萬九千五百二十二人より三十萬一千八百六人に増加し、社會民主黨員は、内閣組織當時の四萬九百五十人より十九萬七千人に増加し、聯立内閣閣員十二名中九名は社民黨員である。尙ほデンマークの勞働組合員には、アムステルダムに屬せざるもの約十萬あり、之は共產派ではないが、やゝもすれば勞働運動上の障礙となり、往々爭議悪化の因をなすは、周知の事實である。

オランダ勞働運動



一九三三年に於けるオランダ労働運動は、前年社会民主党より分離獨立せる獨立社会黨が、各國極左無産政黨と協同して國際労働運動の戦線統一を企圖して活躍せると、オランダ領東印度に於ける海兵の叛亂に關聯して、全國の注意が東洋殖民地に集中せられ、叛亂主謀者の處置が原因となりて國會解散の結果舉行されし總選舉に於ける社会民主党の成績はしからざりしと政府の全國勞務諮問委員會の報告發表せられ、それに對して十月下旬勞働組合總同盟の特別大會に於て失業對策に關する決議の採擇せられ、それに基く活動の開始せられし外、著しき發展なく、唯注目すべきは、社会民主党が、前年の分裂や本年の總選舉成績の不良に省みて、政策方針の改造に着手せる事實であつた。

**社会民主党** 社会民主党では、一九三三年初頭かねて労働組合總同盟と共に作製中であつた政綱を發表して、來るべき總選舉に備へるところがあつた。該政綱は、二十一項より成る長文のもので、軍備縮小及び武器取締、社会保険制度完成、一週四十時間制及び失業救済事業振興、工場委員會制度、企業合同の國家管理、産業社會化、銀行金融業の改正及び取締、失業救済の爲め輸出業其の他保護助長、非常失業基金設置、國家財政整理、煙草官營、對外貿易組織化、農業及び園藝の合理化、農業労働者保護、土地社會化、小作委員會設置、住宅法施行、運輸業諮問委員會設置、運輸機關の組織化、地方自治の維持、義務

教育延長、文化振興、保健衛生の國家管理及び組織化、婚姻法規の改正、刑法改正、少年法施行、勞働立法施行改正、智能労働者の法律上の地位向上、救貧法改正、官吏服務規程改正等に互り、殊に東印度諸島に關しては、(一)獨立の過渡的措置として自治權の擴張、議會の民主化、(二)言論集會出版の自由、死刑廢止、(三)社會立法の擴張、(四)教育保健豫算削減解除、(五)農民福利増進、強制勞働廢止、産業開發、(六)金融財政政策改正、土人の資源開發の利益均霑、海軍擴張中止等を含むものであつた。

斯くて東印度叛亂處罰問題が原因となつて國會解散に至つた當時は、ドイツに於ける總選舉の結果ヒトラー氏の獨裁的地位確立後にて、オランダに於てもウイルヘルム沈黙王生誕四百周年記念祭其の他國民主義的氣勢の昂揚せる折柄にて、且全國の失業者は三十五萬にも達し、それら職なき人々はやゝもすれば共產黨、サンチカリスト乃至國民社會主義派に合流せんとせる状態であつた。

オランダ社会民主党の本年度大會は、會期を引上げて、總選舉前なる三月四日より六日まで三日間ニールメーゲン市にて開催された。大會に提出された事業報告によれば、前年獨立社会黨の脱退分離にもか、はらず、社会黨各員は、七萬八千九百二十人より八萬一千九百十四人に増加し、地方支部數七百一十一團體より七百三十八團體に増加し、その他労働者ラヂオ放送聯盟

(V.A.R.A.)も加入者十三萬九千八百八人に達するの盛況であつたと云はれ、黨勢の發展は、頗る満足すべき状態であつた。尤もアルバルタ氏が、その政治活動に關する報告中に於て、總選舉の結果、民主主義的内閣の成立すべき見込少きことを明言し、從來社会黨と提携して獨立内閣を組織すべき希望を有したりし諸政黨が、今や社会黨に對して背を向くるに至つたことを指摘し、然しながら社会黨としては、原則として内閣參加を拒まざるべき聲明を撤回せず、萬一、さするに於ては、是カトリック黨又は獨立社会黨の責任を軽減するものである。彼等は然る時(社会民主党が入閣宣言撤回の場合)、保守黨内閣に參加するに當つて、彼等がしかなすは、吾人が之を強ひたる故なりと云ひ得るであらう。現にアールベル博士は、數週前、國民内閣不成立は、社会民主党の失策の結果であると云つた位である。誠にさうである。吾人は、非社會的にして反社會的基礎に立脚せる内閣には、決して參加するを欲せざるものである』と述べた。

大會は、ワン・アルケル及びワン・テル・スルイス兩氏の報告に基いたる農村問題に關する詳細の決議を可決し、次にヴィバウト女史の提出せる社會化に關する報告をば滿場異議なく可決した。尙ほ今回の大會では、カール・マルクス死後五十周年記念の一大演説がアンケルスマット氏によつてなされた。

役員選舉の結果、クラメル氏落選して、最近東印度より歸つ

たストクウイス氏が當選したのは、注目された。斯くて總選舉は、四月二十四日に舉行され、その結果社会民主党は別項の如く得票數に於ても代議士數に於ても減少し、其他オランダ最大の政黨たるカトリック國家黨を初めとして、自由黨も、獨立社会黨も、凡て成績芳しからず、唯カルヴィン宗派の反革命黨が議席二、得票十餘萬を増加し(之は黨首ユリン氏の反労働階級的節約政策と東印度解放運動彈壓に對する期待の結果と云はれる)、共產黨亦得票を増加して、議席は四となり、尙ほサンチカリストの革命社会黨が、初めて一名の當選者を出したのは、總選舉前その黨首スノーヴェリト氏が、新聞法違反の微罪に對して禁錮五箇月の嚴刑に處せられたに對する一般の同情の結果と云はれる。其他今回の總選舉には、國民社會主義團體も參加したが、その一は得票僅かに一萬七千四百二十二票にすぎず、唯前全國海陸軍總司令官スニードルス大將の國民革新聯盟が法定得票數に達して、候補者ウエステルマン氏が當選したのみであつた。而して前年獨立せる獨立社会黨は、得票僅かに二萬七千四百四十三票にして、その代表的幹部たるシニミット氏さへ落選した。

以上の總選舉の成績に省みて、黨内に於て戰術修正の問題起り、執行委員會は、六月十日『内外の政治經濟的情勢の推移に省みて、黨の政策決議上必要と認むる改訂』を調査すべき委員會を任命した。調査委員會の報告書は、十月に至つて完成した



が、それによれば、一九一二年綱領中左の諸項に關しては改正を要すべきことが勧告されて居つた。

一、勞働階級以外の諸階級との關係

從來社民黨としては、民主的社會主義の實現は、勞働階級の任務なりとの見解に立つて居つたが、近來商工業に於ける中層階級及び農民階級の諸層の協力の社會主義實現上重大要因たるべきこと

二、民主主義

社會民主黨がその目的達成の爲め合法手段によるべきは勿論であるが、今日の場合民主黨は、黨是たるのみならず、社會主義實現後に於てもあくまで民主主義原則の徹底的實行に努むべく、民主主義は原則であり、行動方法であり、理想なるべきこと。而して黨はあくまで暴力主義に反對であるが、獨裁制度下にある國々又はその支配多数者が民主的諸制度を破壊して獨裁制を樹立せんとせる國々に於ては、民主主義擁護上適當と認むるいかなる方法も差支へなきこと。

三、君主制と國民主義

黨は原則として共和主義なれど、オランダに於ては、君主制と共和制とは形式上の差異のみ、従つてその政治運動は、反對諸政黨の打倒を目的とし、國憲の認むる元首の倒壊を求むべきでない。要するに黨の目標は、新社會秩序の確立にあり、統治形式ではない。又黨は、反國民主義でもなく、國民主義でもなく、理論上又感情上あくまで國際主義に立脚するものであるが、さればとて國民的共同社會の價値を無視するものではない。唯自尊誇大や國際

的格執を挑發する如き國民主義は排斥する。國法を遵奉し、國家の合法的官憲機關に服従するは、民主主義の原則が要求するところであるが、その服従には限度あり、重大問題に關しては、國法を超越して、良心の命ずるところに從はねばならない。

四、選舉權者と被選舉代表

公共機關に於て黨を代表するものは、黨綱領其の他の決議の範圍内に於て行動すべく、黨は被選舉代表者の行動の可否を決定する權能を有する。

黨支部は、やがて黨全部の問題となるべき事項に關してその裁斷を下すことは出来るが、之は拘束力ある指令たるべきではなく、當該代表者への告示にすぎない。黨支部は、例外的場合の外、その決議權を行使すべきでない。黨員は開員たる場合にはあらかじめ黨の許可を要し、市當局者たる場合には、該地方支部の許諾を要する。

五、聯立内閣

一九一八年以來黨は、他の民主主義的政黨が、一定の綱領に基いて民主主義政府を組織すべき希望を有する場合には、之に参加すべきことを考慮することになつて居たが、この原則はあくまで存置すると共に、萬一ドイツに於けるが如く、ブルジョア少數黨政府と、在野黨として一方に社會民主黨あり、他方に共產黨及びフアンスト黨の結合がある如き場合に於ては、民主主義擁護の爲め他黨との聯立内閣を慎重に考慮すべきである。

六、軍備撤廢

黨は從來國內的にも國際的にも軍備撤廢主義であつたが、最近國

勢働組合 オランダの勞働組合運動が、各派に分裂獨立して居り、一九三二年初頭全國の勞働組合員合計七十二萬三千六百

七、植民地問題

東印度は、土人が自治獨立の能力を涵養せし際獨立せしむべきこと。

際情勢の變化は、先づ國際的軍備廢止より初めて、次に國內の軍備撤廢に着手すべき時勢たらしめて居る。而して黨の軍備撤廢論はオランダの如き小國の軍備が何等効果なきを理由にしてゐるのであるが、今後この方針で、オランダの中立と國際聯盟員たる地位と國境地方の民衆と又必要の場合には民主主義制度との擁護に必要な最小限度の保安軍に改編すべきである。尙ほ黨の以前の方針たる民兵制度は、現下の時勢では、徒らに内亂勃發の危險を多からしめるのみなれば、再び之を採用せず、あくまで兵備撤廢主義を原則とする。

空襲に對する非戦闘員の保護は、軍務當局の責任でなく、地方官憲の責任とし、空防準備をすべきである。

戰爭の際勞働運動としてその防止の爲め總罷業をすべきか、或ひは大衆的服役拒絶をすべきかは、その時の事情によつて決すべきである。黨の反戰政策の結果黨員にして公職を罷免されたものもあるが、開戦に至るべき或ひは開戦の危機を促進すべき政策の支持拒絶と國會に於て開戦に至るべき動員に反對するは、あくまで黨の方針であつたが、最近各國の傾向に省み、一九三三年八月パリー及びブリュッセルにて開催せるインターナショナル大會の反戰決議を以て黨の方針とする。

十五人中アムステルダム・インターナショナルに加盟せる總同盟(N.V.V.)に屬するもの三十一萬九千九百九十四人、同系統にして未加盟のもの七千九百九十五人、キリスト教勞働組合に屬するもの三十二萬六千七百七十八人、サンヂカリスト組合二萬三千八百三十七人、その他四萬五千九百一十一人となつてゐる結果、勞働運動の結束鞏固ならず、殊に最近不況の結果失業者は増加する一方、政府の節約政策の爲め、各種の社會的施設は悪化し、勞働者生活標準の低下しつゝ、ありしにもか、はらず、勞働組合運動の萎微振はないのは右の事情の結果である。尤もアムステルダム加盟のオランダ勞働組合總同盟のみは、逐年増加して、一九三二年合計二十一萬七千四百六十七人なりしものが、一九三三年初頭には三十四萬に達して居る。而して社會民主黨と密接なる提携をなし、兩者聯合の中央委員會を設置して勞働運動各方面の指導統制に當つて居るのは、注目せられる。總同盟では、一九三一年以來屢々特別大會を開催して、失業對策殊に少年工失業に對する施設の完備に努めるところがあつたが、一九三三年にも、十月二十九日ウトレヒト市に大會を開催して失業對策として勞働時間短縮を實施すべきことを要求することに決した。大會の可決した決議によれば、政府及び議會に對して、從來勞働時間に關する法規の適用なき勞働者に對して、適當の立法を制定し、以てその従業時間の一週四十八時間を超過せざるやう要求すべく、尤もこの方策は、やがて一週四



十時間制を實施するに至る間の暫定的處置たる旨決定したのであつた。尙ほ大會は、公共的性質の企業に於ては、四十時間制を實施せしむべく政府に要求し、且一週四十時間制又は四交替制短時間労働の實施を考究するため、勞資團體代表者の協議會を召集せんことを政府に要求すべく決議した。

尙ほ總同盟では前年五月政府に對して失業緩和の爲め労働時間短縮を實施すべきことを要求せる覺書を提出したが、一九三四年にも再び覺書を提出して、國內多數の労働者が従業時間一週六十時間乃至八十時間に達せるを指摘し、失業者増加の折柄斷然一週四十時間制の施行を命ずべきであることを力説した。一九三四年提出の覺書には、右の外、殘業許可の下付を最少限度にすべきこと、労働監督官を増員して市外工場地の労働立法違反を嚴重に監察すべきこと等も要求してあつた。

バルト諸國の形勢

舊帝政ロシア領に屬せしバルト海沿岸諸國は、建國以來さらでだに政治的動搖と經濟的不安とに民衆の倦に安ずる暇とてなく、最近に至つてはいづれも國內の反動的諸勢力擡頭の結果労働運動は彈壓せられ、時には労働組合の組織に禁止せられる状態であつたが、殊に引續く世界不況の結果それらの各國とも其大の影響を蒙りつゝあり、その餘波として反動的勢力は漸次その地位を確定すると共に各國その國民的色彩を鮮明とし、例へばリツアニアの反動分子があくまでドイツのヒットラー派に

その範を仰けるに對して、ラトヴィアに於てはヒットラー主義反對の傾向濃厚にして、現にドイツ製品ボイコットをさへ計畫せることあり、又フィンランドに於ては數年來全國的勢力を擴張せし所謂ラブラ運動の一段落に達して、本年六月の國會總選舉には却つて社會民主黨の進出を見たる如き、興味ある事象の進展を見つゝある。

エストニアの互動不協

エストニアに於ける一九三二年十一月の政變は、農民黨の一部が政府に對する債務解消を目的としてインフレーション政策を行はんとせることに原因したものであつたが、この一派はその後一種の武装團體を組織し、フィンランドのラブラ運動と呼應して活動を繼續して居つた。之に對して社會民主黨は、中央黨及び農民黨の前記一派に屬せざるものと提携して聯立内閣を組織し、フランス排撃と豫算均衡と爲替安定とを標榜して對抗し、高給官吏の俸給四乃至八パーセント値下、年收五十クロネ以上の所得に對し非常税二乃至七パーセント賦課、物價調節委員會設置等を行ひ、一方失業救済手当増額、鐵道従業時間一日一時間短縮等の社會政策的措置をもとつた結果、經濟界も漸く恢復の途につくに至つた。

聯立内閣では、國內政情安定を目的として任期四年の民選大統領制を創設せんが爲め、一九三三年六月十日第二回の憲法改正レフレンダムを舉行したが、全國有権者合計約七十七萬七千五百人中投票者約四十九萬七千人内改正を可とするもの僅かに

十六萬餘、否とするもの三十三萬三千人の多數に達して、再び憲法改正案は否決となつた。改正反對投票の多くは社會民主黨系及び反動派から出たことである。之は、社會民主黨系では政府の再度に互る憲法改正案の動機に對して、不審を抱きし結果憲法改正は民主主義の脅威なりとの見解を持したるに對して、反動派ではかねて権力強大なる大統領を設け、以て國會及び内閣の權能を奪ひ、國會定員の如きも現在百名なるを五十名にせんとする案を有してゐた結果であつた。

エストニアに於けるフランス勢力の中堅は、在郷軍人團を中心として組織されし解放戰爭參加者聯盟であつた。之はフィンランドのラブラ運動の直接影響として組織されしもので、之に加盟せるもの多數は、中産階級上層より頭落せる人々にて、前身は將校官吏等多く、その資源は銀行家、大工業家等より之を仰いで居ると云はれる。この運動の標榜せる目的は、同國大統領の權限擴大にあり、それが爲め獨裁主義的原则による憲法改正を要求し、それが爲め憲法改正案を作製して之が採否を國民投票によつて決せんと企て、居つたが、この國民主義團體が、ドイツのナチス一派と聯絡あること最近同國の社會民主黨側の曝露するところとなり、一方一九三二年當時エストニア在住ドイツ人の組織せる一俱樂部にて發行せる機關紙「アウステイ」がナチスの宣傳機關たること明らかとなり、その關係者全部逮捕となり、首謀者は國外追放を命ぜられたことが

あつた。その檢舉當時發見せられし書類によれば、エストニアのナチス派が同國をば二分して、北部にはロシア帝政を復活し、南部はドイツに併合すべき計畫なりしと云はれて居る。之等の事件の結果エストニアに於ける反ナチス氣勢は頓に盛んになり、社會民主黨では、エストニア獨立戰爭參加者以外のものにして解放戰爭參加者と稱するを禁すべき法案を議會に提出し、政府側に於ても國內のナチス運動取締を峻嚴にし、一九三三年三月十二日全國に戒嚴令を施行し、『解放運動參加者聯盟』本部及び支部の解散を命ずると同時に、その幹部約三百名は逮捕せられ、その後八月十二日『國家安寧維持』を目的とせる緊急令を發布して左右兩極端の武装團體を解散せしめ、新聞檢閲を嚴重にし、集會に對する警察官の監察權を強化し、以てエストニアの民主主義を擁護せんことを公布したことがあつた。而して政府では、穩健なる社會主義團體に對しては默許の態度をとり、アムステルダム・インターナショナルに加盟せる労働組合總同盟の如きも、近年加盟組合員は増加し、同年八月タリンに於て開催せる大會には、加盟組合四十二團體の組合員數合計五千九百八十二名と報告され、出席代表者百二十五名を算して居つた。

エストニアに於ける憲法改正は、過去數年以來の問題にして、一九三二年六月にも國民投票の行はれて改正案否決となつたことがあり、一九三三年六月には、憲法改正の可否を問へる



國民投票舉行せられたが、労働組合及び社会民主党では、大統領の権能を擴張して、議會制度を無力ならしむべき改正案にはあくまで反対したる結果、之も亦否決となつた。然るに最近に至つて議會制度の腐敗とか、民主主義の没落とか云ふスローガンは漸く農民間に流布し、その原因が憲法の餘りに民主的なるにありとの意見行はれ、之に對して中央黨及び新農民黨に於ては警戒の念を有するに、舊農民黨側では、ナチス派と協同して之を支持するものあり、ナチス側の改正案の發表さるゝや、新憲法施行の際は、ナチスの勢力を驅逐し得べしとの考へより、之が支持を勧誘せし結果、十月十五日より十六日に互つて舉行されて國民投票に於て改正案を可決するもの約四十萬票に對し、否とするもの十五萬票の結果、遂に憲法改正は可決となり、次いで内閣は辭職し、十月二十一日農村黨のコンスタンチン・ベツ氏は、新憲法に基く獨裁政府を組織するに至つた。

ラトヴィアの反ナチス ラトヴィアに於ては最近經濟界の悲境甚しく、殊に輸出を目的とせる農業は、ドイツのヒットラー政府の政策の結果一大打撃を蒙り、殆んど破産に類する状態にして、農民間には政府の救済を求むる聲漸く高く、一九三二年度に於て政府の交付せる農業補助金合計二千萬ラト(外に麥類補助金千五百萬ラト)の増額が要求されつゝ、あり、之に對して農民黨に於ては、豫算赤字防止の爲め官吏及び鐵道従業員の給與一割五分値下を要求する外、政府の病院補助金(年額約二百萬ラ

ト)の一パーセント減額をも主張しつゝ、あつた。一方工業方面も依然として不振にして、殊に製材、化學工業製品の輸出が、ソウェイト聯盟との通商條約廢棄後停止せる爲め當分恢復の見込なく、その結果失業者の續出を見つゝ、ある状態である。

労働組合は、組合員數に於ては大して變化はないが、財政方面は失業者増加の結果頗る振はない。第二インターナショナル系統に屬する社会民主党では、かねて入閣條件として外國貿易專賣制度設置、銀行業の政府管理、失業及び養老保險制度確立、農業補助廢止及び小農民の負債支拂猶豫、軍備事減及び失業救済を主張して不況の解決に努めて居つた。

一九三三年ドイツに於けるヒットラー閣内の成立に伴ふて、ラトヴィアに於ても國民社会黨組織せられ、一種の鐵兜團も結成を見たが、ラトヴィアに於けるヒットラー主義の擡頭は、かねて國外に退去せる農民及び地主勢力の復歸を意味する結果、一般にはヒットラー運動は同情を喚起せず、却つて之に反對して、六月十二日にはドイツ製品の輸入ボイコットが宣言された程であつた。又議會に於ては、ヒットラー系團體を禁止し、それに加入せる外國人の國外退去を命ずるに至つた。之には一はラトヴィアに於けるヒットラー派の間には舊ロシア帝政派の混入して復辟運動を計畫せることが發見せられたことも原因となつてゐると云はれる。とにかくラトヴィアに於ては、社会主義團體側では、スポーツ團體の結束を鞏固にし、労働組合側では武装自

衛團組織を計畫して萬一ヒットラー派のクーデター政行の際には全國總罷業を出て對抗せんことを決するところがあつた。ラトヴィアに於ては、かねて憲法改正問題が論議され、殊に最近組織された國民社会黨によつて支持宣傳されつゝ、あつたが、ラトヴィアの經濟界は最近や、好轉の徴候あり、労働組合運動も漸次活潑となり、一九三三年には賃銀値上を目的とせる大爭議も頻發して海員の如きは一割乃至一割五分の賃銀値上に成功したことがあり、尤も農業の悲境は依然として居り、政府は補助金制度を繼續して居り、本年度豫算にも總額二千萬ラトの農産補助金を計上して、労働組合及び社会民主黨の反對に逢ひ、爲めにバン値下を強行して妥協せざるを得なかつた。

ラトヴィアの國民社会黨は、ドイツのナチスと聯絡ありと云はれ、未だ充分の勢力を得ず、之に對して政府もドイツの帝國主義を警戒する爲め、ドイツ人移民の國外退去を命ぜることもあつた。

ラトヴィアの憲法改正案は同國最大政黨たる農民同盟によつて本年議會に提出されたが、之は、從來國會の選舉せし大統領をば、一般人民の直接投票により選舉することとし、その任期を五年として、閣員の任命、法律の停止、憲法の保障停止等の絶大の権能を之に賦與し、一方國會の定員を現在の百名より五十名せんとするものであつて、國會に於ては、三分二の多數を獲得し得ず終つた。

ラトヴィアのファシシ的勢力としては、前述の如くナチスは未だ有力でないが、富農の政黨たる農民同盟は、オーストリア型に則つて労働團體彈壓政策を遂行しつゝ、あり、社会民主黨の自衛團たるラトヴィア擁護同盟は解散され、黨記章の佩帶は禁止され、組合族等の掲揚は内務大臣の許可を要し、労働組合の政治運動は禁止され、集會は制限され、漸次緊急令政治が行はれつゝ、あると云ふ。

ラトヴィアに於ける反ナチス気分は、殊に著しく、一九三三年十二月十五日社会主義黨提出の左記決議案は、國會に於て六十八票對八票、棄權九票にて可決された(反對投票は、ルーテル派僧侶團議員、棄權は農民同盟員)。

- 一、『ベルコンクルスツ(雷電十字)』と稱する政黨及び『テウイヤス・サルグス(祖國の守り)』と稱する團體は、ラトヴィア民主主義共和國に反對する機關なるを以て、之を禁止する。
- 二、政府は、二週間以内にこの決議を實施すべし。
- 三、右と同一目的を有する政黨結社の登録及び新聞雜誌の發行を禁止する。
- 四、政府は、『ベルコンクルスツ』及び『テウイヤス・サルグス』の幹部に對して適當の措置をとるべし。

右の決議採擇となつた當夜、全國に互つてファシシ團の檢擧が行はれた結果、リガ、リバウ、ヴォルマル、ド・キンスク、ミタウ等にて合計約六十五名の幹部逮捕となり、又『ベルコンクルスツ』が武装團體なることが發見された。尙ほこの以前に於



ても、リガ市にあつた『ドイツ同胞團』檢舉の結果、この社會事業團體が、實はナチス機關にして、ラトヴィア及びエストニアの民主主義制度倒壊を目的としたものであつたことが發見された。

**リツアニアのヒットラー派** 一九二六年十一月人民黨のスレゼヴィシウス氏の左派政府が軍閥の爲めに倒壊されて以來、累年反動的勢力の地位確立して、ワルデマラス氏の獨裁内閣時代には労働組合組織さへ禁止されるに至つたが、その後國民黨のテベリス氏の内閣成立するや、一般社會運動に對する取締はやや緩和され、労働組合員数の如きも増加してアムステルダム系統だけでも千三百人を有し、この他にも千餘名が組織されて居るが、労働者の集會は依然として禁止されて居る。

一九三三年ドイツに於けるヒットラー政權確立と共に、リツアニアの國民黨政府もヒットラー運動に倣つて、社會民主黨に對する迫害彈壓を開始し、支部組織及び會合を禁止する上、六月十六日には同黨機關紙の發行停止を命ずるに至つた。そのみならず、政府部内に於ては、社會黨禁止論漸く強く、之を敢て實施せざるは、實に經濟界の不況の甚しきを顧慮せし結果で、即ち最近不況の深刻なる結果農民間に現政府反對氣運漸く熟すると同時に、テベリス内閣の對外政策が餘りにドイツの模倣なるに憤慨するもの多く、萬一それらの反政府分子が社民系統と結合する虞があつたに因ると云はれる。

の多く、學生は『大フィンランド』主義を標語として活動し、最近は労働者間、殊に農業労働者間にも國民社會主義を支持するもの出づる状態なることが指摘され、社會民主黨は『労働者の現在の生活標準の改善と、民主的社會主義と民主的國家と各國間の平和的協調の爲めに闘ひつゝ、あるものである』と宣言されて居る。

今回の大會に於ては又、共同戦線問題も重要議題の一つであつたが、之に關する大會の決議は、『社會民主黨と共產黨との統一協定は、共產黨及びその國際本部がロシアに於て實施せる方策をば唯一の正しき政策として他國の労働者に強ひ、且組織的に社會民主黨を分裂せしめんとする以上は、成立不可能なり』と云つて、社會主義學生聯合會提出の統一案を否決して居つた。今回大會に於て最も重大なりしは黨の經濟綱領の採擇されたことで、之はかねての宿案ではあり、且國會總選舉を控へての處置として意義あることであつた。その内容は、國有山林の統管、外國貿易國營、信用管理及び銀行國營等を重要項目として、或ひは經濟的國民主義反對、保護關稅の漸廢等をも含み、殊に賃銀労働者のみならず、農民の地位改善にも留意したる點は注目すべく、黨選出代議士に對して最近負擔漸く重大となつた市稅改正を命じてゐる點も目新しい。

其の他大會の可決した決議は、社會主義教育機關の完備、兒童團體の結成、禁酒問題に關するものがあつた。

**フィンランド社民黨選出** 一九二九年以來引續く不況に乗じて漸次その地位を確立し來つたフィンランドの反動勢力は、所謂ラブラ運動を中心として地主資本家の援助の下に、當時共產黨に占有せられし労働組合を禁止し、次いで一九三〇年の總選舉には國會及び市會に於ける労働者代表を驅逐し、それと同時に間接稅の増加、賃銀の引下、救濟手當の減額等により政治的經濟的に労働階級壓迫を繼續し來つた。

ラブラ運動は、一九三二年初頭かねて計畫せしクーデターに失敗するや、陣容を改め、自ら『愛國民衆運動』と稱し、一九三〇年共產主義撲滅後は、専ら社會民主黨の排撃に努力すると共に、漸次その勢力を政府與黨たる『國民聯合黨』内に布植して、遂に之が牛耳を執るに至つた。それと同時にカルスタ派と稱するヒットラー運動も組織され、ルウト博士の國民社會黨も結成せられ、其の他の反動團體も現出し、加ふるに『國民聯合黨』にも『自由進歩黨』にも各附屬團體として労働黨なる組織あり、政界の分野は四分五裂を呈するに至つた。

されば一九三三年五月二十七日及び二十八日の兩日ヘルシンキに開催されたフィンランド社會民主黨第十六回大會に於ては、前述の如き反動諸勢力に對する方策の審議が重要議題の一となり、大會の可決せる宣言書には、地主資本家が現下の不況を利用して反革命運動反民主主義運動を主唱し、不平農民及び官吏間に支持を得つゝあり、又將校間に獨裁主義的傾向を有するも

**フィンランド労働組合**

フィンランドに於ける労働組合運動は、以前には一九〇七年創立の労働組合總同盟があつて活動して居たが、之は一九二八—二九年當時共產黨の占領するところとなり、社民派の人々は續て脱退したが、遂に一九三〇年七月ラブラ運動の結果解散を命ぜられるに至つた。當時アムステルダム系統の労働組合は、集つて新中央機關を設くることとなり、同年十月十九日新しき總同盟は創立せられた。創立當初加盟組合員合計一萬一千六百二十八人、加盟全國團體十一、地方支部四百一を有して居り、産業別組合主義を原則として、アムステルダム・インターナショナルに加盟し、折柄世界不況の影響下に失業者の増加する一方、反動的のラブラ運動は全國の反労働勢力を糾合して、組合員に對する迫害彈壓深刻を極める状況であつた。されば、労働運動として特記すべき事件もなかつたが、總同盟では再三政府に迫つて、失業者の救濟、一週四十時間労働制實施等を要求するところあり、一九三二年初頭には組合員合計二萬四百四十八人に達し、加盟組合十五團體、内七團體は産業別組織になつて居る状態であり、團體協約も一九三一年末には全國の印刷業に互るもの三件、其の他小規模のもの約六十件、それらの適用を受ける労働者數合計一萬人を算するに至つた。斯くてフィンランド労働組合運動は、漸次スカンヂナヴィア諸國と接近して、最近スカンヂナヴィア労働會議にも參加してゐるのは注目し得る。



## 中歐及バルカン諸國

外

一九三三年ドイツに於けるヒットラー政府の成立は、中央ヨーロッパ及びバルカン諸國に對して甚大なる影響ありしは云ふまでもないが、殊にその直接結果として一九三四年二月オーストリア各地に於ける社會民主主義系統の叛亂が、同國に於ける獨裁制を確立して、やがてこの東部ヨーロッパ諸國を中心として國際政局の一變を來すに至つたことは、本年に於ける重大事件の一であつた。

オーストリアは、世界大戰の結果その經濟的地歩頗る薄弱となつた上、種々なる利害關係の因縁としてその政情亦複雑多端を極めて居り、從來、同國に於ける所謂反動分子乃至ファシシヤ的勢力と稱せらるゝものにも、種々なる系統あり、之が爲めこれに對抗すべき無產者的勢力は、同時に復背の敵に當らざるべからざる苦境にある状態で、そのよく多年に亙つて操守するところを失はざりしは、實に働勞者團體の結束統一の鞏固なること、オーストリア一般社會の政治問題に大なる興味を有せざるとの結果であつたと云はれる。

從來、オーストリアに於ける主要政黨には、キリスト教社會黨と祖國同盟 Heimabund と社會民主勞動黨とがあつた。その

ゲルベルト・ドルフ博士を首相として、汎ドイツ派及び祖國同盟の代表者も参加せる右派聯立政府であつたが、こゝに興味あるは、オーストリアの右傾運動の目標とがハプスブルグ王家の復活にあり、その汎ドイツ主義なるものも、カトリック教ドイツ人の結合を目的としてゐるものであり、従つて單にドイツ共和國との聯合のみならば、社會民主黨側にも必ずしも反對せず、且經濟的には獨逸合同の必要は切實に要求されつゝあつたものであるが、オーストリア・ハンガリア帝國再興といふ點に於て、左右の意見相容れざるものがあつた。而して從來オーストリアの右派諸政黨は、カトリック教徒を中心とせる爲め、南ドイツ諸州殊にバイエルンの政派とは一脈相通する點を有して居つたのであるが、最近ヒットラー運動の擴大強化と共にオーストリアに於ても國民社會主義の擡頭あり、殊にステイリアに於ては有力なる組織を有し、ドイツ本國と相呼應して極右派政權の確立に努めるに至つて、こゝに從來のカトリック教徒の諸政黨は、『新教の無神論者たる』ヒットラー派と對抗すべき形勢となつた。之はやがて社會民主黨にとつては、從來の祖國軍を背景とせる右翼諸政黨と抗争すると同時に、反ユダヤ主義ヒットラー派の茶シヤツ隊とも闘争せざるを得ざる状態の發展を意味するのであつて、國內政局は漸く切迫を告ぐるに至つた。

三月五日ドイツ國會總選舉の結果、ヒットラー政權は確立し、それに續いてバイエルンに於けるカトリック派の堅壘も陥落し

他に、國民經濟同盟農村聯盟と稱する聯合團體もあつたが、之は通常汎ドイツ派と云はれ、純然たる復辟主義の政黨で、以上の諸政黨中社民黨の地盤がウイennaに局限せられることは有名であつて、同市が全國人口の約三分一を占むるとは云へ、地方各州に勢力を有するキリスト教社會黨の勢力に比すれば、之と伯仲すべからざるは明らかで、それがとにかく他の有產者的諸政黨に對抗し得たのは、實にオーストリアの六割が工業化して居る結果であつた。キリスト教社會黨は、先年その敏腕なる黨首ザイベル氏死後眼覺しい活動を見ず、殊に同黨内部には、ハプスブルグ王家復辟派と獨逸聯合主義者とあり、その主義方針に於てカトリック教を原則とする結果、その穩健中正主義はやもすれば極右派の利用するところとなる虞があつた。祖國同盟は、一九三〇年十月總選舉の際シュターレンベルグ公を黨首としてオーストリアに於ける各種の私兵の一たる祖國軍 Heimabund を基礎として組織されたもので、最近ドイツのヒットラー派の茶シヤツ隊の支部がオーストリアにも組織せられるまでは、武力を有する唯一の極右政黨として全國に雄飛したものであつた。前年以來オーストリア内閣はキリスト教社會黨のエン

て、ヒットラー派私兵の國境を越ゆる亡命者を追つて侵入するや、等しく汎ドイツ主義の旗幟を標榜するが、舊王家復活を主眼とせるオーストリア政府與黨にあつては、ヒットラー派の勢力との對抗上何等か斷乎たる處置に出づる必要を感じるに至つた。折柄、團結自由の禁止に抗議する爲め敢行せられし鐵道總罷業問題が國會に上程せられ、三月四日國會は、責任者の處罰を緩和すべき表決を行つたが、その際投票の行違ひの問題より議長レンナー氏(社會民主黨)が辭職し、次いで副議長ラメック氏も辭職し、第二副議長ストラフナー氏(汎ドイツ派)亦議場の混亂を收拾し得ずして辭職するに至つて、國會の議事進行は勿論、休會の手續さへ不可能となつた。

斯くて議會制度の停頓は、獨裁制樹立には絶好の機會となり、祖國同盟側では、この際斷然獨裁政府を組織すべきことを要求したのであつたが、オーストリア特殊の事情は、完全なる獨裁政府の組織を許さなかつた。議長及び副議長の辭職は國會召集を不可能ならしめた爲め、憲政運用の機關として殘存せるは、國會の常任委員會と、上院たる聯邦參議院と、内閣のみとなつた。こゝに於て内閣が祖國軍の武力を背景として獨裁權を確立するとせば、必ずや社會民主黨は、その共和軍 Schutzbund の武力を以て之に抗争すべく、その結果内亂は不可避となるべく、然るに一方オーストリアの經濟界は外國の援助に依たざれば維持し得ざる状態にある爲め、一度内亂の勃發すると



きは、經濟生活の破綻は免るべからざる運命にあつた。それと同時にドイツに於けるヒットラー政權の確立は、オーストリアに於ける國民社會主義運動に對して異常の激勵を與へ、各地にヒットラー派私兵と、社會民主黨私兵との間に衝突抗爭を惹起し、殊にステイリアに於ては、祖國軍の一部はヒットラー派と提携して、ドイツの鐵兜團と聯絡をとる如き事態もあり、右派各政黨間にはヒットラー派と祖國同盟とキリスト教社會黨との大同團結を計畫するものもあつた。斯く複雑なる政情の結果時局の發展も亦從つて明確ならず、三月七日夜政府は先づヒットラー派取締の目的を以て示威運動及び政治的集會を禁止せる緊急令を發し、又新聞紙にして一度沒收を命ぜられしものは、爾後發行の際は豫め檢閲を要すべきこととして、言論自由を拘束すると同時に、ミクラス大統領に對して辭表を提出するに至つた。然るに内閣總辭職は大統領の受理するところとなつたが、集會及び出版自由の禁止は、社會民主黨は勿論、キリスト教社會黨の一部に於ても、亦國民社會黨に於ても猛烈なる反對を喚起し、殊に社會民主黨にては、之を以てフラスムへの第一歩なりとし、中央委員會に於ては民主主義制度擁護の爲め實力を以て抗爭すべきことを決議し、同黨々々たるウインナ市長ザイツ氏は、公安省次長ファイ氏（祖國同盟）より該令を傳達せらるるや、之が受理を拒絶すると同時に全市六十箇所に懇談會を開催して之が對策を考究することとなつた。國民社會黨にても八

日夜ウインナに大會を開催して、緊急令反對の爲め氣勢をあけ、その最高幹部、フラウエンフェルド氏の如きは、『我等の宰相はアドルフ・ヒットラーにしてドルフスにあらず』と豪語し、參集せる一萬五千の黨員之に應じて歡呼する形勢であつた。斯くして祖國同盟と國民社會黨と社會民主黨とは、各々私兵を擁して鼎立する形勢となり、全國異常の緊張を呈するに至つた。

三月九日社會民主黨が全国各地に召集せる懇談會の多くは、政府側の禁止するところとなつたが、翌十日ウインナに於て開催せる幹部會議には、全國代表二千名の出席あり、その席上オットー・パウエル氏は、今回の政府の措置が憲法違反にして、殊にその緊急令は、一九一七年大戦當時食糧供給の目的を以て制定せられし特別權能法に基くものなることを指摘し、あくまで民主主義制度の擁護を主張し、社會民主黨としては、(一)平和的手段によりて現在の政局收拾の可能なる限りは、あくまで民主主義と國內の平和的經濟活動を基礎として時局の解決に努力すべく、(二)萬一オーストリアをファシスト化せんとする如きことあらば、あくまで之に抗爭し、その場合黨の諸機關の存続し、黨の結束の亂されざる限りは、嚴重の規律を保ち、黨又は組合の指令に基いて行動すべく、(三)萬々一以上のこと不可能の際は各人適宜の處置をとるべきこととした。

折柄ドイツに於ては、バイエルン政府はヒットラー派に占領

せられ、同州首相ヘルド氏は辭職するに至り、國民社會主義運動の怒濤は國境を越えて侵入すべき形勢となつた結果之に對する對策樹立は喫緊事となり、社會民主黨側にも政府反對の態度を緩和し、議會制度を存続する限りは之と協力すべきことを聲明するに至つたが、政府側では、ヒットラー派との對抗上の地歩を鞏固にする爲め、三月十二日には福利省大臣にして過去十年間キリスト教社會黨代表として歴代内閣に列したるヨセフ・シーシュ氏の辭職となり、之に續いて政府は緊急令の連發を開始すると同時に共產黨員の檢挙をも開始した。之に對して汎ドイツ派を初めとして社會民主黨側では、國會召集を要求し、汎ドイツ派の副議長ストラフナー氏は、三月十五日を期して國會を召集したが、同日政府側では議員の登院を阻止したる爲め、開會僅かに五分にして散會となつた。

斯くして政局の不安は依然として繼續せるま、三月末日となつたが、同日政府は遂に社會民主黨の自衛團として革命以來活躍せる共和軍の解散を命じ、又その制服記章の着用を禁止するに至り、直ちに官憲はその武装解除に着手したが、その時既に社會黨側では武器を隠匿し、且組織を改めて居つた。ウインナ市長ザイツ氏の如きは、共和軍解散の命に接するや、市内に於ける租國軍解散の命令を發して對抗した。

然しながらヴェルサイユ條約の限度までの常備軍増員も、ロザンヌ會議の決定に基く外債の調達も、ナチスの脅威による政

府の危機を如何ともする能はず、九月十一日十一通の緊急令を同時に發布して、ドルフス宰相は獨裁制擁立を宣言し、次いで同二十日内閣を改造して、宰相自ら外務、國防、公安及び農務の四相を兼攝し、エミル・ファイ少將を副宰相とし、シュニグ博士を司法及び文部大臣とし、カール・アレシ博士を大藏大臣として、事實上の獨裁政權を組織するに至つた。而してドルフス宰相自身は、新政府の根本原則をば『強權的民主主義』と稱して、之をばヒットラー主義と混同することを避けて居つたが、その司法機關の權能を制限し、工場委員會の活動に干渉し、罷業の禁止、賃銀の引下、オーストリア社會主義の牙城なるウインナ市會の彈壓等凡ゆる方法によつて左派勢力の抑制壓伏に努めたのもあつた。

一方ドイツに於ける國民社會黨では、ハビヒト氏をオーストリア宣傳部長に任命して、ラヂオを通じて盛んに反ドルフス宣傳を放送して、オーストリア國內の攪亂に努め、折柄國際政局の紛亂に乗じて、ハプスブルグ復辟派の策動あり、物情騒然今にも歐洲のこの一角は戰禍の巻と化せん形勢であつた。この間にあつて祖國同盟派の社會民主黨側に對する干渉壓迫は苛烈を極め、遂に一九三四年一月政府の民間武器取締令施行に端を發した紛争は、やがて二月初旬ウインナ其の他各地の社會黨員の蜂起となり、こゝに由緒あるオーストリア社會民主主義運動は一掃さるべき運命となつた。



最近各國に於けるフラスチスト勢力の勃興と共に、憲法の改正その他によりて國體の變革を行ふところ漸く多く、ポーランドに於ては、憲法改正問題は、既に多年の懸案にして、必ずしも最近のフラスチスト進出の氣運に乗じたものではないが、その新憲法案は、遂に一九三四年一月二十六日國會の協賛するところとなつた。

ポーランドに於ける憲法改正が、夙に提案せられしにか、はらず、その實施の斯く遅延せるは、その改正の眼目が大統領の權限擴張にあり、之に對して國內在野諸黨の勢力侮り難きものあり、現軍務大臣にしてポーランド全國の實權を掌握せる事實上の獨裁官たるピルスドスキ將軍の、一九二四年クーデター以來、凡ゆる壓迫彈壓にもか、はらず、今回國會に於ける新憲法の通過が、反對黨代議士の憤慨退席せるに乗じて採擇となつたのは、注意すべきであつた。

ポーランドに於ては、國民々主黨、農民黨三派、社會黨、キリスト教民主黨、國民勞動黨、共產黨等の諸政黨の外、少數民族を代表せるウクライナ諸派、白ロシア諸派、ドイツ人、ユダヤ人等あり、小黨群立の状態であり、その勞動運動も、峻烈なる彈壓の下に分裂對立の形勢を呈し、之が時局の收拾は強力なる政府の出現を必要とし、こゝに強大なる權能を有する大統領の設置が提案されたのであつた。

従つて新憲法は、大統領をば、單なる國家の代表者とするに

満足せず、進んで政治上の實權を有する元首となし、國會は、從來の比例代表制普通選舉による上院を廢止して、その三分二を全國の名士中より選出せるもの、而して三分一は大統領の指名するものとし、その權能に於ては、下院と同一とするを

目的とし、第一回の上院議員としては、大戦中授與されし、武功十字章及び獨立記念勳章の所有者より選出することになつて居る。而して大統領は、殆ど無限の權能を有し、内閣の任免、國會の解散、高級官吏の任命、閣員の告訴等を初めとして、その任期七箇年終了後は後繼者を指名し、もしその指名せられしものが、別に設置しある大統領候補者選舉機關の決定せるものと同一人なるときは、大統領に就任することになつて居る。而して該選舉機關の構成は、兩院議長と、首相と、最高法院長、陸軍總兵監及び國會の指名せる七十五名の名士より成つたもので、しかもそれは殆ど凡て大統領の勢力下にあるものと見るべきである。尙ほ、大統領の任期は、戦時に於ては、平和克復後三箇年まで延長することになつて居る。

今回の憲法改正は、政府側では、あくまで民主主義的方針を變更せずと云つて居る。然しながら、國會の下院が、『輿論を反映する』機關として、任期五箇年の議員は普通選制度で選出されることになつて居るが、その代議士としての特權も制限されたのに反して、上院は、『國家及び國民一般の福祉に最も貢獻するところありし人々は、宜しく國政料理の上に有力の参加を

すべし』との趣旨に基いて、政治上の實權を賦與されたことは、一種の貴族政治の確立と云ふべく、之等の案に對しては、社會黨系統の諸派は勿論、キリスト教民主黨にても、亦少數民族各派の間にも反對熾烈なりしを考へるとき、果して新憲法の下に於て國內政情の安定所期すべきかは疑問とされて居つた。

#### オーストリア勞動運動潰滅

一九三三年三月七日ドルフス宰相が、愈々オーストリアに於ける獨裁政治樹立を決心して、着々その方策を實施して以來、オーストリアに於ける社會民主主義勞動運動者はあくまで交譲妥協の精神に基き、事を平和裡に解決せんことを方針とし、ドルフス首相及びキリスト教社會黨内の反ファシ派との間に交渉を重ねつゝあつた。されば、同年七月十五日ウィennaに開催された社會民主黨及び勞動組合總同盟聯合特別大會に於ては、國內の政治的不安動搖の解決策として、先づ失業問題の解決に努めることに決したのであつた。

右の大會には、かねて總同盟主事シュルシニ氏が、社民黨首オト・パウエル氏と共に作製せる失業對策案が上程された。當時パウエル氏は、オーストリアに於ては、若し政府が確乎たる政策實施の決意あらば、全國二十萬の失業者をして就職せしめること可能なりと云ひ、それが爲めには、公共事業の振興、一週四十時間制、二重雇傭の制限、就職手續組織化による新雇傭の管理等を施行すべきことが主張された。而して大會の採擇せ

る決議には、ロザンヌ會議による借款をば、なるべく就職増加の方面に使用すべく、且内債の募集をもなすべきこと、尤もインフレーションには反對にして、要は特別購買力の促進にあるべきことが述べられて居つた。公共事業の振興に次いで、輸出貿易促進の必要なることが指摘され、それが爲めには、ハンガリア、イタリア、小協商國、フランス等の親近諸國中の一國のみを相手とせる政治的經濟的同盟締結を不可とし、オーストリアの政治的中立を基礎として、特惠關稅制度に基くそれら諸國全部との密接なる經濟的協力を目的とせる同盟を結ぶべきことが要求されて居つた。而して斯かる政策の結果生じたる職業の増加を最大多數に分配するため、(一)一週四十時間制、及び各雇主の従業員數二割増加、(二)二重雇傭禁止、及び勞資團體の監督の下に強制的授職機關の設置を必要としてあつた。尙ほ右の決議は、共和國憲法の復活、勞働者自由の恢復、及び民主主義政府の確立を希望して、結末としてあつた。

當時勞動組合側の意嚮としては、純然たるフラスチスト政權成立の際には、全國總罷業を以て之に對抗せよと云ふのであつたが、社民黨側では、萬一政府がファシ憲法を制定せし場合、又は憲法に基いて組織されしウィenna州及び市政廳を放逐する場合、或ひは社會黨を禁止し、勞動組合を收用する場合の外全國總罷業の如き過激手段に訴へざることを決議したのであつた。然るに九月の内閣改造以來政府の方針が名目上に於てこそ



獨裁主義を標榜せざるも、實質上に於ては他のファシスト國家と大差なく、又從來オーストリアに於ける反動的勢力として知られし祖國軍の如きも、之を解體して、ドルフス宰相の創設せる『愛國戦線』團と合併する状態あるに鑑み、オーストリア社會民主労働黨では、一九三三年度大會の會期を繰上げて十月十四日より十六日までウィennaに於て臨時大會を召集することになつた。

この大會には、オーストリア社會民主黨の加盟せる社會主義インターナショナル代表たるエミル・ヴァンデルヴェルト氏及びフリードリヒ・アドラー博士を初めとして、オランダ、フランス、イギリス、スウェーデン、デンマーク、ノールウェイ、ハンガリア、チエコスロヴァキア、ベルギー、及びオーストリア在住チェコ人等の代表も出席して、民主制度擁護の爲めの一大國際示威大會の觀を呈し、ドルフス宰相をして各國のオーストリアに對する態度を知らしむべき機會を與へると同時に、オーストリア共和國がいかに國際的に他國の好意に依存するところ多きかを明らかにした。即ちフランス代表レオン・ブリュム氏が、前年フランス國會に於て對オーストリア貸付案の協賛されしは、實に社會黨議員の賛成投票の結果であつて、しかもそれが、オーストリアが民主的共和國なりとの條件の下に於て可決されたものであることを説き、又オランダ代表アルバルダ氏が大戰直後オランダの労働者が、オーストリアの貧困兒童を引受けて養育

したることあり、オランダ人が今日でもそれらの兒童の生先を案ぜることを述べ、或ひはチエコスロヴァキア代表ステイウィン氏が、同國に於て、そのドイツ人地方のナチス運動とチェコ人地方のファシズム運動とに抗争せる苦衷を報告して、同國とオーストリアが中歐に於ける殘存せる唯二の民主主義國たることを指摘し、之に續いてヴァンデルヴェルト氏が、オーストリアの動向が各國の注目するところとなりつゝ、あり、苟しくも同國の反動化するに於ては、その信用の失墜すべきを警告する等、戦敗の餘殃に惱めるオーストリアの實狀の慘澹たることの忌憚なく摘抉されたのは、近來にない光景であつた。

大會の模様の詳細に就いては、政府の檢閲の爲め知るを得ず、大會の可決せる決議の如きも、全文を發表するを禁ぜられたが、第二インターナショナル側の發表せるところによれば、左の如き決議が満場一致を以て可決せられたとのことであつた。

『本黨は、過去六箇月に互つて、ドイツの國民主義ファシズムに對してオーストリア攻撃の絶好機會を提供するが如き事態を防止せんが爲め、隱忍と待機と最大の自重の政策をとり來つた。然しながら本黨のこの隱忍と待機の態度に對する政府の應酬は、民衆の自由と労働者の社會的利權に對するその争闘を熾烈ならしむることのみであつた。

本黨は、從來に於ても亦將來に於ても、常に現下の危機をば、立憲的原則に基く平和的解決の用意あるものであるが、政府は、本黨が

この意思を宣言する毎に、労働者及び社會民主黨に對するその闘争を一層劇甚ならしめるのみであつた。

斯くの如き事實に鑑みて、本黨は、アルプス獨裁主義に反對する抗争をば一層活潑ならしめ、且凡ゆる機會に於て攻勢をとるべき必要を感じるのである。

本大會は、左記の要求貫徹を目的とする闘争上に於て最大の活動を發揮せんことを全労働者に對して要請するものである。

- (一) 國會召集
  - (二) 就職機會の創造、失業者二十萬人に對する授職、民衆購買力の増大、賃銀俸給の擁護。
  - (三) 完全なる團結自由の恢復、労働者の權利及び保護的社會立法を惡化せしめる方策の廢止。
  - (四) 失業者に對する福利施設を制限せる去る三月五日以來の諸政策撤廢
  - (五) 民主的諸政黨に對する集會及び出版自由の恢復。
  - (六) ファシスト防護團の解體及び武裝解除。
- 右の要求貫徹を目的とする闘争上の運動によつて、労働者は、不可避的に惹起すべき決戦の覺悟をなし、その覺悟を持續すべきである。
- 祖國軍ファシストが、全一國家と社民黨の絶滅と、労働組合の收用と、ウィenna市廳占領及び赤色ウィennaに對する官選長官の任命とを要求せるに省みて、黨及び社會主義労働組合の各執行委員會は、それらの場合に於ては、労働者を糾合して總同盟罷業を敢行すべきことを去る九月十七日決定した。本大會は、この決議を確認し強調し、且各團體に對して、この決議をば労働者全部併びに苟しくも自由を愛する共和主義者に提示すべきことを要求するものである。

尙ほオーストリア社會民主黨では、かねて Anschluss (合併) 政策即ちドイツとの合同をば、その政綱の一項として居つたが、今回の大會に於て之を削除することとなつた。而して同決議には進んでオーストリアの獨立擁護を主張し、苟しくもファシズムの侵入を防禦する爲めには、全國家の武裝に對して反對せずと云ひ、ハプスブルグ王家の復活及びハンガリアとの合併乃至イタリヤへの依頼心とを排撃し、國內に於けるファシズム勢力滅殺の方法として、前述せる七月十五日のオーストリア労働組合總同盟特別大會に於て採擇となつた失業對策の實施を要求して、『二十萬の失業者の爲め職業を創造し、それによつて全國民を經濟危機の重荷より解放すべき權力を獲得せんには、吾人は自由を有さざるべからず』と力説してあつた。

然しながら政府の労働運動彈壓の方針は、漸次に嚴重を加へ、一方オーストリア獨裁化の新憲法起草に着手し、一九三四年初頭には憲法起草大臣エンデル博士の如きは、オーストリアに於ては、遠からずして、『獨裁制度に近き……過渡的憲法』の制定あるべく、その場合議會の選舉は普通選舉權によらざることを言明し、又社會省大臣シュミット氏は、オーストリアに於ては將來『自由』労働組合は許可せず、『半國家的團體』のみを認むべく、且労働者の罷業權は之を禁止し、賃銀争議に於ては國家が之を決裁すべき權能を有すべきことを聲明するに至つた。それと同時にドルフス首相によつて補助警察機關として認



められし祖國軍では、チロル其の他の州知事に對して、州政廳を廢して、祖國軍指揮下の州委員會を設置し、社會民主黨議員を放逐すべき旨の最後通牒を發し、萬一之を諾んぜざるときは、武力を以て州政廳及び市廳を占領すべしと威嚇し、一方祖國軍の首領たるフアイ氏は、ウイナ其の他各地の共和軍の幹部逮捕及びその武器沒收を命じたのであつた。殊に労働者側の反感を激發したのは、同大臣が二月十一日發表した通牒であつて、それには、社會黨の陰謀發覺及び首謀者逮捕が言明されて居つた。

斯くして政府側が、共和軍の隠匿せる武器發見を口實としてクーデターを敢行すべきこと明白となつたが、社會黨本部では、かねて祖國軍の要求に關して、二月十二日ドルフス首相と州當局者との間に協議の行はるべき豫定なりしに鑑み、その交渉の結果を待つて、萬一黨大會決議の明示せる如き事態發生の場合には何等の處置に出づべきことに決して、それまでは黨員の自重を命ずるところがあつた。

然るに二月十一日ウイナの工業地帯たるフロリツドルフの工場委員として聲望ありしシュトックハンメル氏が逮捕になつたが、之に對する抗議の意味で十二日には同地方の労働者は罷業すべき相談中の折柄リッツに於て祖國軍と共和軍との間に衝突あり、既に市街戦の開始せる旨報道あり、こゝに政府側のクーデターの機先を制して、リッツ及び上オーストリアに呼應して

驟起することとなつたのであつた。

斯くて三日間は、各地に互つて祖國軍と共和軍との交戦は繼續し、さしもに世界に知られしウイナ市政の精華たる諸施設も祖國軍の新鋭武器による猛撃の下に灰燼と化し、大戦後國際労働運動の左翼闘士として、その堅實なる組織と獨特なる理論を誇つたオーストリア労働運動は、あへなき最期を遂げたのであつた。

オーストリア社會民主主義の没落は、ドイツ社會民主主義の潰滅と共に、國際労働運動上に於てのみならず、一般國際關係上に重大の影響を及ぼすべき近來の大事件である。果然三月中旬にはイタリア首相ムッソリニ氏は、右に塊匈兩國首相を繰り、左にドイツ特使ゲーリング氏を迎へて、自ら中歐平和の擁護者を以て任ずる形勢は展開され、シェンベルグ・ハルテンシュタイン公のオーストリア新國防大臣任命は、中歐に於ける帝政樹立の第一歩と目されるに至つた。

#### オーストリア職制

二月十三日より三日間に互る各地社會民主黨員の蜂起は、社會運動史上未曾有の惡戰苦闘の結果、遂に全國の社會主義運動は悲壯なる終末を遂げ、その結果として組合員總計約六十萬を有する社會民主黨系統に屬するオーストリア労働組合總同盟も亦解散を命ぜられるに至つた。然しながら組合は解散となつても、組合運動の結果成立せる労働協約、工場委員會、其の他の

施設は依然として法律上有效なる爲め、政府では、新憲法制度までの期間に於ける過渡的處置として最近種々なる法令を發布した。

オーストリアに於ては、一九二〇年二月十六日附法律を以て全國各地に労働會議所が設置されることになり、爾來この労働者の代表機關たる労働會議所の活動は目覺しきものがあつた。然るに一九三三年十二月二十一日命令を以て、政府は、新國家組織の前提として、この労働會議所制度を改正することとなり、その統制權を政府任命の役員に委し、且労働會議所の監督をば政府の手に收めることとなつた。今回労働組合改造に際して、その過渡期間に於ける種々なる措置は、右の組織改正後の労働會議所の管掌に屬したるものが少くない。

總同盟解散の善後策として政府が先づ採つた處置は、労働協約に關するものであつた。之は二月十六日附法令によつて、從來の労働協約は協約期限には達せずとも解散命令施行前無効を宣告されたもの、外は、凡て有効と認められ、且從來労働組合に屬せし權利義務は、凡て労働會議所が引継ぐことになつた。次に經營協議會に關しては、二月十六日及び二十六日の二回に互つて命令が發布され、その結果一九一九年五月十五日の經營協議會法に基いて設置されし經營協議會の委員にして、(一)オーストリア社會民主黨又は自由労働組合總同盟の指名者より選出せられしもの、(二)右の二團體の指名者にあらずとも、そ

れ等の團體の勢力の下に選出せられしもの、或は、(三)選出後社會民主黨又はその統制下にある職業團體に加入せるものは、失格することとなつた。而して右の事情によつて失格者ありし爲め、經營協議會の定員を缺く場合には、當該企業所在地の労働會議所は、有資格の労働者を補充委員に任命することとなつた。而して經營協議會全部が失格したものは、その資産設備全部をば、當該企業所在地の地方當局に供托し、新委員選出までその所管に屬することとし、この規定に違反する場合には、一千シリング以下の罰金又は六週間以下の禁錮に處せられる。委員失格の爲め改造し又は全部新たに任命されし經營委員會は、社會福利大臣の期間満了決定までは繼續すべきであつて、それまでは委員の改選は許可されない。

オーストリアでは、一九一九年十二月十八日の法律で團體協約及び争議調停機關の規定が設けられて居たが之も一九三四年二月二十三日附命令で改正されることになつた。その結果今後勞資代表各同数の會議の委員は、凡て社會福利大臣が任命することとなり、雇主代表の場合には、雇主團體にて指名せる候補者中より之を任命し、労働者代表の場合には、從來の如く労働者團體の推薦によらずして、労働會議所又は労働者使用人を代表すべき特殊の公的團體ありし場合には、その推薦によつて任命することになつた。同業組合其の他公的の團體のなき場合は、關係労働者團體と協議の上任命する。尙ほ二月二十三日附



命令の結果、社會福利大臣は、産業裁判所員中勞働代表にして、社會民主黨又はそれに屬する團體に加入せるものを罷免すべき權能を賦與された。

二月二十四日附交通省令によれば、手工業同業組合及びその聯合團體、又はそれ等により開設管理される諸施設の役員にして、社會民主黨及び其の所屬團體の指名せるものは、凡て失格することになった。

斯くして凡て社會民主黨の勢力を勞働組合關係の諸機關より驅逐すると共に、政府の統制權を確立し、進んで全國の勞働組合を根本的に改造して、單一中央機關に統合結束すること、なつた。之は一九一七年の非常權力法に基いて三月二日發布された命令によつてなされたもので、同命令の前文には、この改造の目的は、筋肉勞働者及俸給使用人の利益をば、キリスト教と愛國と社會正義の精神に於て有効に代表し、且この代表機關をば、職團國家制度に適應せしむる準備をなすにありと云つて居る。

該令第一條によれば、全國の工業、礦業、手工業、商業、運輸業、金融業、及び自由職業勞働者使用人を結合してオーストリア勞働者使用人總同盟と稱する團體に統一し、而して農林業、公務及び鐵道の從業員に對しては別に規定を設けることになつて居る。右の總同盟は、第二條によれば、當該業務の從業員の職業的、經濟的、社會的利權を代表するもので、その範圍

は全國的とし、その任務遂行に當つて、あくまでキリスト教と愛國と社會正義の發揮に努め、且他の如何なる團體の存在をも認めないことになつて居る。總同盟は、法人にして社會福利大臣の監督の下にある。

總同盟は、工業、手工業、商業運輸、金融、自由職業の五部門に分れて居り、各部門は又職業別組合に分れて居る。總同盟又は各部門若しくは各組合には、筋肉勞働者及俸給勞働者の各部を設置することが出来る。

總同盟の任務としては、團體協約の締結、團體的爭議の際調停手段を執ること、監督官廳への報告建言、加盟組合員及び家族に對する經濟的社會的施設の設置經營、及びその援助、職業教育及び勞働者子女の體育智育向上の施設の設置經營等である。是等の事業は總同盟の所屬團體でも亦之に従事することが出来るが、それに関しては別に規定を設けることになつて居る。

今回のオーストリア政府の勞働組合改造の目的の一は、勞働組合をば非政治的なる純經濟團體とするにあるが、従つて改造後の勞働組合に於ては、從業條件の交渉等がその活動の中心となるべく、その點に於て今回法令の第八條に於て、自今團體協約を締結し又は爭議調停手續の主體となり得るのは、總同盟及びその所屬團體のみとなり、而して斯くして締結されし勞働協約は、總同盟に加入せると否とを問はず、當該地方或は職業の

從業員全部に適用されることになつて居るのは、注目すべき點である。而して本令施行の日より總同盟は、從來締結され居る協約の當事者となり、勞働側の前當事者の權利義務は同時に解消することになつて居る。

總同盟及び其の所屬團體の第一回の規約は、社會福利大臣が之を制定することになつて居るが、尙ほ執行機關の構成管理及びその權利義務等も同様政府で定めるところになつて居る。規約の改正は、凡て社會福利大臣の認可を要する。總同盟及び所屬團體の執行委員長は、それ、法定代表者である。而してオーストリアに國籍を有する成人勞働者は、本令に特に無資格の規定を設けた者以外は、凡て執行委員となる事が出来る。尤も總同盟の第一回の執行委員及び委員長は、社會福利大臣が任命し、所屬團體の執行委員は、總同盟の執行委員長が、所管大臣の認可を経て之を任命することになつて居る。

社會福利大臣は、總同盟及び所屬團體の決定にして、萬一その越權と認められ、若くは本令施行の爲め發布せらるる規則に違反すると認められた場合には、之を取消することが出来る。

總同盟加入は自由であつて、加入を許されたものは、加盟組合員たる資格を獲得する。尤も總同盟は、加入の拒絶をすることが出来るが、殊に、(一)加入申込者が、公序良俗に違反する犯罪の爲め裁判によつて有罪と認められ、その判決の效力を有する間は、加入を許されない。又(二)國家又は政府に敵意

を有する行爲の爲め行政上の處置を受けたもの、及び、(三)當人加入後その地位を悪用して階級闘争又は政治運動に携はるべき虞あるものは、加入を許されない。

總同盟の經營管理は、勞働會議所にて之を行ふ。

今回の總同盟創立の結果、二月十二日以来解散されし從來の勞働組合の動産不動産は、凡て總同盟に歸屬すべく、又自發的に解散した勞働組合の財産も、各組合の規約に基き或は協定の案、總同盟に收用することになつて居り、其の他現行法規により勞働組合としてなすべき義務は、凡て總同盟が繼承することになつて居る。尤も一九一九年五月十五日の經營協議會法第十二條第五項による經營委員會の基金の管理は、當該地方の勞働會議所に移管されることになつて居り、一九一九年七月二十二日附同基金管理の監督に關する命令は廢止となつた。

以上勞働組合の改造に關する法令は、一九三四年七月一日より施行することになつて居るが、それ以前に於ても社會福利大臣は之が施行を命ずる機能をも有して居る。

斯くしてオーストリアの『自由』勞働組合員約六十萬と、キリスト教勞働組合員約十萬とは其の他の少からぬ單獨組合員と共に一丸となつて、來るべき職團國家の中核として改組されることになつた。

#### ポーランド勞働運動

ビルズドスキー將軍の獨裁制の下に呻吟せるポーランドの勞



働運動は、依然として著しき發展なく、政治方面に於て社會黨（P.P.S）が前年十二月創立四十周年に達し、それと前後してユダヤ人系の社會民主黨たる「ブンド」が創立三十五周年を祝賀し、ポーランドの解放運動の由來久しきを思はしめるものがあつた。

ドイツに於けるナチスの興隆が、ポーランド全國上下に對して甚深なる衝動を與へしは云ふまでもなく殊に労働運動の方面に於ては反ファシ、氣勢の頓に昂揚するが見られた。一九三三年初頭各國極左社會黨の提唱せる國際戦線統一運動に、ポーランドの獨立社會黨も参加してゐたのを初めとして、右派の社會黨も亦第二インターナショナルのバリー大會に於て活躍するところあり、その十月十五日ワルソーにて開催されし最高會議に於て、「ファシズムと國家の機能」と題する長文の決議が採擇され、時局に對する黨の政策戰術に一新紀元を劃したのも注意すべき現象であつた。

右の決議は、先づ最近各國に於ける獨裁政治の由來を説明して、之は、民主主義的政治組織の下にあつては、少數資本家による生産者階級の搾取は充分ならざる爲め、有産階級が自由の觀念を粉粹し、進んで大資本とそれに依存する政府により獨裁制度を樹立したのであると云ひ、「斯くの如き國家を實現すべき手段こそ、實にファシズムであり、そこには、銀行家と工業家と大地主の獨裁の下にある軍事民政の官僚組織の支配あるの

みで、一般工業は全然無視せられて居る。…深刻化する危機の重荷は、凡て労働階級の肩の上に轉嫁されつゝある一方、労働者が多年の争闘により完成せし社會進歩の諸方策は漸次に滅び行く。この結果は階級闘争の未曾有の激化となり、ファシスト國に於ては不斷の内亂が繼續してゐる」と述べ、翻つてポーランドの形勢に言及して、ポーランドに於けるファシ、勢力の代表團體の一として「サナチ」なるものあり、之は急進主義を標榜してゐるが實は反労働階級のもの、次に「エンデチ」。

「ファシズム」なる運動あり、反ユダヤ主義を旗幟としてゐることを指摘し、その他ファシスト傾向は、少數民族間に普及しつゝあると云つて居る。次に決議には、現下經濟危機克服の方法として、貴族金融業者實業家の社會的特權廢止、無償土地沒收、生産企業國有政策停止、工場内に於ける労働者の自治及び雇傭保障、資本主義經濟制度廢止等を列擧し、尙ほ政治問題に關して決議は、労働者農民の政府樹立を目標とし、大衆自由の保障眞の地方自治、少數民族の自決、國家組織の民主化、全國民兵制度を必要としてゐる。

アムステルダム・インターナショナルに加盟せるポーランド労働組合同盟第五回大會は、十月二十九日及び三十日の兩日ワルソーで開催された。總同盟加盟組合員数は、合計二十一萬四千三百三十三人あり、二十三團體の組合に組織されて居る。大會の可決した決議中殊に重要なものは、社會政策、國際團

體、經濟政策に關するものであつた。社會政策に關する決議には、ポーランド共和國創立以來社會立法は斷えまなく改惡せられ、坑夫及び製鐵工年金は減額され、労働時間及び労働者賜暇に關する法律は労働者に不利なる改正の行はれ、社會保險立法の法典化は、徒らに雇主側をして給付金總額一億スロチーの減少を得しめ、養老保險の施行は無期延期となつたことが列擧され、進んで全國の労働者に對して社會立法の擴張の爲め一大運動を起すべきことを要求して居る。

大會の討議中獨裁問題も上程されたが、その際一部の代議員間には、國際聯盟を初めとして、軍縮會議、國際労働局の如き資本家政府の設置せる國際機關を非とするものあり、之に對して他の論者は、共產派と協同して、それらの國際機關を攻撃するを不可とし、之には會長ツラウスキー氏も亦賛成して、目下それらの機關は労働者に對して大して役に立つてゐないが、將來重要性をもつべきことを力説し、且いかなる形式にても獨裁制は排撃すべきことを主張した。この會長及び執行委員會の意見は、大會の協賛するところとなつた。

ツラウスキー氏は、労働組合運動が今や現代經濟制度を變革すべき計畫案を作製すべき必要あることを説き、現下の經濟危機は周期的のものではなく、資本主義に内在せるもので、この危機の克服は資本主義制度撤廢によらざるべからずと云ひ、この見解に基いて大會の可決した決議には、原料生産と金融制

度と重要産業とを社會化して、全國生産力を統制すべき政府の樹立を主張し、労働階級は宜しく斯くの如き政府を組織する爲め努力すべきであると云ひ、この原則に基いたる經濟綱領の起草を執行委員會に命じて居る。

今回大會では、右の外、ドイツ製品排斥、反ユダヤ主義排撃、労働者教育の組織化等に關する決議も可決となつた。

#### チエコスロヴァキア労働運動

チエコスロヴァキアに於ては、前年十月各黨聯合の舉國一致内閣成立して、社會民主黨に於ても入閣し、鐵道大臣、司法大臣、文部大臣等はチエコ人社民黨より、社會福利大臣はドイツ人社民黨より、各任命せられて、中央ヨーロッパに於ける唯一の民主主義國として嶄然屹立してゐる。さればドイツに於てナチス政府の組織せられ、國境地方に於けるナチスの策動漸く露骨となるや、政府は、之に對して斷然彈壓を加ふることとなり、本年十月五日ナチス及びドイツ國民主義團體の解散を命ずると共に全國のナチス團本部を檢擧し、十月二十三日には國會はドイツ國民主義運動禁止の法律を制定し、十一月二十四日には内務省令を以て、ナチス派に屬する労働組合たるドイツ労働組合總同盟、ドイツ労働組合同盟會、ドイツ鐵道従業員組合及びドイツ坑夫組合の三團體に對して解散を命じた。之等團體の組合員数は約七萬に達して居つたが、政府は、解散後その財産を保管し、従前の如く組合手當の支給を繼續することにした。斯くて



十一月末には十九世紀以來チコスロヴァキアを運動地とせるドイツ國民主義運動は一掃せらるゝに至つた。因に解散前ナチス派は國會議員十八名を有して居つた。

チコスロヴァキアの労働運動は、ヒットラー氏の政權獲得以來、ドイツ及びオーストリアの形勢に對しては、異常の緊張を以て之を監視し、殊にドイツの再武装は、チコスロヴァキア上下の等しく之を一大脅威の事實と認めてゐたので、反ナチス運動は各方面の支持するところとなつた。而して無産政黨方面に於ては、從來や、もすれば疎隔の噂せられたドイツ人とチコ人との接觸漸く親密となり、政府部内に於てもよく協力一致せるは、注目せられて居る。

チエコ社會主義黨 一九三三年十月二十七日より二十九日まで三日間ブラーグ市で開催されたチコスロヴァキア社會主義黨大會は、折柄同黨創立十五周年祝賀を兼ねて、各國の友誼代表も多數集合し、從來創立記念祭に参加せしことなき同國ドイツ人系社會主義黨代表も参加して、近來になき盛會であつた。

大會は、先づオーストリア及びドイツの労働運動者に寄するメッセージを満場一致にて可決し、進んで種々の議案の討議に入つた。大會に於て殊に注意を惹起した演説は、チエコ社民黨の法相アルフレッド・マイスネル博士のであつたが、氏は、民主主義の維持の爲め各黨の協力一致の必要を力説し、「過去四年間吾々は、聯立内閣に於てドイツ人社會主義黨と提携して職

に當り、その間些の意見の相異なく、殊に今日の如き危機に際して兩黨間の一層密接親善なる協力が、一大精神的力たることは、吾人の等しく信ずるところである。それと同時に自分はブルヂョア民主主義諸黨との協力をも考慮しつゝ、あるものである。

ブルヂョア政黨が、凡て先天的に反民主的なりといふ前提の下に論を進むるは正しくない。吾がチコスロヴァキアのブルヂョア諸黨は根本に於て民主的である云々」と述べて、ドイツに於ける民主主義の倒壊によつてチコスロヴァキアの社會黨は一層奮發努力すべきことを主張した。次にレオ・ヴィンテル氏は、社會主義インターナショナルに於けるチコスロヴァキア社民黨の活動につき報告するところあり、チコスロヴァキア社民黨があくまで國際主義に立脚するものであり、ジョーレス氏の「社會主義への路は、民主主義と平和と労働階級の國際行動とによる」といふ言葉を信條とする旨説明した。

今回大會の最も重要問題とされたのは、聯立内閣の一員としての社會主義黨の任務であつた。それに關する討議は、黨首ハンプル氏によつて開始されたが、氏は、今や世界大戰の結果たる種々なる變革の効果が經濟界に及んで、資本主義は、無計畫と不統一なる利欲の爲め均衡を失せる諸勢力を自動的に調節するの絶對不可能なるを示しつゝ、あるを説き、進んで經濟方面に於ける黨の具體的建設的事業を規定せる綱領案を上程した。斯くて大會の協賛をしたる黨の方針としては、チコスロヴァキア

社會主義黨は、依然聯立内閣参加を繼續し、以て現下世界的經濟危機の際労働階級を擁護し、ファシスト獨裁を排撃すべき最も効果的手段となり、あくまで労働階級を基礎とせる共和國の擴大強化に努むべきであるといふことになつた。チコスロヴァキアの社民黨が、斯く聯立内閣に参加して、よくその政策の遂行に成功しつゝあるのは、一面に於て同國労働階級の文化の程度高く、團結の鞏固なるによるもので、社會民主主義運動は、政治方面に於ても、労働組合、消費組合、文化スポーツ方面に於ても、三十年以來共產黨分裂當時に比すれば遙かに進歩してゐる結果である。

大會に報告されたところによれば、黨員数は約二十萬に達し、地方都市農村行政機關に參與せるもの一千餘名である。

チエコ労働組合 チコスロヴァキアは労働者の組織化高度の發達をせる國の一で、一九三二年初頭全國の労働組合數合計百八十二萬一千二百九十二人と報告され居れど、この組織労働者は各派に分れて對立抗争せる點は、政治運動の方面で社會主義黨が鞏固なる統一を維持せると對比して特徴ある現象とされて居る。右の組合數總計中アムステルダム・インターナショナルに加盟せるもの六十一萬、他に同一系統なれど未加盟のもの七千七百餘人あり、共產派労働組合員は十三萬餘に達し、キリスト教労働組合員十二萬、その他九十五萬餘となつて居る。

社會民主系統の労働組合は、夙にドイツ人とチコ人とを聯

合せる中央機關を設け、この聯合總同盟を中心にして、かねて國內労働組合運動の統一が行はれ、一九三一年頃漸く舊共產黨の國際一般労働組合との合同を完了したのであつた。

最近チコスロヴァキアに於ける失業問題の深刻化に伴ひ、労働組合の關心も自然この方面に集注され、一九三三年三月三十一日聯合労働組合總同盟主催の下に一大協議會がブラーグに於て開催された。之には、チコ人労働組合三十九團體、ドイツ人労働組合二十八團體の代表百四十二名出席して、職業の増加、失業者の救済、労働時間の短縮につき討議考究するところがあつた。國內の經濟的社會的現狀に關する報告に續いて、ドイツに於ける政變の影響につき一大論争が惹起した。共產派組合よりの共同戦線の提案も、上程されたが、之は詳細の理由を附して拒絶することとなつた。その結果三通の決議案が可決されるに至つた。その一は、從來聯合總同盟が主張せる失業對策の經過を述べ、進んで賃銀低下運動の對策としては、カルテル取締法案及び國家の物價調節法案を支持すべく、一週四十時間制の實施と四交替制度採用とを要求し、又失業者救済制度に於ける生計審査主義を不可となし、尙ほ失業手当受領者をして労働によつて手當給付の償還をせしむる制度にも反對し、失業救済の季節労働者への適用と職業紹介所の設置、雇主をして生産的失業匠救済資金へ離出をせしむべき立法の制度を要求してあつた。尙ほ決議の一は、ドイツ労働組合に對し同情の意を表



すると共に、言論の自由を硬塞し民主主義を破壊する如き獨裁政治と恐怖主義と暴力とに徹底的の反抗を宣言したものであった。

#### バルカン諸國

外

バルカン地方は、ユーゴスラヴィアを初めとして、ルーマニア、ブルガリア等いづれも民主主義議會制度を停止して、國王の獨裁政治の下に社會運動の彈壓を迫甚しく、政情不安なる上、世界的不況の影響は之等農産國には甚大なるものがある。されば労働運動の發達も殆んど見るべきものなく、大戰直後當時の状態そのまゝを維持してゐるにすぎない。尤も最近バルカン諸國間の結束漸く鞏固となり、トルコを交へて一種の經濟同盟の成立せんとし、ソウエト聯邦の提案せる不侵略條約をも締結して、特殊の政治關係を發展せしめたことは、やがてこれらの國々の労働運動乃至一般社會運動上にも重大の反映あるべきものと見られてゐる。

**ユーゴスラフ労働運動** ユーゴスラヴィアは、依然として國王アレキサンドル一世陛下の獨裁治下に、國內社會運動に對しては嚴重に取締行はれ、檢閲制度は言論を封鎖し、メーデー示威は禁止され、社會黨の組織は許可されず、労働運動の如きは殆どその餘地なき如きであつた。然るに一九三三年十月二十八日全國の労働會議所議員選舉の過去八年間に於て初めて舉行されるや、アムステルダム系統労働組合の擁立せる候補者の得票合

計十餘萬票に達し、之を政府與黨たる國民黨側の四萬票、カトリック教労働組合側の一萬二千票に比すれば、遙かにそれらを凌駕せる好成績を示し、殊にザグレブ、ベルグラード、スコプリエ(ウスケフ)の如き大都市に於て顯著であつた。しかも斯くの如き大捷が、反對派のあらゆる妨害干渉にもか、はらず、獲得し得られたることは、ドイツに於ける經營協議會選舉の成績と共に、本年度の好話柄となつた。

**ブルガリア社會黨** ブルガリア社會民主黨第三十六回大會は、一九三三年十月二十九日及び三十日の兩日ソフィア市に於て代議員三百五十名出席の上、開催された。大會に報告されたところによれば、黨員数は過去一年間に千六百八十人の増加を示し、合計一萬六千六十一人あり、内四千五百七十七人は市部に屬するものである。この外にシンバと稱せらるゝ人々合計二萬一千四百四十六人あると云ふ。

大會の議題は、(一)政局と黨の任務、(二)經濟危機と労働者、(三)失業對策、(四)事業報告(ドイツに於ける労働者及ユダヤ人迫害抗議を含む)であつた。而して失業問題は時節柄殊に重要視されたが、それに関して大會の可決した決議には、國會をして失業救済費三千萬レヴァ貸付を協賛せしめ、中央及び地方官廳をして大々的の公共事業を開始せしめ、一方、一週四十四時間制度の實施、被保險者以外の失業者救済基金の設置、最低雇傭年齢十四歳より十六歳に引上、失業者子女の爲め託兒所幼

稚園の設置等が要求されてゐる。

**ブルガリア労働組合** ブルガリアの労働組合運動も、各派に分裂せるを以て知られたもので、全國約五萬の労働組合員中社會民主主義系統に屬するもの約二萬あり、内アムステルダムに加盟せるもの僅かに千七百二十人にすぎない。其の他共產派約七千人、サンチカリスト約一千人、其の他二萬人である。されば、アムステルダムに加盟せる労働組合總同盟の如きは、必ずしも

代表的團體と云ふを得ない。一九三三年十一月二十六日及び二十七日に亘つてこの總同盟の第十四回大會がプロヴディヴで開催されたが、その重要議事となつたのは、社會立法の促進であつて、或ひは各種の労働立法の嚴重施行を要求し、或ひは國際労働會議の條約案全部の批准を要求する等、社會立法の比較的完備せるブルガリアの労働組合にふさはしき決議の多かつたのは興味あることであつた。



# 國際

世界不況の深刻化と之が對策として各國に續出せる經濟的國民主義の發達とは、大戰後ヴェルサイユ條約を基礎として確立せる國際機構を動搖せしめ、民主主義に對する根本的疑惑は各國に於ける所謂組合國家思想を激發せしむる一方、ソウェート聯邦の進化轉向はマルクシスト無産者解放運動の不振を深め、大戰以後さしにも盛觀を極めし國際労働運動も漸く凋落萎微の徵候を呈するに至つた。この時に當つて一九三三年初頭各國極左派社會黨が主唱した國際共同戦線運動は、現實問題としてのドイツのフラスコ化とそれに伴ふ戦争勃發の危機を對象とせるもので、その效果に於てこそ、從來の共產派提唱の戦線統一運動と同じ運命に陥つたとは云へ、本年度に於ける特記すべき事象であつた。

極左社會黨の共同戦線運動は、イギリス獨立労働黨を盟主とせるドイツ社會主義労働黨、オランダ獨立社會黨、ポーランド獨立社會労働黨等の所謂反幹部左翼派國際結成を中心として、それにノールウェー労働黨、イタリヤ社會黨(國外亡命中)、フランス無産者同盟等合計七黨の代表が、二月初旬パリに會合して決定したものであつた(別項「一九三三年各國労働運動概況」参照)

者、イタリヤ及其他に於けるフラスコ政府の公然たる軍國主義、ヨーロッパに於ける凡ての政府の相互關係を暗くする猜疑と恐怖との雲、北アメリカ人とイギリスの帝國主義とが獎勵鼓舞しつゝある南米の軍事的冒険、比々として時局に於ける現實的危険の徴證たらざるは無い。

ヨーロッパ列國が提示したる歴史的先例を踏襲する××××××××、遂に廢物「國際聯盟」の正體を暴露した。××××××××××に於ける労働者政府に對する不斷の挑戦に於いてソウェート社會主義共和國聯邦を敵とする隠れたる資本主義的計畫の露骨なる用具である。一九一四年—一八年の世界戦争に導いた凡ての條件は今日再び存在する。若し資本家階級が世界の大抵の國に於ける政權支配に止まることを許さるゝならば、更に一層大規模なる新しき世界戦争すら到底避け難い。

此等は凡ての資本主義國の労働者を脅す危険である。此等の危険は階級協力の觀念を基礎とする資本主義的政策の温情に依つて處置克服せらるゝことを得ない。斯かる觀念こそ、労働階級の條件を自由しく危険ならしめ、社會主義労働インターナショナルの信用を失墜せしめた所以である。しかも此等危険は亦、黨の利益の爲めに用ゐらるべき一戦術としての「共同戦線」といふ共產主義的觀念に依つても決して有効に抗争せらるゝことを得ない。

反動とフラスコとを破砕し打倒せんが爲めには、結局に於いて労働者全部の組織の有効なる合同に導くべき、現在の労働者の諸團體同志の新しく且眞面目なる合同行動を要する。それは單に理念と目的との根本的背馳を包被するに過ぎざる分派的目的の爲めの表面的なる合同ではなく、階級闘争の意義とロシア及其他諸國の革命的闘

當時各國無産政黨に配布せし檄は、左の通りであつた。

社會主義労働インターナショナルよ！  
共產主義インターナショナルよ！  
萬國の労働者よ！

同志よ、大戰終局以來世界の労働者に取つて形勢の急なること現在に過ぐるものは未だ曾て之を見なかつた。凡ての資本主義國に於いて失業は不斷に増加し、牢乎として權力を擁する反動は諸種の社會施設を減少し、従業員と失業者との生活標準を一律に飢餓水準にまで低下せしめた。

没落に瀕せる資本主義の最後の壘壁としてのフラスコは、最近ドイツに於けるヒットラーの權力掌握に依つて示さるゝ如く其勢力を擴大する。労働者が敢てせんとする抗議の企圖は警察テロに會ひ、多くの國に在りては彼等の社會的並に政治的權利に對する攻撃に達する。

戦争の危険は次第に生長する。チネーヴの「軍縮」茶番は單に列強の軍備に於ける新しき競争が始まつたといふ眞實を強調するものに過ぎない。反動的獨裁者がドイツを再び武装せんとする意圖、それがフランスの軍國主義的意見に及ぼす強力なる反響、印度の民衆の自由を要望する闘争を粉砕することに於いて帝國主義的暴政を維持し發展せしむると同時に、軍備制限に對するあらゆる提案に對して頑強無言の反對を續くるイギリスの謂はゆる「舉國一致」政府の代表

争の經驗との共通なる確證並に資本主義に對する容赦無き戦争を取行せんとする決意を基礎とする眞實なる合同でなければならぬ。此の眞實なる合同は、資本主義の温情及階級協力のあらゆる政策の公然たる排斥と、此等を信條とする凡ての黨派に對する不屈の反對とを内容とするものである。

此等の基礎に立つ有效なる協定無き限り、「共同」及「黨の全一」は空辭であり、且つ労働階級の進歩の障碍である。之に反して一旦此等の基礎が共通に承認せらるゝならば、その合同は實質的である。吾人は悉く——社會民主主義者と、共產主義者と、獨立革命社會主義者とを問はず——一様に反動の打撃に累はさるゝ者である。資本主義者は彼等が貨銀を引下げ、若しくは吾人の社會的並に政治的權力を奪はんとするとき、吾人に對する進撃に於いて吾人の間に差別を設けない。反動の眼に在つて、凡ての者が労働者であり、其政治的觀念は問ふところではない。

労働者として吾人は共通利益を有する。吾人の間に如何なる意見相違があるにもせよ、吾人は加へらるゝ攻撃を破砕打倒することが吾人の最も重要な最初の仕事でなければならぬことを知る。反動が其の勢力を維持する限り、吾人の要求、吾人の目標の一すら實現せられ得ない。主要なる第一義務は反動を打倒することである。

單獨に孤立して働く力を以てしては、吾人は此義務を完了することが出来ない。吾人の執れも之を完了することが出来ない。吾人の分裂が吾人を弱からしめる。吾人の力は共通の敵に向けられずして同志討に空費せられる。吾人は階級意識を有する労働者として、吾人の利益が同一なるに拘はらず、益々遠く相乖離せしめらるゝ。

同志よ！



あらゆる労働者の無産者共同戦線が絶対的必要事である。此が反動に對する有効なる戦闘であり、社會主義を達成せんが爲めの前進に對する第一條件である。

故を以て獨立社會黨は、凡ての労働者と労働者の團體とに向つて眞正なる無産者の統一を達成すべき断然たる行動に出でんことを切に進言する。反動とファッショとに對する抗争に於いて、生活標準と吾人の政治的權利とに對する攻撃の抵抗に於いて吾人は一致する。吾人をして此の單純なる要求を基礎として階級意識を有する労働者の無産者共同戦線を実現せしめよ。

階級の組合に於いて、階級の黨部に於いて、到處の階級の同僚労働者間に在つて、吾人の基礎要件を承認せる凡ての者の行動に於ける道義の合同の爲めに宣傳せよ、階級協力の排撃、階級闘争に於ける連帯、社會主義達成の爲めの革命的合同、之を基礎とする無産者共同戦線に對する提議を試みよ。

凡ての労働者組織に依る共同行爲といふことが、現在及近き將來の双方に於ける最も重要な目標である。共同行爲の爲め此の合同戦線よりして將來更に——而して是れが世界のあらゆる労働者の究極目標である——一個の合同せるインターナショナルが發展し得る。階級闘争と革命的社會主義とが承認せられなければ、此の合同は不可能である。第三インターナショナルに加盟せる諸黨派が彼等を彼等自身の國々に於ける労働階級の闘争より絶縁せしむる一個の中央機關の獨裁指揮下に在る集團たることを休むるに非れば、それは如何にしても達成せられ得ない。恐慌と反動の進出とはブルジョア諸黨との協力の政策の無効なること、猶ほ労働者の一部分を彼等の階級の全部の闘争と絶縁せしめ、且労働階級の各部分を合同せ

しむる代りに互に反噬せしむるが如き政策の然るが如くであることを示した。

同志よ！  
此プログラムの爲めの戦闘は、組織に於ける合同の由つて發生すべき行爲に於ける合同を將來するであらう。労働者の運動に於ける分裂は消滅して、一個の新しいき烈しき且つ強き労働者の運動が興るであらう。

進め、同志よ、行動に於ける合同の爲めに  
ファッショと戦争とを敵として  
階級協力を敵として  
資本主義政府の温情を敵として  
資本主義其物を敵として！

闘へ、あらゆる黨派の労働者として  
階級闘争に於ける連帯の爲めに！  
労働階級の勢力の爲めに！  
ソウエト・ロシアの防禦の爲めに！  
土地と産業と運輸と金融との社會化の爲めに！  
社會革命に於ける最後の勝利の爲めに！

之より先各國の無産政黨の一部に於ては、種々なる現實上の必要より共產派と社會民主派との間に地方的の提携協力の行はれるものあり、殊にドイツ、イギリス、フランス、オランダ等に於ては、或ひは國會總選挙に際して、或ひは失業救済運動に於て共同戦線組織の實現せるところも少くなかつた。然るにこの各國極左社會黨の提唱は、單に地方的部分的共同戦線のみな

らず、延びてはインターナショナル合同をも畫策したるもので、その眼目とするところは、先づ各國の『革命主義的無産政黨』の結成を圖り、中心として新インターナショナルを組織せんとするにあつた。この點一九二二年當時第二半インターナショナルが中心として、第二及び第三インターナショナル合同を企てたのと殆ど同一の態度であつたが、今回の提唱は時節柄殊に各國內の不平不満分子間に於ては共鳴するもの少からず、一時は再び各國に亘つて混亂の惹起すべき形勢となつた。こゝに於て社會主義インターナショナルにては、二月十九日ファッシズム排撃の共同戦線を起す爲め、第三インターナショナルと交渉を開始すべき意思ある旨發表するところあり、同インターナショナルにては、先づ兩インターナショナルの本部間に於て協定の上、その協定に基き各國に於ける共同戦線運動を起すべき原則を決定したのであつた。

然るに當時第三インターナショナルにては、之に對して何等の回答なく、三月五日に至つて始めて、左記の檄を發表して、各國の労働者及び労働團體に對して直接戦線統一の提唱をしたのであつた。

恐慌は擴大發展して底止するところを知らない。失業は絶えず増加する。飢餓と悲惨との犠牲となる労働者の層は益々増大する。資本の攻撃は愈々勢を加へつゝある。ブルジョアは労働階級の政治的並に經濟的功業の全部に對して戦闘を敢てする。ファッショ反動

は次々に各國を風靡して居る。公然たるファッショ獨裁の樹立は凡ての國の幾百萬の労働者をブルジョアジー、就中一步々々労働階級の統制的に政治的功業の全部を略奪し、さうして執拗なるテロの方法に依りて労働運動を壓潰せん事を試みつゝあるドイツのブルジョアジーの攻勢に對する共同戦線を組織するの必要に直面せしめた。共產主義労働者と社會主義労働者との共同戦線の作成に於ける第一の障礙は現在に於いて國際的プロレタリアートを階級の敵に隷屬せしめた社會黨に依つて採らるる階級協力政策であつた。此のブルジョアジーとの協力の政策、謂はゆる『より少き禍害』の政策は、現にドイツに於いてファッショ獨裁の勝に終つた。

共產主義インターナショナルと萬國の共產黨とは單に幾度となく資本の攻勢に對し、政治的反動並に戦争の脅威に對して社會主義労働者と共同して戦に從はんとする彼等の意思を宣言したるのみならず、亦更に労働階級の共同戦線を系統的に破壊したる社會黨領袖等の所爲を意に介せずして共產黨労働者、社會黨労働者及無黨派労働者の共同戦線の組織に努め來つた。

人の知るが如く、ドイツ共產黨は去る七月二十日、ファン・パーベンの爲めにプロシアの社會民主黨政府が驅逐せられた後、既にドイツ社會民主黨並にドイツ労働組合總同盟に向つてファッショに對する共同ストライキを組織せんことを提議した。併し乍らドイツ社會民主黨と労働組合總同盟とは第二インターナショナル全部の賛成の下に此の共同ストライキ組織の提案を呼ぶに煽動を以てして之を斥けた。次いでヒットラーが権力を掌握するや、ドイツ共產黨は共同行爲の提議を繰返し、さうして社會民主黨中央委員會並に労働組合總同盟の幹部に向つて、ファッショに對する抗争を組織せんことを進



通した。然るに此度も亦共産黨は拒絶に接した。加之、去年十一月ベルリンの運輸労働者全部が賃銀引下に對して一齊にストライキを決定したるとき、社會民主黨は共同戦線を挫折せしめた。國際的労働運動の實際は之に類する例に満ちて居る。

然るにも拘はらず、社會主義労働インターナショナルは、今年二月十九日の檄文の中に同インターナショナルに屬する凡ての社會黨が、ドイツに於けるファッショ反動に對する戦闘の爲め共産主義者と單に共同戦線を樹立するの用意ありと聲明して居る。此の文字的聲明は今日に至るまでの社會主義インターナショナル及其與黨の行爲に對する明白なる矛盾である。社會主義インターナショナルの政治綱領と其行爲との全部は、現在に至るまで、共産主義インターナショナル並に凡ての共産黨に與ふるに、一群の國に於いて、就中ドイツに於いて既に労働者の大衆が共同戦線を組織すべく主動を採りたる瞬間に於いて、斯の提案を爲す社會主義労働インターナショナル事務局の聲明の誠意を信ぜざらしむべきあらゆる理由を以てするものである。

然かも尙ほドイツに於ける労働階級に對して攻撃を行ひ、世界の反動の全勢力を展開するところのファッショに直面して、共産主義インターナショナル執行委員会は、凡ての共産黨に向ひ、もう一度社會黨を介して社會主義労働者の大衆と共同戦線の樹立を試みんことを促がす者である。

共産主義インターナショナルは、ブルジョアに對する労働階級の共同戦線が資本とファッショとの攻勢を反撃し、且つ資本主義のあらゆる搾取の避くべからざる結末を著しく促進するであらうとの確信の下に此の試を取てする。各國の特異性並に各國に於ける労働

労働者の抗議の組織に着手すること。

(c) 若し此の二つの條件が承認せられ且つ實行せらるゝならば共産主義インターナショナル執行委員会は、資本の攻勢に對する、並にファッショに對する共同行爲の間社會主義の凡ての組織に對する攻撃を休止すべきことを共産主義の諸黨に勧告することが可能であると信ずる。共同戦線の實現の爲めに結ばるゝ協和の條件を侵害する凡ての物に對しては、之を労働階級の共同戦線を破壊するストライキ破りなりとして不協の戦闘が敢行せられなければならない。

社會主義インターナショナルに屬する諸黨を目標とする如上の條件は他の諸黨例へばイギリスの獨立社會黨の如く共同戦線を組織せんとする提議を共産主義インターナショナルに對して試る者にも同様提出せらるゝ。

國際的労働階級の全部に對して此提議を爲しつゝ、共産主義インターナショナル執行委員会は凡ての共産黨、就中第一にドイツ共産黨に促すに——而して此は尙も社會民主黨との間に行はるゝ共同戦闘の爲めの商議と和協との結果を損ふものではない——直に社會主義労働者及其他のあらゆる傾向の労働者と共同戦闘委員会の組織に着手せんことを以てする。

共産主義者は多年闘争しつゝある方法に依つて、彼等が常に共同戦線の先頭に立つたこと亦向後も立つてあらうことを、獨り言辭に依つてのみならず亦ブルジョアに對する階級行動に於ける實行に依つて示した。

共産主義インターナショナル執行委員会は、社會主義労働者並に無黨派労働者が、共同戦争の創造に對する社會黨主腦者の態度の如何を問はず遂にあらゆる障礙を征服し、共同主義者との提携に到達

階級に課せらるゝ戦闘の具體的任務の差異に鑑み、並に共産黨と社會民主黨との間に於いてブルジョアに對して斷行せらるゝ抗争の爲めの和協は、各國の範圍内に於いて爲すときにより多くの成功を以て實現せられ得ることに鑑み、共産主義インターナショナル執行委員会は、社會主義インターナショナルに屬する各社會黨にファッショと資本の攻勢に對する共同行爲を提議せんことを凡ての共産黨に勧告する。

此の協儀の基礎として、共同戦闘の要素的條件を定めなければならぬ。此戦闘無くんば、資本とファッショとの攻勢に對する民衆の眞の行動は有り得ないであらう。ブルジョアに對する具體的プログラムが無ければ、黨派間のあらゆる和協は却つて労働階級の利益に背馳するであらう。

共産主義インターナショナル執行委員会は、此目的の爲め和協の基礎として共同行爲の左の條件を定めんことを提議する。即ち

(a) 共産主義者と社會主義者とは、眞に労働者の政治的、労働組合的、協同組合的及其他の團體に對する、労働者の言論機關に對する、集會、示威運動及ストライキの自由に對するファッショと反動との攻撃に對して反撃の組織と實現とに着手すること。共産主義者と社會主義者とは、大衆の抗議、街頭の示威運動、大衆の政治的ストライキに依つてファッショ團體の武装せる攻撃に對する共同抵抗を組織すること。企業、職業紹介所及労働者居住地區内に於ける實行委員の組織並に自衛隊の組織を企畫すること。

(b) 共産主義者と社會主義者とは、直にあらゆる賃銀引下、あらゆる労働條件加重、社會的安全のあらゆる損害、失業手當の低減、企業内の解雇に對する示威運動及ストライキの集合の方法に依りて

し、口舌に依らず行爲に依つて共同戦線を實現するであらうといふことを確信する。各労働者が資本とファッショ反動との攻撃に對する戦闘に於いて階級の義務を覺らなければならないのは、ドイツのファッショがドイツの労働運動を撲滅するの目的を以て、或はライヒスタークの火災、或は叛逆に關する偽文書等、眞に前代未聞の挑戦を計畫して居る現在こそ正しく其秋である。

ファッショ反動と労働階級に對するテロとを打倒せよ！

プロレタリアの共同戦線萬歳！

資本とファッショとの攻撃に應戦せんが爲め、萬國のプロレタリアよ結合せよ！

右の檄は、社會主義インターナショナルの提議に對する回答ではなくして、共産主義インターナショナルが、單獨に戦線統一を提唱したる形式となつて居るので、社會主義インターナショナル側では、三月十八日及び十九日のチューリヒに於ける執行委員會では左の決議を可決して、その態度を明白にするところがあった。

ドイツに於けるヒトラー政府は、テロの波に乗じて權力に到達した。『國民淨化』の過程の最初の結果として、幾十人は殺され、幾百人は傷けられ、拷問せられ、虐待せられた。防禦の力無き者に對するのみならず、政治に於いて何等の役割をも演ぜざる民衆に對してすら、攻撃は絶えず行はれて居る。ユダヤ人排斥は其の最も卑むべき形に於いて復活した。

牢獄は溢れ、囚人に對する集中廠舎は、戦時に於けるが如く建設せられつゝあり、法律に二種ありとの原則は公然承認せられて居る



新たな支配者等は国会議事堂火災の責任を明白に虚構して、共産黨幹部の投獄を開始した。労働組合の建物、労働者の言論機關、其他凡て労働階級の組織の創建に係る一切の施設に對しては、宛として當年のヴァンダール人の所爲に似たる攻撃が行はれて居る。労働階級の諸團體の財産は絶對に其保護状態に在り、而して團體自身も亦次を逐うて系統的に壓抑せられつゝある。

ヒットラー政府は、投獄若しくは脅迫に依つて共産黨及社會民衆黨の百餘名の議員の議會登壇を妨げた。約五百萬を算する共産黨の投票者は彼等の代表を奪はれた。此のみにてもデモクラチックなる議會主義の根本原則の破壊たるを失はない。加ふるに権能賦與法に依つて、國會は國家頂上に坐するテロリスト一味に自由なる手を與へた。労働者の利益を防衛せんが爲めの一切の可能性と、民衆の爲めのあらゆる自由は永久に破壊せられんとして居る。

吾人は嗚ふ！吾人はドイツの支配者に依つて毎日敢てせられつゝある言語道斷の卑劣行爲に對して文明世界の良心を喚起することを休めないであらう。

社會主義労働インターナショナル執行委員會は、ドイツ労働者の代表者等が、彼等の國に於ける事情に因りて出席することを得ずして其妻を現はさなかつた本會議より、遂にドイツの労働者、就中牢獄若しくは病院に在る迫害の犠牲者に向つて最も熱烈なる挨拶を送る。社會主義労働インターナショナル執行委員は、譴誣と迫害とに拘はらず、彼等の信念に對して終始忠實であつた幾百萬の労働者、就中彼等の黨をして選舉戦中に行はれたる攻撃に直面しつゝ、毅然として立つことを得せしめたる社會民主黨労働者諸君に對する讃嘆を以て満たされて居る。ドイツ労働者がファッショの専制に對す

ける事象の與ふる教訓は、苟も彼等の使用することを得る一切の手段を竭くして政治的並に市民的自由を防衛することが、彼等の急務であるといふことである。凡ての國の労働者に對する教訓は、彼等が國家主義とファッショとに對して種類の如何を問はず、秋毫の譲歩を爲すべからざること、此兩者と兩者の挑發たる戦争の危険とに對しては假令最も重き犠牲を以てするとも尙ほ敢然として國際主義と平和と自由との精神を動員すべきこと、並に各國民の眞正なる利益と一致する國際的社會主義闘争の利益を他の何物よりも重視すべきことである。

ドイツの労働者に對して最も熱烈なる同情を表明すると同時に、社會主義労働インターナショナルは、オーストリアの労働者諸君が彼等の國に於ける反革命よりの攻撃に對して示しつゝある毅然たる抵抗を牢記する。本インターナショナルは赤色ウインナの防禦に於いて彼等と心身を一にすることを痛感する。それは再び世界の労働者に向つて、  
萬國の労働者よ、一致せよ！蓋し獨り一致のみ克く難等の救済と、社會主義の勝利とを將來し得るを以てなりと絶叫する。

社會主義労働インターナショナルの執行委員會は、同インターナショナル事務局が、二月十九日に發表したる聲明並に同インターナショナル常務委員會が三月六日に發表したる聲明と完全に一致することを表明する。

社會主義労働インターナショナルは、之と、共産主義インターナショナルとの兩者間に於ける交渉のみが、ファッショと資本主義との反動に對する共同防衛行爲に關する隔意無き且つ誠實なる協定に導

る反抗を持續し、且つ竟に之を打倒するであらうといふことを吾人は確信して疑はない。

ドイツの現支配者は、民主的、平和主義的並に國際主義的意見の一切の表現を壓しつゝある。彼等は過次の大戦に於ける勝利者なると敗北者なるとを區別すること無く、あらゆる國の自由と自決との爲めに幾百萬の労働者を代表する團體として常に最大限度の精力を傾注して戦ひたる吾が社會主義労働インターナショナルに對して戦を宣した。彼等はドイツ労働者その他の諸國に於ける社會主義の諸黨との間の如何なる交通も、之を大逆罪として取扱はんと欲する。彼等の勝利はドイツに於ける帝國主義政策の一新時期を開く。新たな支配者は公然暴力の方法を承認する。新たな戦争の危は次第に近づきつゝある。ドイツに於いて舉行せられつゝある國家主義的憎惡の放歌亂舞のさ中に立つて社會民主黨は、國際的連帯が労働階級の抵抗、労働階級の勝利の爲めの唯一の基礎なることを從來より一層多く労働者に會得せしむべき、困難にして危険なる義務に直面して居るのである。

社會主義並に其の基礎たる民主的自由の防衛を目的とする此の困難にして危険なる闘争に當り、社會主義労働インターナショナルの加盟諸黨に取つて、ドイツ労働者を援助すべき最善の方途は、各自が其の活動の國民的範圍内に於いて國際的連帯の原則に依つて指導せらるゝことである。

故を以て社會主義労働インターナショナルは、一般的、進歩的、同時的且つ統制的なる軍備縮小の綱領、並に軍備復舊の一切の形式に對する抗争を反復疾呼する。  
デモクラシーの尙ほ勢を占むる諸國の労働者に對してドイツに於

き得ることを宣言する。更に共産主義インターナショナルが、社會主義労働インターナショナルの二月十九日に發表したる宣言について、何等言及するところ無くして三月十五日に至り、遂にドイツに於いて大事の既に去るに委せたること、共産主義インターナショナルの宣言が、社會主義労働インターナショナルに依つて提起せられたる主要質問に對する、何等の回答を含まざりしのみならず、却つて交渉を開始することを得る前に徒に條件を羅列し、社會主義の諸黨を攻撃するの常套手段に出でたることを指摘する。而して此方法が共産黨の組織尙ほ微弱なる諸國に於いても亦使用せられたる事實は、モスコイがドイツに於ける悲劇的發展よりすら尙ほ且つ労働者のあらゆる勢力の隔意無く且つ誠實なる結合の絶對的必要を覺らなかつたことの證據に外ならない。

社會主義労働インターナショナルは、共産主義インターナショナルが、依然として未解決のままなる根本問題に答へ、且つ兩インターナショナル間の協定に依り何等かの成果が達成せらるゝまで、一切の單獨的交渉を差控へんことを切に加盟諸黨に勧告する者である。

以上の経過によりて、一九三三年に於ける國際共同戦線組織運動は遂にその成果を見ず、一方社會民主主義者諸團體側ではあくまで獨自の立場に基いて、戦争及びファッショム排撃運動に邁進することとなつたのである。

### 社會主義國際大會

一九三三年八月二十一日より二十五日まで五日間に亙つてパリ市に於て開催された社會主義インターナショナル大會は、正規の定期大會ではなく、現下時局の發展に對する同インターナ



シヨナルとしての態度政策を決定せんが爲め召集された特別協  
議會であつて、議案は『フラススト攻勢時代に於ける労働運動  
の戦術戦略』と題するもの、みで、しかも原案を提示せず、各  
参加代議員の意見開陳及び自由討議の結果を綜合したる決議が  
作製可決されたのみで、一種の社民黨國際示威大會であつた。

大會は、會長ベルギー代表エミル・ヴァンデルヴェルト氏の開  
會の辭に次ぎ、主事フリードリヒ・アドラー氏の報告を以て開  
會した。氏が、その報告中に於て、現下各國の時局を論じて、  
社會主義インターナショナルとしての明確なる時局對策を樹立  
すべき必要を説き、進んで時局の明確なる把握をすべき『第一  
原則は、フラスズムがいかなる國に於ても不可避的に起るべき  
ものなりとの運命論的誤謬の認識にあり』と云ひ、又民主主義  
行詰の觀念を排すると共に、『民主主義の方法は、唯一絶體のも  
のと云ふ考へも亦誤謬なり』と指摘し、労働階級の蹂躪せられ、  
フラスズムの天下となつた國々に於ては、宜しく革命的手段に  
出づべきを力説し、ドイツの労働運動の根本的失敗は、共產主  
義と社會民主主義の兩様の唯一絶對主義の撞着の結果なりと道  
破したのは全大會を通じての基調となつた。

この大會には、三十國の加盟無産政黨三十六團體の代表百四  
十二人、及びアムステルダム・インターナショナル、社會主義ス  
ポーツ・インターナショナル、労働者ラヂオ・インターナショナル  
等の友誼代表五名が出席し、或ひは各國の現状を紹介し、或ひ

は社會主義運動の原則論を討議し、最後に時局對策と軍縮とユ  
ダヤ人迫害に關する三通の決議を通過して終了した。

時局對策に關する決議は、今や世界資本主義の危機は、社會  
主義秩序の創建による資本主義の打倒をば歴史的可能性たらし  
め、現に資本主義の自由主義的個人主義の一面は衰退して、漸  
次に統制化組織化獨占化の一面を發達しつゝあり、又民主主義  
の基礎薄弱なる國々に於ては労働階級は粉碎せられ、恐怖主義  
的專制政治が樹立せられ居るを説き、『經濟の國家統制と組織化  
の新形式は、國家權力が民衆の手中にあり、労働者が團結の自由  
を享有する限り、資本主義より社會主義への過渡の準備の役に  
立つ』ものであるが、然らざる場合には最も恐るべき形式の奴隸  
制度を將來するものと云ひ、現下の經濟危機が、國際間  
の嫉視反目と、經濟的孤立主義とを惹起し、世界經濟を攪亂し  
たる結果、フラスズムの乗ずるところとなつて、爲めに新しき  
世界大戰の虞を生じたことを説き、之に對する唯一の救援策は  
労働者の社會主義にありと断定し、『フラスズムの天下をとれる  
國々に於ては、獨裁制の打倒は、民衆革命によつてのみ可能で  
ある。革命的勢力にして、フラスズムを克服せる際は、フラス  
スト權力を破壊するに止まらず、進んでその經濟的基礎たる大  
資本地主閥の倒壊を行ふべきである。斯くて社會主義的民主々  
義を建設すべき新社會秩序の基礎は定るのである。民主主義の  
確立せる國々に於ては、労働階級は全力を盡して、その個人的

集團的自由は勿論、普通選舉權と労働組合組織の自由とを擁護  
すべきである。民主主義の危險に類せる國々に於ては、労働階  
級は、その利用し得る凡ゆる手段によりフラスズムの攻撃を撃  
退すべきである。然しながら労働階級は、民主主義が民衆を確  
保し、或ひはフラスズムの虚妄なるデマゴギーより彼等を救ふ  
は、その活潑なる行動によりて、労働者がよく資本主義に對し  
て自己を保護し、失業を克服し、以て社會主義實現の準備たる  
運動上に於て、イニシアチヴを執り得ることを證明するにあ  
らざれば、不可能なることを忘れてはならない。民主主義の擁  
護はそれが政治的民主主義より社會的民主主義へ發展する場合  
に於てのみ可能である』といふ一大原則を定めたものであつた。  
該決議には、尙ほ左の條項が定められて居つた。

- (一) 各社會黨は、一九一八年ドイツ革命記念日たる十一月九日の  
ある週間に於てフラスズム反對大衆示威を舉行すること。
- (二) 各社會黨は、全力を盡してマッテオッチ基金の主催せるドイツ  
フラスズム犠牲者救済事業を發展せしめることにより、フラスズ  
ム犠牲者と投獄せられし同志の妻子と國外亡命者とに對する共同  
責任の意を表すべきこと。
- (三) 本インターナショナルは、ヒットラー主義に對する精神的物質  
的ボイコットの強化を目的とせる凡ゆる努力に参加すべきこと。
- (四) 本インターナショナルは、凡ゆる自由民族に對して、ドイツ  
及びイタリアのフラススト制度より結果せる戦争の危險に反對す  
べく協力結束すべきことを要求する。

本インターナショナルは、凡ゆる民主的政府に對して、歐洲平和  
を脅威するヒットラー主義の勝利の結果として生せる諸問題、殊にド  
イツの再武装及びそのオーストリアと憲法及び國際協定により自由  
を保障せられしダンチヒ民衆とに對してとりし處置をば、國際聯盟  
に提訴すべきことを要求する。

本大會は、アムステルダム・インターナショナルと本インターナ  
ショナルとの反戦共同決議を協賛し、ドイツ併びに其の他諸國に對  
して、權利義務の平等を認むると雖、今日ドイツ民衆を壓伏せる軍  
事機構の再武装には反對を宣言する。

(五) 本インターナショナルは、フラスズムの勝利により増加せし  
戦争の危險に對する一大闘争を宣言する。民主主義諸國の民衆は  
たとへば戦争が囚はれたる民衆の解放手段なりと云はるゝ場合に  
於ても戦争思想の誘惑に乗せらるべきでない。由來專制主義より  
の解放戦争として開始されし戦争のその終末が必ず帝國主義的條  
件となり、その結果戰勝國に於ても、又戰敗國に於ても國民主義  
の強大となり、一層畏怖すべき專制的勢力の勃興あるは、歴史の  
教ふるところである。

萬一兩インターナショナルの指導下にある労働階級の抗争にも  
かゝはらず、尙且開戦の場合には被攻撃國をも合めて交戦國労働  
者は左の二重の義務を負ふものとする。

- (イ) その所屬團體の行動上の充分なる獨立と自由を保持し、
- (ロ) なるべく迅速に戦争を停止する爲め兩インターナシヨナ  
ルとの關係を維持すること。

斯くして、社會主義インターナショナル加盟各國諸團體に於  
ては、パリ大會の決議に基き十一月五日より十一日に至る一



週間フラスシズム及び戦争反対一大示威をそれ／＼舉行した。尚ほナチス反対運動の顯著なる活動は、アムステルダム所屬各國労働組合に於ても敢行された。

アムステルダム大會  
ドイツに於けるナチス政府の出現とそれによる労働運動の潰滅の最も深刻なる打撃を受けたのは、アムステルダム・インターナショナル即ち國際労働組合總同盟(I.F.O.T.U)であつた。アムステルダム系統労働組合員總數約千八百萬の三分の一たるドイツの労働組合員を失ふたるに加へて、その本部所在地たるベルリンに於ける活動不可能となり、本部をパリに移轉するに至り、斯くて新事務所に於ける最初の中央及び執行委員會の結果、フラスシズム反対の世界的ボイコット運動を發起することとなつた。當時社會主義インターナショナルとの聯合委員會に於て、從來の『苟しくも自由を愛する人士は、フラスシズム及びそれに伴ふ危険に對して、文章、組織、教育其他政治經濟行動により排撃活動を喚起すべし』との態度に満足せず、進んでナチスに對する積極的ボイコットを敢行することとなり、各加盟團體に指令の結果、スキス、オランダ、イギリス諸國の労働組合を始めとして、國際商業事務技術従業員聯合會、國際運輸労働聯合會等の業別インターナショナル等先づ之に應じてドイツ製品不買、ドイツ映畫排斥、ドイツ旅行禁止等の行動に出で、之はやがて其他諸國の労働團體にも傳波して、スウェーデン

の如きは、社民黨内閣の反對にもかゝはらず、ボイコットに参加し、ノールウエイの如き未加盟諸國に於ても、賛成者あり、一九三二―三四年は、殆んどナチス排撃運動に集中する状態であつた。而して殊に重要なものは、フラスシズム發展の結果として勃發さるべく憂慮せられし第二世界大戰に對する準備行動であつて之は、七月三十日より八月三日まで五日間ブリッセル市美術館に於て開催せられし第六回定期大會に於て決定した。

大會は十八箇國の加盟團體代表百二十三名、外に社會主義インターナショナルを初めとして其の他の友誼團體及び國際労働局の代表等も出席して會長シトリン氏司會の下に開會された。大會第一日には、議長シトリン氏の開會の辭に次ぎ、戦前及び大戰中第二インターナショナル主事として活躍せる現ブリッセル市長カミル・オーマン氏の歡迎の辭及び社會主義インターナショナル會長グンデルヴェルト氏の挨拶等があつた。シトリン氏は、現下世界の情勢がや、不況恢復の途にはつけるも、不況の根本的原因の除去せざる以上は實質的の恢復不可能なることより説き出して、世界經濟會議の何等効果ある決定をなさずして終るに反し、合衆國大統領ルーズヴェルト氏が敢然不況退治の實行に着手し、先づ労働時間の短縮と大衆購買力の増加とに努力せることを推賞し、翻つて歐洲諸國に於ては、賃銀引下が必ずしも不況對策として効果なきことは、雇主側と雖も之を認めるやうになつたが、アムステルダム・インターナショナル年

來の方針たる賃銀値上による購買力の増加と關稅障壁打破による經濟的危機解決とに對しては未だ一顧も與へられず、況んや經濟危機の發展がやがて政治的影響を生ずるものたることを認めらるるものなく、爲めにドイツに於ては労働者は今や『一九一八年に倒壊せる軍國主義的專制政治以上の苛酷にして專制的なる政府』の桎梏の下にあり、その政治團體も産業團體も粉砕され、平和條約に規定せる任意的結社の權利は蹂躪せられ居ることを指摘して、フラスシズム反對を力説し、それが爲め合衆國の労働者の協力を要求し、進んで軍縮問題を論じて戦争防止の爲め労働組合が結束して總罷業を敢行すべき計畫に言及し、労働組合をして有力なる抵抗力を具備せしむる爲め凡ゆる手段を講ずべきことを論じ、永久の平和は民主主義に基いてのみ可能であると主張した。

第一日は開會式のみを終つて、午後はベルギー及びオランダの労働組合員聯合の戦争及びフラスシズム反對の大示威運動が舉行された。  
第二日には友誼代表たる國際労働局長バットラー氏、日本労働組合會議代表坂本孝三郎氏、印度労働組合同盟副會長アフタブ・アリー氏等次々に起つて各國の形勢につき報告するところがあつた。

第三日には、今回大會の重大問題の一たる戦争防止に關する決議案が上程された。書記長シヴェネルス氏は、執行委員會提

出の同案の説明に於て、この政策の根本は軍備の統制にあると云ひ、又討議に表れた各代表の意見としては、戦争勃發の危機切迫せる今日戦争意志の絶滅の爲めに努力することなどは實際的效果なきもので、寧ろ開戦を不可能にすべき方法を講ずることとに盡力すべきであるといふので、例へばフランス代表ジュオー氏が、民間の軍需品製造こそ軍備縮小の中心問題で、之に對して宜しく統制を強行すべきであると云ひ、それが爲め労働者代表と政府代表とは現場に於て協力して實行せしめることが必要であると説いた。

次に提出された重要問題は、フラスシズム反對運動に關するものであつたが、シヴェネルス氏は之に關する報告提出に際して從來この問題を論ずるに當つて、ドイツ労働組合幹部諸氏に關聯して多少遠慮せざるを得なかつたが、今日では率直に語るを要すると云つて、ドイツの幹部等が明白に切迫せる危険を無視せること、一九三〇年にアムステルダムインターナショナル執行委員會と會見せる當時ドイツの組合員等がよく時局の發展に對して善慮し得る自信ありしこと等を説明し、その結果遂にドイツ労働運動の今日の悲境を見るに至つたことを説いて、『萬一選擇の餘地なく、暴力政策に直面した場合には、宜しく同じく暴力を以て之に對抗すべきである』と主張した。この討議にはオランダ代表クーベルス氏、唯一のドイツ人代表たるザール地方選出のドビシニ氏、イギリス代表ヒックス氏等も参加したる結果、



やがて世界経済状態の變遷に伴うて労働組合の組織も變更すべきことも提案され、之に關しては執行委員會で適當の案を作製することとなつた。

尙ほ第三日目は、南アフリカ産業労働評議會代表ヒューム氏の南アフリカに於ける、労働組合運動の情勢に關する報告があり、氏は過去五年間南アフリカに於ては人種問題を中心として白人と黒人労働者間の結合を妨害する運動が行はれ、それが爲めカゲレー氏の組合が阿姆斯特ダムに加盟した當時は組合員約十萬もあつたが、今日では組合の存在すら認められなくなつたとのことである。

第四日には、計畫經濟、社會政策、及び教育問題に關する報告が提出された。計畫經濟に關する報告の説明に當つたジョーイ氏は、今日の世界が四大經濟單位で構成されて居り、合衆國、イギリス帝國、ソウエート聯邦及びヨーロッパが各ブロックを形成せるを説き、労働運動としては、從來大經濟單位の形成に對しては賛成であつたが、之は現にある各經濟單位に於て實施されてゐる政策を承認する意味ではないと云ひ、進んで自給自足乃至孤立主義に反對し、現下の世界不況解決案としては、關稅主義も自由主義も不可なりとし、國際的物資交換は宜しく國營の貿易獨占機關を以てすべしと云ひ、カルテルその他の獨占機關の統制を説き、又國際通貨の設置、中央銀行制度の確立等が必要なりとした。尙ほ經濟の計畫化と同時に労働時間の短縮、

失業者の救濟、生活標準の向上等も不況對策の應急政策として必要なる旨主張された。

社會政策に關する報告は、カミル・メルタン氏之を提出したが、同案内容は、團結の自由、社會保險の確立、労働保護立法、休暇、幼少年工婦人労働者保護、家内工業、團體協約等に關する要求より成るもので、殊に一週四十時間制度の確立が中心となつて居た。

教育政策に關する報告は、滿十八歳までの義務教育制度を中心としたもので、大會では書記シエトルツ氏が説明の任に當つた。

以上の各報告は、それ／＼委員會に附託となつたが、大會の最終日なる八月三日各委員會より審議報告あり、大會の可決するところとなつた。即ち戦争防止問題に關しては、大會は萬一開戦の虞ある場合には、侵略國の労働組合は總罷業を敢行すべく、而して其の他の國々にては侵略國に對するボイコットを行ふことを決議し、侵略國とは、その問題の性質如何を問はず、凡て紛争事項を調停裁判に附議するを拒絶する國となし、總罷業開始の時期は、(イ)國際聯盟規約第十一條に基く聯盟總長の調停申出、又は(ロ)パリ平和協定に基き行動せる政府の申出を拒絶したる時、或ひは(ハ)開戦危機に際して指導機關たるべく設置されし國際労働組合總同盟と社會主義労働インターナショナルとの聯合委員會の決定せる時と規定し、尙ほ各國に於ける

獨裁制度樹立より生ずる危險に關して、執行委員會をして「平和を脅威する國家をば政治的經濟的に孤立せしむるに必要な措置をとらしむる」事となつた。而してそれと同時に從來の軍縮運動は繼續して、進んで民間の軍需品製造の全廢及び武器製造販賣に對する國內的國際的の確立を要求し、或ひは、侵略國に對する積極的政策の實施の局に當るべき團體に對して各國にて財政的援助を與ふることを訴へ、或ひは戦争反對運動は、労働團體のみの責任とすべきでなく、全世界の各方面、殊に少年及び婦人間に於ても、尙しくも自由と平和を愛する人々をして精神的物質的援助をなさしむべきことを要求して居る。

次に計畫經濟に關する決議は、現在及び將來の經濟危機は今日の經濟組織の根本的變革によつてのみ解決防止し得べしとなし、新しき經濟組織の下にあつては、社會全體をして生産手段の統制權を確保せしめ、豫め決定せる基礎に立脚して計畫を確立すべきであると云ひ、又通貨の安定、關稅障壁の撤廢、社會主義への資本主義の變革に對する斷へざる努力の必要が力説せられてゐる。この決議案の上程されたとき、ポーランド代表アルテル氏は、修正案として、労働者による政權の獲得が經濟組織變更の豫備的條件なりといふ意味の文言の追加を提案して、イギリス代表の賛成を得たが、大會の多數より反對された爲め、原案可決となつた。

フランスズム反對決議は、大會の満場一致可決するところとな

つたが、之はドイツ製品に對するボイコット實施とヒットラー政權の犠牲者救濟の爲めマッテオッチ基金への寄附勧誘とが主要事項となつて居り、チエネーヴの國際労働局が人種的理由にてドイツ國內居住の不可能となりしものに對して外國移住の便宜を與へんとせるに對して賛成の意を表したものであつた。

社會政策に關する決議に於ては、四十時間確立を目的とせる國際運動開始が主張されて居り、又目下各國の反動的政府が既に實施されし各種の改良政策を廢止せんと努力しつゝ、あるを不可とし、強制的調停制度と強制的勞役とに對して反對を唱へて居る。

今回の大會に於てかねての懸案たりし阿姆斯特ダムの組織的改造及び業別インターナショナルとの關係につき決定を見る筈であつたが、之は執行委員會に於て考究することとなり、九月二十五日及び二十六日の會合に於て小委員會を設けて改組案を作製することとなつた。

業別インターナショナル

阿姆斯特ダム系統に屬する業別労働組合インターナショナル即ち國際労働組合書記局(I.T.S.)は、一九三三年初頭二十九團體あり、之が加盟組合員數合計千三百九十七萬五千五百七十一人あり、阿姆斯特ダム加盟諸國以外の例へば南北アメリカ諸國、日本其の他東洋諸國、南洋、オーストラリア等にも及んで居り、最近、阿姆斯特ダムインターナショナルの組織單位を



業別インターナショナルにせよとの議さへ出で、その重要性は益々大となつて居る。一九三三年初頭各聯合會の加盟組合員数は左の如くになつてゐた。

| 業別     | 加盟員数         |
|--------|--------------|
| 食品     | 三三六、一四八      |
| 建築     | 九〇三、四一二(註)   |
| 木工     | 八一五、三五〇      |
| 製陶     | 八〇、〇六〇       |
| 帽子     | 三一、七五九(註)    |
| 理髮     | 一一、七四三       |
| 皮革     | 二七七、〇二〇      |
| ダイアモンド | 二〇、四三八(註)    |
| 事務員技術工 | 八七〇、五五八      |
| 官吏員    | 三八五、一三四      |
| 被服     | 三〇七、六九九      |
| 旅館料理店  | 七七、六八四(註)    |
| 教員     | 一〇七、九六一(註)   |
| 石版     | 六〇、二三九(註)    |
| 機關手火夫  | 六〇、六八三(註)    |
| 金屬     | 一、八〇〇、五二一(註) |
| 鑛夫     | 一、七五三、七二二    |
| 塗飾     | 一一二、九七六      |
| 石工     | 一〇二、八五九      |
| 通信     | 四一五、七一五      |
| 製本     | 一〇九、五八二(註)   |

| 業別  | 加盟員数       |
|-----|------------|
| 公務  | 五二六、九四三    |
| 煙草  | 一〇七、六七〇    |
| 農林  | 五九八、九三八(註) |
| 紡織  | 八二五、〇八六    |
| 運輸  | 二、三二一、〇三一  |
| 活版  | 二四九、六一〇    |
| 雜工場 | 五九六、八四二    |
| 硝子  | 八八、一八八(註)  |
| 合計  | 一三、九七五、五七一 |

本年度に於て大會を開催せる二三の業別インターナショナルにつき、左に紹介する。

建築労働者 イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、メメル等歐洲十九箇國の加盟組合員約九十餘萬を有する建築工インターナショナルも亦、ヒットラー政府成立の爲め一大打撃を受けた労働團體の一で、ドイツ加盟組合員約四十萬は潰滅に歸した。この事は、一九三三年七月二十七日及び二十八日の兩日ブリッセルに於て開催せるその第十回大會に於ける議長イギリス代表コボック氏も、その開會の辭に於てドイツ代表の出席不能に陥入りたることに遺憾の意を表するところがあつた。尚ほ氏は近き將來に於いてドイツ建築労働者がヒットラーによつて加へられたるドイツ労働組合に對する弾壓を排除し、再び大會に出席せんことを切望し、進んで本大

會に於てはドイツの政局の結果たる聯合會新本部の確立、及びドイツ加盟組合潰滅により必要となりたる執行委員會、聯合會主事の選挙が重要任務となりしことを力説した。尚ほ氏は、一週四十時間労働制問題に言及して、本問題が既に本年の國際労働會議に於いて論議せられたのであるが、當時各國政府は、英國政府の先導の下に、上程後僅か數日間に於て、よく全世界の労働者をして一週四十時間労働日の獲得を不可能ならしむべき定則を決定するに至つたことを指摘した。本大會に於いて可決せられた決議は種々あつたが、殊に興味ありしは、建築業に於ける安全装置取締りを有効ならしむるため、國際労働局に於いて豫備研究のなされるべきとの決議が満場一致を以つて可決せられたことであつた。大會は國際労働局が出来得るかぎり迅速に本問題に對する研究を進めんことを希望し、國際聯合會書記局に於いても、本問題研究繼續促進のため國際労働局と絶えず接觸を保つべきことを委任し、加盟各團體に對しても、國際労働局に對する助力、本問題研究補助のため當該國に於ける公共機關と綿密なる關係を保持すべきことを命じた。大會は又失業より起る困窮、及びロンドン國際經濟會議に於いてフランス代表デュオー氏により提議せられたる公共事業政策に對し、注意を喚起すべき決議を可決し、失業者の多數を吸収すべき公共事業國際計畫案の可急的に實現せられんため、ア

ムステルダム・インターナショナルと協力する用意あることを宣言した。大會は又労働組合運動によつて締結せられたる團體協約中に於いて保障附條件を以つて四十時間労働制を規定せよとの阿姆斯特ルダム・インターナショナルの要求に對し完全に同意する旨を宣言した。大會は又執行委員會の國際労働局と協同して、衛生安全、並びに建築労働者及び公共事業労働者の業務疾病に對する補償金支拂を確保すべき國際條約等の採用を委任した。其他スカンヂナヴィア代議員の動議に基き、ドイツ建築材料不買實行決議が可決せられた。この動議はイギリス代議員により支持せられたが、當時、イギリス代表者はプリストル建築労働者が先頃ドイツ製ドアの船積作業を拒絶したことを述べた。役員改選の結果次期聯合會長としてコボック氏、主事としてオランダのファン・アクテルベルグ氏が當選し、聯合會本部は阿姆斯特ルダムに移轉する事となつた。木工労働者 大工、指物師、家具工、刷毛工、容器製造工等の木工労働者を結束せる木工労働者國際同盟會は、加盟組合員約九十萬に近く、英、佛、獨其他歐洲諸國は勿論、南アフリカ、オーストラリア、カナダ、及び合衆國、キューバ、ニュージーランド、パレスチナ等殆ど東洋以外の各國に互つて加盟團體を有し、多數の中小工業労働者を組織せる點に於て、注目すべ



き業別インターナショナルの一である。加盟團體中ドイツの二十七萬八千に達する二組合を除けば、合衆國及びカナダを活動範圍とせる國際組合の一たるアメリカ合同大工指物師友愛會の二十六萬餘が最大加盟團體たる點も、特色ある構成である。木工労働者國際同盟會第八回通常大會は、ブリュッセルに於いて、一九三三年八月四日よりデンマークのベテルセン氏議長の下に開催せられた出席代議員は十ヶ國を代表する三十名であつた。

書記局より提出せられた報告(三ヶ年一回)によれば、聯合會の組合員数はドイツ木材労働者の潰滅によつて約三分の一の減少を示し、又組合員の中には不況による經濟的困窮に直面し、加入費の支拂不能に陥りつゝあるものも相當の數に上るとのことであつた。又聯合會本部のベルリン所在中ドイツ政府によつて聯合會財産の一部が沒收せられたが、其の結果財政状態より云ふも組合加入費の増額は必要なりとせられてゐた。

今回の大會に於て、公共土木事業に關し、聯合會は建築労働者組合國際聯合會と共同動作をなすべき事、更に進んで二聯合會の完全なる合併をなすべきことの決議が可決せられた。又聯合會本部所在地を、ブリュッセルにすことに決定せられた。尤も、これに就いては、アムステルダムにすべしとの説を支持する少數論者もあり、ブリュッセルに本部設置の決定は、將來に於ける建築労働者組合國際聯合會(本部はアムステルダム)との

をば、新機械の購入に使用し、以て多數労働者をしてパンを得る途を失はしめつゝ、ありし人々の負擔に於て、從業時間の短縮を要求すべきものなりと主張した。

斯くて大會は、技術の進歩とその労働者に対する不利なる效果とを防止する目的を以て、私企業に對する政府の干渉取締を要求せる左の決議を可決した。

本大會は、資本主義制の下に於ける現在の忍び難き状態をば更正し、之に代ふるに慎重の熟慮を経たる計畫經濟を以てすべきものと信ずる。この意味に於て、本大會は、私企業の放漫なる方法が労働者に對して不利なる效果ある國々に於ては、労働者保護の爲め政府の干渉を要求する。尙ほ本大會は、企業の機械化をば、公共的統制の下に置くべきことを要求する。この點に於て本大會は産業より驅逐せられし老齡労働者保護の必要なるに注意を喚起し、それらの労働者に對して充分なる養老年金を各國に於て要求すべきである。云々

と主張し、尙ほ一週四十時間制度に關する國際條約案の採擇の第十七回國際労働會議に於て一箇年延期となりしを遺憾とし、又將來同條約案に於て、中小企業に對する適用の除外される場合には、本インターナショナル本部に於ては、國際労働局と協議して、一週四十時間制を全印刷業に實施せしむべき特別條約案を作製するやう努力すべきこと、労働時間の短縮はあくまで賃銀低下を伴はざるやうすべきこと等を明記した。

尙ほ今回大會に於ては、フランス代表リオン氏が出版自

合併の際の面倒あることになれば、暫定的なるものと考へられた。ドイツ組合解散の爲めベルギーのハウヴェルト氏は、ドイツのタルノヴ氏に代つて主事に就任すること、なつた。

尙ほ大會に於て現ドイツ政府の迫害の結果、その地位を失つたドイツ労働組合指導者達の爲に救濟手段を論議したのは時節柄注目を喚起した。

活版労働者 アムステルダム系統に屬する印刷工業別インターナショナルには、石版工と活版工と二種の團體があり、後者は一九三三年八月二十日より數日間に亙つてノイシャテルに於て開催された第十二回大會に提出せられし報告によれば、國際活版労働者聯合會加盟組合員数は、一九三三年初頭合計二十四萬三千人にして、加盟組合二十七團體であつたが、ドイツ組合脱退の爲め十三萬六千七百五十三人となつたとのことである。尤も加盟國數及び加盟團體數は多少増加したと云はれる。

大會に於て、チエコスロヴァキア代表ネメチェク氏は、印刷業に於ける一週四十時間労働制に關する動議提出に當つて、目下各國の労働組合間に於て、賃銀低下を伴ふとも寧ろ四十時間制實施をなすの賢明にあらずやとの議論行はるゝが、氏はかゝる政策には絶對反對にして、氏としては、労働時間の短縮は技術上の進歩と無統制の合理化の必然的結果にして、労働者は當然技術進歩の結果たる利潤の増加に均霑すべき權利を有するもので、従つて労働者としては從來技術發達により生じたる利潤

由に關する報告を提出し、之を基礎とした決議が採擇された。決議は、或る國に於て新聞、雜誌等の出版を禁止することに抗議し、政府の斯の如き處置は往々印刷工の失業を惹起するにより、各國加盟團體に於ては、宜しく政府の出版自由の硬塞に抗議し、萬一出版物禁止の爲め金錢上の損失を蒙る場合には、當該犠牲者は政府に對して補償を要求すべきであると主張したものであつた。

大會は、役員改選の結果、ハンス・グルンドバヘル氏主事に再選せられ、又本部所在地は依然としてベルヌに置くこととなつた。

製靴皮革工 製靴皮革労働者國際聯合會第七回國際大會はブリュッセルに於いて一九三三年十一月十四日より開催された。

書記チエスター氏(Mr. Chester)は、その國際聯合會活動報告に於いて、國際聯合會本部をニルンベルグよりロンドンに移轉せしめるの已むなきに至つたドイツ政府の迫害に就いて述べ、ドイツ製靴皮革労働組合聯合會の脱退の結果、加盟組合員數は、十一萬五千人即ち一九三二年の加入員數の四三%の減少を示したること、聯合會加入員數は最近の報告によれば、十四ヶ國、二十二聯合會、十五萬三千八百七十五名なることを説明した。國際主事ジモン氏は、五月二日捕縛せられ、ゲチャウに目下幽囚せられてゐることも報告せられた。

報告の討議中加盟團體にとりて目下の最も主要なる問題は組



各労働團體が労働時間短縮問題に就いて共同行動を提起せんことを歓迎す。

本大會は、その結果一週労働時間切下げに就き、國際労働條約案が採擇せられんことを希望し、この目的に對する手段として、各國の労働組合が相共に且當該國の中央機關を通じて、全力を盡して次期國際労働會議に於いて、從來週四十時間労働制に關する國際條約案制定につき國際労働局がなせし努力を各國政府に積極的に援助せしむべく活動せんことを要求す。

大會は、會費引上げ問題（一組員一ヶ年ハスイス、サンチームより十スイス、サンチーム） ロンドン本部設立問題、チヌスター氏の國際主事就任問題もそれぞれ可決した。

工場労働者 工場労働者國際聯合會は、今日では主として化學工業従業者がその加盟組合員の大多數を示して居る。尤もその加盟員總數約六十萬中二十餘萬は、ドイツ工場労働者組合に屬してゐるが、之はヒットラー政權によりて解散せしめられた譯である。加盟國別はイギリス、ドイツ、フランス等を初めとして、北歐バルカン諸國合計十五箇國に互つて居る。

工場労働者國際聯合會第五回國際大會は、ブラーグに於いて一九三三年十一月十五日より開催、出席代議員は八ヶ國の十四聯合會を代表する五十七名であつた。

主事ヨンゲ氏の報告に於いて、ドイツ工場労働者組合の脱退の結果、一九三二年十二月三十一日に於いては組合員數五九六、八四二名に上りしも、大會開催當時に於いては二三一、五六一

友誼代表として大會出席中のベルギー労働組合評議會主事メルタンス氏は、労働時間短縮を生起せしめるに至つた技術的失業の擴大を論じ、青年労働者を永久の失業より救済することの必要なるを力説した。この青年労働者失業問題は特に著しく、例へばデンマルクに於いては、失業者の三分の一は青年であり他の數ヶ國に於ける調査も同様なる状態を示してゐるとのことであつた。工業の技術的進歩を單に製靴業のみならず、他の部門にも數種の例を擧げて説明した後、氏は各種國際的協議に於いて如何に労働時間短縮の問題が生起したかを説明した。氏は次期國際労働會議に於いてこの問題に關し條約案の採用されんことを労働團體が欲するならば、輿論を説服せしむることが彼等にとつて義務的であり、國內的に或は國際的に一週四十時間労働制の設定のために宣傳をなすべきことが必要なることを力説した。

次の決議が英國のスマイス氏 (Mr. W. Smith) の動議に基いて採用せられた。

本大會は、工業に於ける合理化、機械化の増大が、諸國に於ける莫大なる失業者を生起せしめたることを考慮し、國際労働局加盟の

名に減少したること、従つて國際聯合會の經濟状態悪化の結果適當なる對策を講ずる必要のあること、又國際カルテル、トラスト等が急速に發展し、特に工場労働者組合の關係する産業部門に於いては、この傾向著しく、就中、化學工業に於いては、數ヶ國のトラストが、殆ど半永久的に親密なる關係を結ぶに至つたこと等が指摘せられた。本大會に於ける重要な報告並びに決議の一として――

一、國際爭議基金の件があつた。即ち爭議及び工場閉鎖等を含む工場労働者團體の諸事件に對する國際的援助の可能性に就いての報告が書記局より提出せられた。書記局はこの提出に際し、罷業、工場閉鎖等の場合に於ける財政的援助の爲めの國際基金設定の問題は大なる困難を伴つてゐること、従つて効果あるプランの作成の爲には國際聯合會組織の改正が必要であることを力説した。この問題はノルウェー化學労働者聯合會及びノルウェー製紙労働者聯合會より提出せられた二つの決議と共に執行委員會に委ねられることになつた。

一、次に國際聯合會組織變更問題に關して、大會に於ては、工場労働者組合國際聯合會と製陶労働者組合國際聯合會及び硝子労働者組合國際聯合會との合併の問題について書記局より報告がなされ、三國際聯合會合併に關する打合せ會の不成功なりしことが述べられた。大會は現在の國際聯合會の組織を解體して、現在加入團體の範圍内に於いてこれを各産業部門別に組織

することを決定し、該各部門の設定は先づ國際聯合會大會に於いて可決せられる必要ありとなし、部門設定後はそれぞれの書記局と定期に開催さるべき大會を持つべきことを決定した。

ノルウェー製紙労働者組合聯合會より提出の製紙業に於ける賃銀、労働状態、失業等に關する年報作成の問題は、目下の書記局に於いては、手不足のため實現困難のため、一年おきに發行することとし、可決せられた。又人造絹絲業労働者の組織化については、化學工業に於ける労働者の組織並びに防衛の從來の經驗よりして、その一部分をなす人造絹絲工業に對しても、工場労働者組合國際聯合會が、労働者の爲めの最も適當なる組織なりとし、諸國の加盟聯合會に對して人造絹絲工業労働者組織化のために全力を盡すべきことを要請した。

尙ほ大會は、執行委員會の動議に基いてヨーロッパ以外の大陸の組織確定のための權力を委員會に委任すること、而してこれらの國々に於ては必要に應じて國際大會に於いて定められた割合よりもより低く國際聯合會に組合費納入を希望することを決定した。

大會は、又最近國際労働運動上の重要問題となつて居る四十時間労働問題についても、決議するところあり、この『主として失業を救済のための負擔を賃銀元本に轉嫁する目的を以て』行はれるところの労働時間の短縮及び賃銀低下案に對し注意を喚起せる決議は、イギリスの全國一般都市労働者組合によつて



提出せられた。該決議はかくの如き方策は、賃銀労働者の生活水準を低下せしめるとの理由によつて、反対したものであつたが、執行委員会は本大会がアムステルダム・インターナショナル社会主義インターナショナルによつてなされた要求と統一化せしめるために、この決議に修正を加へる必要あることを提議した。該要求は日給労働者に対しては四十時間、繼續労働者に対しては三十六時間の週労働時間を經濟的にも必須であり、實際上にも實行可能なりとしたものであつた。大会はアムステルダム・インターナショナル及び國際労働會議代表部が労働時間引下げを確保すべく盡力したることに對して感謝し、加盟聯合會に對し、全力を盡し、それぞれの政府に對し出來得るかぎり早く、日給労働者四十時間、繼續労働者三十六時間の労働法規制定を獲得するために努力を盡くすことを命令した。討論の後修正せられた決議は、満場一致で可決せられた。

マッチ工業に於ける賃銀、労働状態に關する豫備報告も提出され、更に附加してベルギー代議員よりベルギーに於けるマッチ工業の状態について報告があつた。その他さきにアムステルダム・インターナショナルより指令せられたドイツ貨物ボイコット支持を加盟團體に要請すべき決議、及び國際軍備縮小賛成に關する決議が可決せられた。

**傳給労働者國際總同盟**

アムステルダム及びモスコのいづれの労働組合インターナ

ショナルにも屬せず、又それらと何等關係なき労働組合インターナショナルも多數ある内、比較的アムステルダム系統に近き團體にして、殊に非筋肉俸給労働者を糾合せる最も強大なるものとして、智能労働者國際總同盟がある。その活動範圍世界の十一ヶ國に及び、約三百萬の組合員を擁するこの國際總同盟第十一回大會は、ポーランドのコシンスキー氏議長の下に一九三三年十一月三日より五日まで三日間、ヂェネーヴに於いて開催された。出席者は、ベルギー、チェコスロバキヤ、デンマーク、フィンランド、イギリス、オランダ、ポーランド及びユーゴスラ

ヴィヤの八箇國を代表せるもので、加盟國たりしオーストリア及びドイツ代議員は出席しなかつた。國際主事にはルイス・ガリエー氏(Mr. Louis Galie)再選、書記として以下の人々が選舉せられた。即ちオランダ代表コルネリッセン、ドイツ代表エヴェリング、チェコスロバキヤ代表コレル、ポーランド代表コスチンスキー、デンマーク代表クリステンセン、ベルギー代表シールマン、イギリス代表、スミス(Mr. Smith)、オーストリア代表フックスの八氏である。

本大会に於いて可決せられたる決議は左の如くであつた。

- 一、失業問題 國際労働局をして知能労働者の従事しつゝある各部門に於ける失業の統計を調査せしめ、以て學生の職業輔導及び俸給労働者失業救済の用に供する。
- 二、失業保險 國際労働會議第十八回大會に提出すべき失業保

險條約案は、俸給生活者に對する例外を設けざること、但し法律、從業規定雇傭契約等により雇傭の安定の保證せられてゐる労働者を除外することを得。

三、醫學特許の保護 本大会は、國際知能労働者聯合會常設委員會の決議に基き國際労働局智能労働諮問委員會に對して、國際労働局をして醫界に於ける特許問題について調査せしむるやう要求する。

四、事務所に於ける衛生 フランス知能労働者組合聯合會の報告に基き、事務所に於ける衛生に就き、次の如き決議がなされた。即ち事務所の衛生には、一般労働者の保護と安全を目的とする法律を適用すること、又この法律の適用は労働監督官(男女の)並びに健康監督官によつて嚴重に監督せられ、又當該労働者團體より選出せられたる被傭者の委員によつて援助せられねばならぬ。而してこの法律は、事務所に掲示し、従業場の衛生状態の記録板を設備し被傭者をしてその觀察を記録せしめ、又保健監督官は労働者に對し、講演等によつて、作業に於ける衛生上十分に準備さるべき状態等を労働者に傳へるべきである。健康規則違反者は罰せらるべきである、又事務所の新設備に對する設計は、保健局に提出せらるべきであり、保健局の権限はもつと擴張されなければならぬ。健康設備は健康に適合することを第一とし、健康に必要な一切の器具購入の費用は雇主によつて負擔さるべきであり、これらは社會の安寧、公の健康の見地よりなされるべきである。

四、テレヴィジョン ファン・デン・クレックホーヴェ氏の報告は討議上極めて重要な意義あるものとされ、常設委員會にその研究が委任せられた。更にそれと聯關し、次の如き要求が國際聯合會に

屬する各國の知能労働者團體に向つてなされた。

イ、速にベルヌ條約(ベルリン及びローマに於ける改訂を含む)の内容を充實補足し、以てテレヴィジョンへの適用をも含む條項追加をなすに必要なる措置をとり、

ロ、文學藝術上の版權の行使及びテレヴィジョンによる上演權行使の保護を目的とせる一般的又は私的の國際條約案を製作する目的を以て國際機關に提出し得る如き法文をなるべく速かに起草すること。

五、組合の自由 イギリスのトムソン氏(Mr. Thomson)及びチニコのコレル氏(Mr. Koller)の報告に基き、且團結の根本原則に最も主要なる労働者の團結自由の權利に關して、團結の自由は文明開發に對する主要條件の一をなすことを想起すること。聯合會規約の第一條第二項、第三條第一項即ち各國の團體は職業上の關係に於いてのみ組合員の加入を認容するものにして、人種宗教見識の何たるかは問はず、と云ふことに對する以前になされたる解釋を強調することが必要とせられるに至つた。従つて大會は、政府の干渉なしに働かざる聯合會のみが、知能労働者組合國際聯合會の團體的活動に參與しうるものなりとなした。何となれば、本聯合會は職業的、労働組合的基礎に組成せられた知能労働者のみを擁護し、代表するからである。

六、労働者利益の一致 今回大會に於て可決せられし決議中最も注目すべきは、勤勞階級利害關係の一致に關する左記のものであつた。

(イ) 非筋肉知能的労働者は凡て彼等の利益擁護を目的とせる各職業團體に加入すべし。



(ロ) 此等の團體は、全て當該全國的聯合會に所屬すべし。  
 (ハ) 非筋肉的知能労働者の全國的聯合會は、全て國際的に他國に於ける同一聯合會と結合すべし。  
 (ニ) この種の全國的及び國際的團體の政策目的には、根本原則として雇主又は政府の攻撃に對して、加盟團體及びその團體員の權利をば保護し、且その種の干渉に對しては敢然自生獨立を維持すべきことを含むべきこと。  
 (ホ) 凡ての非筋肉的知能労働者及びその團體並びに聯合會をして、その現在直面せる時局の重大性及びその結果彼等の職業上の權利も、個人的自由も、亦團員保護の爲め彼等自體の眞正なる妨げられざる存在を保つべき團結權をも脅かされつゝあることを認識せしむべき適當の方策を直ちにとるべきこと、又各部門の知

能労働者をして彼等を結合する所以が、眞に利害關係の一致にあることを認識せしめ、且この一致團結の目的を以つて活動的政策を採用することの必要を知らしむべき適當なる手段を講ずべきこと。  
 七、四十時間労働問題 大會は、四十時間制に關する國際條約案を可決して、知能労働者と全労働者との連帶性を肯定すると共に斯くの如き労働時間短縮可能の第一條件は週給或は日給の引上げを伴はざることを主張するところがあつた。  
 其他著作權に關する決議及び國際労働局諮問委員會に於て知能労働者聯合會代表者のとるべき方針に關する二種の決議をも可決したが、右の中技師稱號保護の問題は最も重要なものであつた。  
 (以上海外の部 水上鐵次郎)

昭和九年十二月二十日印刷  
 昭和九年十二月二十四日發行

定價金貳圓

東京市芝區芝公園六號地  
 財團法人協調會代表者  
 發行兼著作權者 大島辰次郎  
 印刷者 東京市本所區飯橋一ノ廿七ノ二 守岡功

發行所

東京市芝區芝公園六號地

協調會

電話芝一、三一一、一三六  
 振替東京五三七〇四番



# 海外 労働年鑑

一九二八年版  
昭和五年版  
昭和六年版  
昭和七年版  
定価各一册 金二圓五十錢  
送料 金十四錢

◇見よ・歳月を経る毎に價値と效用とを發揮する我年鑑!!

完備せる調査組織と多數の専門調査員とを擁する協同會の編纂に係る年鑑である。海外二十餘ヶ國の労働界の情勢を一瞥して容易く知ることが出来るやうに纏められてゐる労働者運動・労働事情・労働法制・労働政策等に關する主要なる事件は全部を網羅してあります。なく、懇切な説明的叙述は讀者に直ちに事件の全體を會得せしめると共に多數の正確な統計資料の挿入によりて總括的に情勢を把握し得る。更に末尾に附した労働日誌は事件の起伏経過を時間的に明瞭ならしめてゐる記事の正確と内容の豊富とは本書の最も誇とする所で、基礎資料として座右に不可欠の良書である。

## 海外労働界の情勢

一九二五年 四六判 三三六頁  
一九二六年 四六判 三九八頁  
一九二七年 四六判 二九九頁  
定價 各一圓  
送料 金八錢

# 昭和 八年版 労働年鑑

最好評

菊判 定價金二圓  
四七〇頁 送料十四錢

絶対に信頼すべき内外労働一年史!!

本書は日本及び海外の二部より成る。本書により昭和七年度に於ける日本及び海外二十有餘箇國の労働界の情勢は一瞥して容易く知ることが出来る。無産政黨運動・労働組合運動・労働争議・國家主義運動・消費組合運動・農政運動・農民運動・小作争議・労働法制・労働政策・労働者教育等に關する主要なる事件は全部網羅してあります。尙各國の選挙戦、軍縮運動、不況対策等の政治經濟の一般情勢をも本書には掲げてあるから、大觀する上にも非常に役立つ。記事の正確と内容の豊富にして殊に多數の統計資料の挿入によりて總括的に情勢を把握するに便した點とは本書の最も誇りとする所である。敢て一本を座右に薦む。



協調會刊行書目

|            |        |
|------------|--------|
| 最近の社會運動    | 拾貳圓    |
| 勞働法上卷      | 送料三十五錢 |
| 勞働法下卷      | 送料三十五錢 |
| 社會思想史      | 送料五拾錢  |
| 各國勞働組合運動史  | 送料二十二錢 |
| 獨逸勞働組合運動史  | 送料二十二錢 |
| 勞働史講話      | 送料五拾錢  |
| 各國の社會政策    | 送料五拾錢  |
| 消費組合論      | 送料十五錢  |
| 産業合理化と社會政策 | 送料四拾錢  |

|               |        |
|---------------|--------|
| 英國産業の合理化問題    | 送料六拾錢  |
| 英國に於ける失業及其對策  | 送料六拾錢  |
| 獨・米に於ける失業及其對策 | 送料十拾錢  |
| 日本人口問題研究      | 送料五拾錢  |
| 日本人口問題研究 第二輯  | 送料二十二錢 |
| 英米獨佛の雇主組合     | 送料六拾錢  |
| 産業及農會の教育的活動   | 送料二拾錢  |
| 農村に於ける塾風教育    | 送料八拾錢  |
| 成人教育運動の新傾向    | 送料二拾錢  |
| 英國とその成人教育     | 送料十拾錢  |

協調會刊行書目

|                |       |
|----------------|-------|
| 獨逸國民高等學校運動     | 送料四拾錢 |
| 我國に於ける勞働者教育の趨勢 | 送料五拾錢 |
| 工場嶺山教育施設要覽     | 送料五拾錢 |
| 職長及職長指導者の教育    | 送料八拾錢 |
| 工場に於ける職長の任務及教養 | 送料五拾錢 |
| 本工場嶺山職長制度概要    | 送料五拾錢 |
| 邦工場嶺山職長制度概要    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第一輯      | 送料五拾錢 |
| 農村計畫叢書第二輯      | 送料二拾錢 |
| 農村計畫叢書第三輯      | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四輯      | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五輯      | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六輯      | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七輯      | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八輯      | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九輯      | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十輯      | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十一輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十二輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十三輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十四輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十五輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十六輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十七輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十八輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第十九輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十一輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十二輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十三輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十四輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十五輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十六輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十七輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十八輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第二十九輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十一輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十二輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十三輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十四輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十五輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十六輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十七輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十八輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第三十九輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十一輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十二輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十三輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十四輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十五輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十六輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十七輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十八輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第四十九輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十一輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十二輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十三輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十四輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十五輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十六輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十七輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十八輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第五十九輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十一輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十二輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十三輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十四輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十五輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十六輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十七輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十八輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第六十九輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十一輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十二輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十三輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十四輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十五輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十六輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十七輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十八輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第七十九輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十一輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十二輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十三輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十四輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十五輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十六輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十七輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十八輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第八十九輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十輯     | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十一輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十二輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十三輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十四輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十五輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十六輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十七輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十八輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第九十九輯    | 送料四拾錢 |
| 農村計畫叢書第一百輯     | 送料四拾錢 |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 農村問題解説叢書第一輯     | 送料五拾錢 |
| 我國に於ける農業委員會制度の話 | 送料二拾錢 |
| 農村問題解説叢書第二輯     | 送料四拾錢 |
| 農業保險の話          | 送料二拾錢 |
| 農村問題解説叢書第三輯     | 送料四拾錢 |
| 農村生活改善の話        | 送料二拾錢 |
| 農村問題解説叢書第四輯     | 送料四拾錢 |
| 農家負債整理の話        | 送料四拾錢 |
| 農村問題解説叢書第五輯     | 送料四拾錢 |
| 農業を中心とする農村工業化の話 | 送料四拾錢 |
| おもしろい農村材料       | 送料四拾錢 |
| 井泉村基本調査         | 送料五拾錢 |
| 農家勞働調査報告        | 送料四拾錢 |
| 更生農村の模範的事例      | 送料四拾錢 |
| 農村社會運動の動向       | 送料六拾錢 |



エトF-98

協 調 會 刊 行 書 目

|                   |                      |                       |            |            |            |             |            |            |            |                   |         |
|-------------------|----------------------|-----------------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|-------------------|---------|
| 漁村社會經濟調查          | 島と漁民                 | 小作爭議地<br>に於ける農<br>村事情 | 退職手當制度の現狀  | 我國共濟組合の現狀  | 川口鑄物業實地調査  | 主要工場就業規則集   | 健康保險實務要鑑   | 全國勞務懇談會記錄  | 各國勞働賃金統計   | 俸給生活者<br>職工生計調査報告 | 工業保健及能率 |
| 送料拾四錢             | 送料拾四錢                | 送料拾五錢                 | 送料拾四錢      | 送料拾四錢      | 送料拾四錢      | 送料拾四錢       | 送料拾四錢      | 送料拾四錢      | 送料拾四錢      | 送料拾四錢             | 送料拾四錢   |
| 昭和七年版<br>全國工場鑛山名簿 | 昭和八年版<br>勞働組合及勞働爭議統計 | 昭和八年<br>に於ける社會運動の情勢   | 二年各國勞働界の情勢 | 三年各國勞働界の情勢 | 四年各國勞働界の情勢 | 一九二八年海外勞働年鑑 | 昭和五年海外勞働年鑑 | 昭和六年海外勞働年鑑 | 昭和七年海外勞働年鑑 | 昭和八年<br>勞働年鑑      |         |
| 送料拾五錢             | 送料拾五錢                | 送料拾六錢                 | 送料拾八錢      | 送料拾八錢      | 送料拾八錢      | 送料拾五錢       | 送料拾五錢      | 送料拾五錢      | 送料拾五錢      | 送料拾四錢             |         |















